第百二十三回国会
衆議院

厚生委員会議録　第十三号

平成四年六月十九日（金曜日）
午前十時開議

出席委員
委員長　牧野　隆守君
理事　粟屋　敏信君　理事　石破　茂君
理事　野呂　昭彦君　理事　平田辰一郎君
理事　持永　和見君　理事　遠藤　和良君
伊吹　文明君　衛藤　晟一君
小沢　辰男君　大石　千八君
岡田　克也君　加藤　卓二君
坂井　隆憲君　鈴木　俊一君
住　博司君　戸井田三郎君
畑　英次郎君　三原　朝彦君
宮路　和明君　簗瀬　進君
山口　俊一君　石田　祝稔君
大野由利子君　児玉　健次君
柳田　稔君

出席国務大臣
厚生大臣　山下　徳夫君

出席政府委員
厚生大臣官房老人保健福祉部長　岡光　序治君
厚生省健康政策局長　古市　圭治君
厚生省保健医療局長　寺松　尚君
厚生省社会局長　末次　彬君
厚生省保険局長　黒木　武弘君
労働省職業安定局長　若林　之矩君

委員外の出席者
労働省労働基準局賃金時間部労働時間課長　鈴木　直和君
厚生委員会調査室長　高峯　一世君

委員の異動
五月二十一日
辞任　衛藤　晟一君　補欠選任　島村　宜伸君
同日
辞任　島村　宜伸君　補欠選任　衛藤　晟一君
同月二十二日
辞任　竹村　幸雄君　補欠選任　左近　正男君
同日
辞任　左近　正男君　補欠選任　竹村　幸雄君
同月二十六日
辞任　柳田　稔君　補欠選任　中野　寛成君
同日
辞任　中野　寛成君　補欠選任　柳田　稔君
六月三日
辞任　衛藤　晟一君　補欠選任　仲村　正治君
岡田　克也君　関谷　勝嗣君
石田　祝稔君　東　祥三君
同日
辞任　関谷　勝嗣君　補欠選任　岡田　克也君
仲村　正治君　衛藤　晟一君
東　祥三君　石田　祝稔君
同月十九日
辞任　石田　祝稔君　補欠選任　市川　雄一君
同日
辞任　市川　雄一君　石田　祝稔君
補欠選任

六月十七日
看護婦等の人材確保の促進に関する法律案（内閣提出第五四号）（参議院送付）
社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案（内閣提出第五五号）（参議院送付）
五月二十一日
国民健康カードシステムの開発・普及事業に関する請願（増子輝彦君紹介）（第二二九四号）
保健・医療・福祉マンパワーの確保に関する請願（増子輝彦君紹介）（第二二九五号）
保育所制度の充実に関する請願（木村義雄君紹介）（第二二九六号）
看護婦確保法の制定に関する請願（江田五月君紹介）（第二二九七号）
同（日笠勝之君紹介）（第二二九八号）
同外二件（北川昌典君紹介）（第二三四七号）
同外二件（玉城栄一君紹介）（第二三四八号）
同（遠藤和良君紹介）（第二五六四号）
同（中西績介君紹介）（第二五六五号）
同外三件（西中清君紹介）（第二五六六号）
療術の制度化促進に関する請願（植竹繁雄君紹介）（第二二九九号）
同外一件（船田元君紹介）（第二三〇〇号）
同外一件（鈴木俊一君紹介）（第二三五〇号）
同外一件（甘利明君紹介）（第二五七六号）
同（伊東正義君紹介）（第二五七七号）
同（中島洋次郎君紹介）（第二五七八号）
同外一件（簗瀬進君紹介）（第二五七九号）
看護職員をはじめとする保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願（近江巳記夫君紹介）（第二三〇一号）
同（菅直人君紹介）（第二三〇二号）
同（阿部昭吾君紹介）（第二三五一号）
同（東祥三君紹介）（第二三五二号）
同（井上義久君紹介）（第二三五三号）
同（石田祝稔君紹介）（第二三五四号）
同（河上覃雄君紹介）（第二三五五号）
同（北側一雄君紹介）（第二三五六号）
同（倉田栄喜君紹介）（第二三五七号）
同（玉城栄一君紹介）（第二三五八号）
同（中村巌君紹介）（第二三五九号）
同（日笠勝之君紹介）（第二三六〇号）
同（平田米男君紹介）（第二三六一号）
同（宮地正介君紹介）（第二三六二号）
同（森本晃司君紹介）（第二三六三号）
同（遠藤和良君紹介）（第二五八〇号）
同外一件（大野由利子君紹介）（第二五八一号）
同（鍛治清君紹介）（第二五八二号）
同（竹内勝彦君紹介）（第二五八三号）
同（西中清君紹介）（第二五八四号）
同（春田重昭君紹介）（第二五八五号）
同（薮仲義彦君紹介）（第二五八六号）
公的年金制度改善に関する請願（古堅実吉君紹介）（第二三〇三号）
同（権藤恒夫君紹介）（第二五八九号）
同（東順治君紹介）（第二五九〇号）
同（山田英介君紹介）（第二五九一号）
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願（赤城徳彦君紹介）（第二三〇四号）
同（増岡博之君紹介）（第二三〇五号）
同（金子一義君紹介）（第二三六六号）
同（細田博之君紹介）（第二三六七号）
同外一件（新井将敬君紹介）（第二五九六号）
同（井出正一君紹介）（第二五九七号）
同（宇野宗佑君紹介）（第二五九八号）
同（亀井善之君紹介）（第二五九九号）
同（唐沢俊二郎君紹介）（第二六〇〇号）

同（熊谷弘君紹介）（第二六〇一号）
同（河本敏夫君紹介）（第二六〇二号）
同（関谷勝嗣君紹介）（第二六〇三号）
同（田澤吉郎君紹介）（第二六〇四号）
同（中山正暉君紹介）（第二六〇五号）
同（細田博之君紹介）（第二六〇六号）
同（三ツ林弥太郎君紹介）（第二六〇七号）
同（山下元利君紹介）（第二六〇八号）
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願（伊吹文明君紹介）（第二三二二号）
同（網岡雄君紹介）（第二三三三号）
同（池端清一君紹介）（第二三三四号）
同（石田祝稔君紹介）（第二三三五号）
同（石破茂君紹介）（第二三三六号）
同（川俣健二郎君紹介）（第二三三七号）
同（鈴木俊一君紹介）（第二三三八号）
同（住博司君紹介）（第二三三九号）
同（丹羽雄哉君紹介）（第二三四〇号）
同（野呂昭彦君紹介）（第二三四一号）
同（畑英次郎君紹介）（第二三四二号）
同（平田辰一郎君紹介）（第二三四三号）
同（牧野隆守君紹介）（第二三四四号）
同（待永和見君紹介）（第二三四五号）
同（山口俊一君紹介）（第二三四六号）
同（粟屋敏信君紹介）（第二六一一号）
同（伊東秀子君紹介）（第二六一二号）
同（岩田順介君紹介）（第二六一三号）
同（遠藤和良君紹介）（第二六一四号）
同（岡崎宏美君紹介）（第二六一五号）
同（加藤卓二君紹介）（第二六一六号）
同（菅直人君紹介）（第二六一七号）
同（小松定男君紹介）（第二六一八号）
同（五島正規君紹介）（第二六一九号）
同（笹川堯君紹介）（第二六二〇号）
同（宮路和明君紹介）（第二六二一号）
同（簗瀬進君紹介）（第二六二二号）
国立腎センター設立に関する請願（愛知和男君紹介）（第二三四九号）
同（臼井日出男君紹介）（第二五七三号）
同（鳥居一雄君紹介）（第二五七四号）
腎疾患総合対策早期確立に関する請願（森本晃司君紹介）（第二三六四号）
同（井上喜一君紹介）（第二五八七号）
同（山田英介君紹介）（第二五八八号）
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願（玉城栄一君紹介）（第二三六五号）
同（網岡雄君紹介）（第二五九二号）
同（中西績介君紹介）（第二五九三号）
同（西中清君紹介）（第二五九四号）
同（東順治君紹介）（第二五九五号）
沖縄における厚生年金等の本土並み完全格差是正に関する請願（上原康助君紹介）（第二五五九号）
国民医療改善に関する請願（上田哲君紹介）（第二五六〇号）
重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（北沢清功君紹介）（第二五六一号）
同（串原義直君紹介）（第二五六二号）
同（清水勇君紹介）（第二五六三号）
診療報酬改善、看護婦増員に関する請願（志賀一夫君紹介）（第二五六七号）
重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（粟屋敏信君紹介）（第二五六八号）
同（井出正一君紹介）（第二五六九号）
同（野呂昭彦君紹介）（第二五七〇号）
同（平田辰一郎君紹介）（第二五七一号）
同（持永和見君紹介）（第二五七二号）
稀少難病患者の医療・福祉の充実に関する請願（加藤卓二君紹介）（第二五七五号）
看護職員の確保と処遇の改善に関する請願外一件（大野由利子君紹介）（第二六〇九号）
同（藤原房雄君紹介）（第二六一〇号）
同月二十五日
国民医療の改善等に関する請願（金子満広君紹介）（第二六九七号）
療術の制度化促進に関する請願外二件（増子輝彦君紹介）（第二六九八号）
看護職員をはじめとする保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願（藤原房雄君紹介）（第二六九九号）
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願（自見庄三郎君紹介）（第二七〇〇号）
同（谷垣禎一君紹介）（第二七〇一号）
同（戸井田三郎君紹介）（第二七〇二号）
同（浜田幸一君紹介）（第二七〇三号）
同（吹田愰君紹介）（第二八四六号）
同（松浦昭君紹介）（第二八四七号）
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願（岩田順介君紹介）（第二七〇四号）
同（大石千八君紹介）（第二七〇五号）
同（衞藤晟一君紹介）（第二八四八号）
同（外口玉子君紹介）（第二八四九号）
重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（堀込征雄君紹介）（第二七〇六号）
医療制度の対策と改善に関する請願（遠藤登君紹介）（第二七一三号）
同（岩村卯一郎君紹介）（第二七一四号）
同（木村守男君紹介）（第二七一五号）
同（丹羽雄哉君紹介）（第二七一六号）
同（船田元君紹介）（第二七一七号）
同（保利耕輔君紹介）（第二七一八号）
同（小里貞利君紹介）（第二八五二号）
同（沢藤礼次郎君紹介）（第二八五三号）
同（東力君紹介）（第二八五四号）
重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願（遠藤登君紹介）（第二七一九号）
同（岩村卯一郎君紹介）（第二七二〇号）
同（木村守男君紹介）（第二七二一号）
同（丹羽雄哉君紹介）（第二七二二号）
同（船田元君紹介）（第二七二三号）
同（保利耕輔君紹介）（第二七二四号）
同（小里貞利君紹介）（第二八五五号）
同（沢藤礼次郎君紹介）（第二八五六号）
同（東力君紹介）（第二八五七号）
重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願（遠藤登君紹介）（第二七二五号）
同（岩村卯一郎君紹介）（第二七二六号）
同（木村守男君紹介）（第二七二七号）
同（丹羽雄哉君紹介）（第二七二八号）
同（船田元君紹介）（第二七二九号）
同（保利耕輔君紹介）（第二七三〇号）
同（小里貞利君紹介）（第二八五八号）
同（沢藤礼次郎君紹介）（第二八五九号）
在宅障害者の介護体制確立に関する請願（遠藤登君紹介）（第二七三一号）
同（岩村卯一郎君紹介）（第二七三二号）
同（木村守男君紹介）（第二七三三号）
同（丹羽雄哉君紹介）（第二七三四号）
同（船田元君紹介）（第二七三五号）
同（保利耕輔君紹介）（第二七三六号）
同（小里貞利君紹介）（第二八六一号）
同（沢藤礼次郎君紹介）（第二八六二号）
同（東力君紹介）（第二八六三号）
脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願（遠藤登君紹介）（第二七三七号）
同（岩村卯一郎君紹介）（第二七三八号）
同（木村守男君紹介）（第二七三九号）
同（丹羽雄哉君紹介）（第二七四〇号）
同（船田元君紹介）（第二七四一号）
同（保利耕輔君紹介）（第二七四二号）
同（小里貞利君紹介）（第二八六四号）
同（沢藤礼次郎君紹介）（第二八六五号）
同（東力君紹介）（第二八六六号）
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（遠藤登君紹介）（第二七四三号）
同（岩村卯一郎君紹介）（第二七四四号）
同（木村守男君紹介）（第二七四五号）
同（丹羽雄哉君紹介）（第二七四六号）
同（船田元君紹介）（第二七四七号）
同（保利耕輔君紹介）（第二七四八号）

同（小里貞利君紹介）（第二八六七号）
同（沢藤礼次郎君紹介）（第二八六八号）
同（東力君紹介）（第二八六九号）
電動車椅子の支給基準緩和に関する請願（遠藤登君紹介）（第二七四九号）
同（岩村卯一郎君紹介）（第二七五〇号）
同（木村守男君紹介）（第二七五一号）
同（丹羽雄哉君紹介）（第二七五二号）
同（船田元君紹介）（第二七五三号）
同（保利耕輔君紹介）（第二七五四号）
同（小里貞利君紹介）（第二八七〇号）
同（沢藤礼次郎君紹介）（第二八七一号）
同（東力君紹介）（第二八七二号）
無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願（遠藤登君紹介）（第二七五五号）
同（岩村卯一郎君紹介）（第二七五六号）
同（木村守男君紹介）（第二七五七号）
同（丹羽雄哉君紹介）（第二七五八号）
同（船田元君紹介）（第二七五九号）
同（保利耕輔君紹介）（第二七六〇号）
同（小里貞利君紹介）（第二八七三号）
同（沢藤礼次郎君紹介）（第二八七四号）
同（東力君紹介）（第二八七五号）
年金・手当制度の充実で障害者の人間らしい生活の保障に関する請願（池端清一君紹介）（第二八四三号）
重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願外一件（網岡雄君紹介）（第二八四四号）
同（池端清一君紹介）（第二八四五号）
同月二十六日
重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（菅直人君紹介）（第二九四四号）
腎疾患総合対策早期確立に関する請願（川崎寛治君紹介）（第二九四五号）
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願（阿部昭吾君紹介）（第二九四六号）
同外一件（安田範君紹介）（第三〇五九号）
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願（伊藤宗一郎君紹介）（第二九四七号）
同（今津寛君紹介）（第二九四八号）
同（河村建夫君紹介）（第二九四九号）
同（三原朝彦君紹介）（第二九五〇号）
同（伊藤宗一郎君紹介）（第三〇六〇号）
同（増岡博之君紹介）（第三〇六一号）
同外一件（町村信孝君紹介）（第三〇六二号）
国民医療の改善に関する請願（小沢和秋君紹介）（第二九五一号）
同（金子満広君紹介）（第二九五二号）
同（木島日出夫君紹介）（第二九五三号）
同（児玉健次君紹介）（第二九五四号）
同（佐藤祐弘君紹介）（第二九五五号）
同（菅野悦子君紹介）（第二九五六号）
同（辻第一君紹介）（第二九五七号）
同（寺前巌君紹介）（第二九五八号）
同（東中光雄君紹介）（第二九五九号）
同（不破哲三君紹介）（第二九六〇号）
同（藤田スミ君紹介）（第二九六一号）
同（古堅実吉君紹介）（第二九六二号）
同（正森成二君紹介）（第二九六三号）
同（三浦久君紹介）（第二九六四号）
同（山原健二郎君紹介）（第二九六五号）
同（吉井英勝君紹介）（第二九六六号）
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願（児玉健次君紹介）（第二九六七号）
同（坂井隆憲君紹介）（第二九六八号）
医療制度の対策と改善に関する請願（岩田順介君紹介）（第二九七〇号）
同（田邊國男君紹介）（第二九七一号）
同（三塚博君紹介）（第二九七二号）
同（森田一君紹介）（第二九七三号）
同（山中末治君紹介）（第三〇六四号）
重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願（岩田順介君紹介）（第二九七四号）
同（田邊國男君紹介）（第二九七五号）
同（三塚博君紹介）（第二九七六号）
同（森田一君紹介）（第二九七七号）
同（山中末治君紹介）（第三〇六五号）
重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願（岩田順介君紹介）（第二九七八号）
同（田邊國男君紹介）（第二九七九号）
同（三塚博君紹介）（第二九八〇号）
同（森田一君紹介）（第二九八一号）
同（山中末治君紹介）（第三〇六六号）
在宅障害者の介護体制確立に関する請願（岩田順介君紹介）（第二九八二号）
同（田邊國男君紹介）（第二九八三号）
同（三塚博君紹介）（第二九八四号）
同（森田一君紹介）（第二九八五号）
同（山中末治君紹介）（第三〇六七号）
脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願（岩田順介君紹介）（第二九八六号）
同（田邊國男君紹介）（第二九八七号）
同（三塚博君紹介）（第二九八八号）
同（森田一君紹介）（第二九八九号）
同（山中末治君紹介）（第三〇六八号）
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（岩田順介君紹介）（第二九九〇号）
同（田邊國男君紹介）（第二九九一号）
同（三塚博君紹介）（第二九九二号）
同（森田一君紹介）（第二九九三号）
同（山中末治君紹介）（第三〇六九号）
電動車椅子の支給基準緩和に関する請願（岩田順介君紹介）（第二九九四号）
同（田邊國男君紹介）（第二九九五号）
同（三塚博君紹介）（第二九九六号）
同（森田一君紹介）（第二九九七号）
同（山中末治君紹介）（第三〇七〇号）
無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願（岩田順介君紹介）（第二九九八号）
同（田邊國男君紹介）（第二九九九号）
同（三塚博君紹介）（第三〇〇〇号）
同（森田一君紹介）（第三〇〇一号）
同（山中末治君紹介）（第三〇七一号）
戦時災害援護法制定に関する請願外二件（網岡雄君紹介）（第三〇五七号）
看護婦確保法の制定に関する請願（児玉健次君紹介）（第三〇五八号）
重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（木島日出夫君紹介）（第三〇六三号）
年金・手当制度の充実で障害者の人間らしい生活の保障に関する請願（粟屋敏信君紹介）（第三〇七二号）
同（池端清一君紹介）（第三〇七三号）
同（遠藤和良君紹介）（第三〇七四号）
同月二十九日
看護婦確保法の制定に関する請願（川端達夫君紹介）（第三一四五号）
同（仙谷由人君紹介）（第三一四六号）
重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（柳田稔君紹介）（第三一四七号）
同（柳田稔君紹介）（第三一一五号）
山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願（中野寛成君紹介）（第三一四八号）
腎疾患総合対策早期確立に関する請願（柳田稔君紹介）（第三一四九号）
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願（川端達夫君紹介）（第三一五〇号）
同（仙谷由人君紹介）（第三一五一号）
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願（伊藤宗一郎君紹介）（第三一五二号）
同（中山正暉君紹介）（第三一五三号）
同（伊藤宗一郎君紹介）（第三一一八号）
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願（岡田克也君紹介）（第三一五四号）
同（沖田正人君紹介）（第三一五五号）
重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が

同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（井出正一君紹介）（第三一五六号）
同（小坂憲次君紹介）（第三一五七号）
同（田中秀征君紹介）（第三一五八号）
同（村井仁君紹介）（第三一五九号）
同（中島衛君紹介）（第三二一九号）
医療制度の対策と改善に関する請願（北川昌典君紹介）（第三一六〇号）
同（岡田克也君紹介）（第三二二〇号）
同（小泉純一郎君紹介）（第三二二一号）
同（鴻池祥肇君紹介）（第三二二二号）
同（前田武志君紹介）（第三二二三号）
重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願（北川昌典君紹介）（第三一六一号）
同（岡田克也君紹介）（第三二二四号）
同（小泉純一郎君紹介）（第三二二五号）
同（鴻池祥肇君紹介）（第三二二六号）
同（前田武志君紹介）（第三二二七号）
重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願（北川昌典君紹介）（第三一六二号）
同（岡田克也君紹介）（第三二二八号）
同（小泉純一郎君紹介）（第三二二九号）
同（鴻池祥肇君紹介）（第三二二三〇号）
同（前田武志君紹介）（第三二二三一号）
在宅障害者の介護体制確立に関する請願（北川昌典君紹介）（第三一六三号）
同（岡田克也君紹介）（第三二二三二号）
同（小泉純一郎君紹介）（第三二二三三号）
同（鴻池祥肇君紹介）（第三二二三四号）
同（前田武志君紹介）（第三二二三五号）
脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願（北川昌典君紹介）（第三一六四号）
同（岡田克也君紹介）（第三二二三六号）
同（小泉純一郎君紹介）（第三二二三七号）
同（鴻池祥肇君紹介）（第三二二三八号）
同（前田武志君紹介）（第三二二三九号）
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（北川昌典君紹介）（第三一六五号）
同（岡田克也君紹介）（第三二四〇号）
同（小泉純一郎君紹介）（第三二四一号）
同（鴻池祥肇君紹介）（第三二四二号）
同（前田武志君紹介）（第三二四三号）
電動車椅子の支給基準緩和に関する請願（北川昌典君紹介）（第三一六六号）
同（岡田克也君紹介）（第三二四四号）
同（小泉純一郎君紹介）（第三二四五号）
同（鴻池祥肇君紹介）（第三二四六号）
同（前田武志君紹介）（第三二四七号）
無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願（北川昌典君紹介）（第三一六七号）
同（岡田克也君紹介）（第三二四八号）
同（小泉純一郎君紹介）（第三二四九号）
同（鴻池祥肇君紹介）（第三二二五〇号）
同（前田武志君紹介）（第三二二五一号）
年金・手当制度の充実で障害者の人間らしい生活の保障に関する請願（牧野隆守君紹介）（第三一六八号）
同（平田辰一郎君紹介）（第三二二五二号）
国立腎センター設立に関する請願（三塚博君紹介）（第三二一六号）
療術の制度化促進に関する請願外一件（大原一三君紹介）（第三二一七号）
六月二日
原爆被害者援護法の制定に関する請願（秋葉忠利君紹介）（第三二二一九号）
同（網岡雄君紹介）（第三二二二〇号）
同（池端清一君紹介）（第三二二二一号）
同（石田祝稔君紹介）（第三二二二二号）
同（遠藤和良君紹介）（第三二二二三号）
同（大野由利子君紹介）（第三二二二四号）
同（川俣健二郎君紹介）（第三二二二五号）
同（小森龍邦君紹介）（第三二二二六号）
同（田口健二君紹介）（第三二二二七号）
同（森井忠良君紹介）（第三二二二八号）
同（小沢和秋君紹介）（第三二二二九号）
同（金子満広君紹介）（第三二二三〇号）
同（木島日出夫君紹介）（第三二二三一号）
同（児玉健次君紹介）（第三二二三二号）
同（佐藤祐弘君紹介）（第三二二三三号）
同（菅野悦子君紹介）（第三二二三四号）
同（辻第一君紹介）（第三二二三五号）
同（寺前巌君紹介）（第三二二三六号）
同（東中光雄君紹介）（第三二二三七号）
同（不破哲三君紹介）（第三二二三八号）
同（藤田スミ君紹介）（第三二二三九号）
同（古堅実吉君紹介）（第三二二四〇号）
同（正森成二君紹介）（第三二二四一号）
同（三浦久君紹介）（第三二二四二号）
同（山原健二郎君紹介）（第三二二四三号）
同（吉井英勝君紹介）（第三二二四四号）
同（高木義明君紹介）（第三二四三一号）
同外一件（楢崎弥之助君紹介）（第三二四三二号）
同（森井忠良君紹介）（第三二四三三号）
重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（柳田稔君紹介）（第三二三四五号）
同（井出正一君紹介）（第三二三七二号）
同（児玉健次君紹介）（第三二三七三号）
カイロプラクティックなど医業類似行為の取り扱いに関する請願（奥野誠亮君紹介）（第三二三四六号）
同（三塚博君紹介）（第三二四二一号）
腎疾患総合対策早期確立に関する請願（網岡雄君紹介）（第三二三四七号）
同（浜田卓二郎君紹介）（第三二三四八号）
同（網岡雄君紹介）（第三二四二二号）
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願（伊藤宗一郎君紹介）（第三二三四九号）
同（鯨岡兵輔君紹介）（第三二三七四号）
医療の改善に関する請願（児玉健次君紹介）（第三二六七号）
国民医療改善等に関する請願（串原義直君紹介）（第三二三六八号）
老人医療・福祉施設の充実、介護要員確保などの関連予算の増額に関する請願（加藤万吉君紹介）（第三二三六九号）
同（河上覃雄君紹介）（第三二四三四号）
同（富塚三夫君紹介）（第三二四三五号）
看護婦確保法の制定に関する請願（仙谷由人君紹介）（第三二三七〇号）
同外一件（森井忠良君紹介）（第三二四二〇号）
福祉制度、最低基準の抜本的改善と福祉人材確保対策の確立に関する請願（児玉健次君紹介）（第三二三七一号）
国民医療の改善に関する請願（小沢和秋君紹介）（第三二三七五号）
同（金子満広君紹介）（第三二三七六号）
同（木島日出男君紹介）（第三二三七七号）
同（児玉健次君紹介）（第三二三七八号）
同（佐藤祐弘君紹介）（第三二三七九号）
同（菅野悦子君紹介）（第三二三八〇号）
同（辻第一君紹介）（第三二三八一号）
同（寺前巌君紹介）（第三二三八二号）
同（東中光雄君紹介）（第三二三八三号）
同（不破哲三君紹介）（第三二三八四号）
同（藤田スミ君紹介）（第三二三八五号）
同（古堅実吉君紹介）（第三二三八六号）
同（正森成二君紹介）（第三二三八七号）
同（三浦久君紹介）（第三二三八八号）
同（山原健二郎君紹介）（第三二三八九号）
同（吉井英勝君紹介）（第三二三九〇号）
重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（唐沢俊二郎君紹介）（第三二三九一号）
年金・手当制度の充実で障害者の人間らしい生活の保障に関する請願（児玉健次君紹介）（第三二三九二号）
医療制度の対策と改善に関する請願（小岩井清君紹介）（第三四二三号）
重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願（小岩井清君紹介）（第三四二四号）
重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願（小岩井清君紹介）（第三四二五号）

在宅障害者の介護体制確立に関する請願（小岩井清君紹介）（第三四二六号）
脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願（小岩井清君紹介）（第三四二七号）
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（小岩井清君紹介）（第三四二八号）
電動車椅子の支給基準緩和に関する請願（小岩井清君紹介）（第三四二九号）
無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願（小岩井清君紹介）（第三四三〇号）

同月四日

国立腎センター設立に関する請願（沖田正人君紹介）（第三四七一号）
腎疾患総合対策早期確立に関する請願（村田敬次郎君紹介）（第三四七二号）
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願外一件（亀井久興君紹介）（第三四七三号）
同（鈴木宗男君紹介）（第三四七四号）
同（小宮山重四郎君紹介）（第三四九五号）
老人医療・福祉施設の充実、介護要員確保などの関連予算の増額に関する請願（岩垂寿喜男君紹介）（第三四七五号）
同（伊藤茂君紹介）（第三五〇〇号）
同（池田元久君紹介）（第三五〇一号）
看護職員をはじめとする保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願（江田五月君紹介）（第三四九四号）
原爆被害者援護法の制定に関する請願（阿部昭吾君紹介）（第三四九六号）
同（江田五月君紹介）（第三四九七号）
同外一件（菅直人君紹介）（第三四九八号）
同（田川誠一君紹介）（第三四九九号）
同（阿部昭吾君紹介）（第三五四四号）
同（江田五月君紹介）（第三五四五号）
同（江田五月君紹介）（第三六〇一号）
療術の制度化促進に関する請願外十五件（渡瀬憲明君紹介）（第三五三四号）
医療制度の対策と改善に関する請願（瓦力君紹介）（第三五三五号）
同（田口健二君紹介）（第三五九三号）
重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願（瓦力君紹介）（第三五三六号）
同（田口健二君紹介）（第三五九四号）
重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願（瓦力君紹介）（第三五三七号）
同（田口健二君紹介）（第三五九五号）
在宅障害者の介護体制確立に関する請願（瓦力君紹介）（第三五三八号）
同（田口健二君紹介）（第三五九六号）
脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願（瓦力君紹介）（第三五三九号）
同（田口健二君紹介）（第三五九七号）
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（瓦力君紹介）（第三五四〇号）
同（田口健二君紹介）（第三五九八号）
電動車椅子の支給基準緩和に関する請願（瓦力君紹介）（第三五四一号）
同（田口健二君紹介）（第三五九九号）
無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願（瓦力君紹介）（第三五四二号）
同（田口健二君紹介）（第三六〇〇号）
年金・手当制度の充実で障害者の人間らしい生活の保障に関する請願（野呂昭彦君紹介）（第三五四三号）

同月八日

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（石田祝稔君紹介）（第三六四三号）
同外二件（川俣健二郎君紹介）（第三六四四号）
同外二件（河上覃雄君紹介）（第三六四五号）
同外二件（粟屋敏信君紹介）（第三六七一号）
同外一件（伊東秀子君紹介）（第三六七二号）
同外一件（池端清一君紹介）（第三六七三号）
同外一件（岩田順介君紹介）（第三六七四号）
同外一件（衛藤晟一君紹介）（第三六七五号）
同外一件（岡崎宏美君紹介）（第三六七六号）
同外一件（加藤卓二君紹介）（第三六七七号）
同（菅直人君紹介）（第三六七八号）
同（齋藤邦吉君紹介）（第三六七九号）
同外一件（鈴木俊一君紹介）（第三六八〇号）
同外一件（鈴木久君紹介）（第三六八一号）
同外一件（住博司君紹介）（第三六八二号）
同外二件（永井孝信君紹介）（第三六八三号）
同外二件（野呂昭彦君紹介）（第三六八四号）
同外一件（畑英次郎君紹介）（第三六八五号）
同（平田辰一郎君紹介）（第三六八六号）
同外一件（牧野隆守君紹介）（第三六八七号）
同（三原朝彦君紹介）（第三六八八号）
同（村田敬次郎君紹介）（第三六八九号）
同（石破茂君紹介）（第三七四〇号）
同（遠藤和良君紹介）（第三七四一号）
同外三件（大石千八君紹介）（第三七四二号）
同（田澤吉郎君紹介）（第三七四三号）
同外一件（土肥隆一君紹介）（第三七四四号）
同外一件（宮路和明君紹介）（第三七四五号）
同外一件（築瀬進君紹介）（第三七四六号）
同外一件（愛野興一郎君紹介）（第三七四七号）
同外一件（網岡雄君紹介）（第三八四八号）
同（岩垂寿喜男君紹介）（第三八四九号）
同（岡田克也君紹介）（第三八五〇号）
同外五件（沖田正人君紹介）（第三八五一号）
同（徳田虎雄君紹介）（第三八五二号）
同外二件（丹羽雄哉君紹介）（第三八五三号）
同（山口俊一君紹介）（第三八五四号）
同（小沢和秋君紹介）（第三八五五号）
同（金子満広君紹介）（第三八五六号）
同（木島日出夫君紹介）（第三八五七号）
同（児玉健次君紹介）（第三八五八号）
同（佐藤祐弘君紹介）（第三八五九号）
同（菅野悦子君紹介）（第三八六〇号）
同（辻第一君紹介）（第三八六一号）
同（寺前巌君紹介）（第三八六二号）
同（東中光雄君紹介）（第三八六三号）
同（不破哲三君紹介）（第三八六四号）
同（藤田スミ君紹介）（第三八六五号）
同（古堅実吉君紹介）（第三八六六号）
同（正森成二君紹介）（第三八六七号）
同（三浦久君紹介）（第三八六八号）
同（山原健二郎君紹介）（第三八六九号）
同（吉井英勝君紹介）（第三八七〇号）
療術の制度化促進に関する請願（増子輝彦君紹介）（第三八七一号）
腎疾患総合対策早期確立に関する請願外一件（網岡雄君紹介）（第三六四七号）
同（網岡雄君紹介）（第三七二三号）
同（野坂浩賢君紹介）（第三八三七号）
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願（左藤恵君紹介）（第三六四八号）
老人医療・福祉施設の充実、介護要員確保などの関連予算の増額に関する請願（加藤万吉君紹介）（第三六七〇号）
同（大出俊君紹介）（第三八四七号）
北海道北見市に国立がんセンター設置に関する請願（藤原房雄君紹介）（第三七一九号）
在日外国人障害者の年金保障に関する請願（永井孝信君紹介）（第三七二〇号）
看護婦確保法の制定に関する請願（加藤万吉君紹介）（第三七二一号）
同外一件（大出俊君紹介）（第三八三六号）
重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（石破茂君紹介）（第三七二二号）
医療制度の対策と改善に関する請願（小渕恵三君紹介）（第三七二四号）
同（中川昭一君紹介）（第三七二五号）
同（渡瀬憲明君紹介）（第三八三九号）
重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願（小渕恵三君紹介）（第三七二六号）
同（中川昭一君紹介）（第三七二七号）
同（渡瀬憲明君紹介）（第三八四〇号）
重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎

年金の増額に関する請願（小渕恵三君紹介）（第三七二八号）
同（中川昭一君紹介）（第三七二九号）
同（渡瀬憲明君紹介）（第三八四一号）
在宅障害者の介護体制確立に関する請願（小渕恵三君紹介）（第三七三〇号）
同（中山昭一君紹介）（第三七三一号）
同（渡瀬憲明君紹介）（第三八四二号）
脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願（小渕恵三君紹介）（第三七三二号）
同（中川昭一君紹介）（第三七三三号）
同（渡瀬憲明君紹介）（第三八四三号）
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（小渕恵三君紹介）（第三七三四号）
同（中川昭一君紹介）（第三七三五号）
同（渡瀬憲明君紹介）（第三八四四号）
電動車椅子の支給基準緩和に関する請願（小渕恵三君紹介）（第三七三六号）
同（中川昭一君紹介）（第三七三七号）
同（渡瀬憲明君紹介）（第三八四五号）
無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願（小渕恵三君紹介）（第三七三八号）
同（中川昭一君紹介）（第三七三九号）
同（渡瀬憲明君紹介）（第三八四六号）
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願（田邊誠君紹介）（第三八三八号）

同月九日

肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願（戸井田三郎君紹介）（第三九〇六号）
医療制度の対策と改善に関する請願（辻一彦君紹介）（第三九〇七号）
同（増子輝彦君紹介）（第三九〇八号）
同（小坂憲次君紹介）（第三九六六号）
同（水田稔君紹介）（第三九六七号）
同（佐藤守良君紹介）（第四一一七号）
同（宮里松正君紹介）（第四一一八号）
重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願（辻一彦君紹介）（第三九〇九号）
同（増子輝彦君紹介）（第三九一〇号）
同（小坂憲次君紹介）（第三九一一号）
同（水田稔君紹介）（第三九一二号）
同（宮里松正君紹介）（第四一一九号）
在宅障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願（辻一彦君紹介）（第三九一一号）
同（増子輝彦君紹介）（第三九一二号）
同（小坂憲次君紹介）（第三九七〇号）
同（水田稔君紹介）（第三九七一号）
同（佐藤守良君紹介）（第四一一一号）
同（宮里松正君紹介）（第四一一二号）
在宅障害者の介護体制確立に関する請願（辻一彦君紹介）（第三九一三号）
同（増子輝彦君紹介）（第三九一四号）
同（小坂憲次君紹介）（第三九七二号）
同（水田稔君紹介）（第三九七三号）
同（佐藤守良君紹介）（第四一一三号）
同（宮里松正君紹介）（第四一一四号）
脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願（辻一彦君紹介）（第三九一五号）
同（増子輝彦君紹介）（第三九一六号）
同（小坂憲次君紹介）（第三九七四号）
同（水田稔君紹介）（第三九七五号）
同（佐藤守良君紹介）（第四一一五号）
同（宮里松正君紹介）（第四一一六号）
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（辻一彦君紹介）（第三九一七号）
同（増子輝彦君紹介）（第三九一八号）
同（小坂憲次君紹介）（第三九七七号）
同（水田稔君紹介）（第三九七八号）
同（佐藤守良君紹介）（第四一一八号）
同（宮里松正君紹介）（第四一一九号）
無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願（辻一彦君紹介）（第三九二一号）
同（増子輝彦君紹介）（第三九二二号）
同（小坂憲次君紹介）（第三九八〇号）
同（水田稔君紹介）（第三九八一号）
同（佐藤守良君紹介）（第四一一二〇号）
同（宮里松正君紹介）（第四一一二一号）
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（井上義久君紹介）（第三九二三号）
同（岸田文武君紹介）（第三九二四号）
同（小沢辰男君紹介）（第三九八二号）
同（伊吹文明君紹介）（第四一一三四号）
同（田川誠一君紹介）（第四一一三五号）
同（戸井田三郎君紹介）（第四一一三六号）
同外一件（長勢甚遠君紹介）（第四一一三七号）
同（持永和見君紹介）（第四一一三八号）
乳幼児から学童期までの保育の充実に関する請願（児玉健次君紹介）（第三九六三号）
同（池端清一君紹介）（第四一一五号）
療術の制度化促進に関する請願外一件（松浦利尚君紹介）（第三九六四号）
同（森井忠良君紹介）（第三九六五号）
同外一件（越智通雄君紹介）（第四一一六号）
在日外国人障害者の年金保障に関する請願外一件（永井孝信君紹介）（第三九八三号）
残留孤児・婦人等の帰国に関する請願（山下八洲夫君紹介）（第四〇三八号）
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願（野坂浩賢君紹介）（第四〇三九号）
老人医療・福祉施設の充実、介護要員確保などの関連予算の増額に関する請願（市川雄一君紹介）（第四〇四〇号）
看護婦確保法の制定に関する請願（加藤万吉君紹介）（第四一一三号）
同（田川誠一君紹介）（第四一一四号）
年金・手当制度の充実で障害者の人間らしい生活の保障に関する請願（持永和見君紹介）（第四一三三号）

同月十日

無年金障害者の救済措置の早期実現に関する請願（佐藤守良君紹介）（第四二一九号）
看護婦確保法の制定に関する請願（井上普方君紹介）（第四二二〇号）
同（児玉健次君紹介）（第四三三七号）
公的年金制度改善に関する請願（近江巳記夫君紹介）（第四二二一号）
同（楢崎弥之助君紹介）（第四二二二号）
同（小沢和秋君紹介）（第四二二三号）
同（金子満広君紹介）（第四二二四号）
同（木島日出夫君紹介）（第四二二五号）
同（児玉健次君紹介）（第四二二六号）
同（佐藤祐弘君紹介）（第四二二七号）
同（菅野悦子君紹介）（第四二二八号）
同（辻第一君紹介）（第四二二九号）
同（寺前巌君紹介）（第四二三〇号）
同（東中光雄君紹介）（第四二三一号）
同（不破哲三君紹介）（第四二三二号）
同（藤田スミ君紹介）（第四二三三号）
同（古堅実吉君紹介）（第四二三四号）
同（正森成二君紹介）（第四二三五号）
同（三浦久君紹介）（第四二三六号）
同（山原健二郎君紹介）（第四二三七号）
同（吉井英勝君紹介）（第四二三八号）
同（児玉健次君紹介）（第四三五五号）
同（佐藤祐弘君紹介）（第四三五六号）
同（田川誠一君紹介）（第四三五七号）
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願（大野由利子君紹介）（第四二三九号）
同（土肥隆一君紹介）（第四二四〇号）
同（児玉健次君紹介）（第四三七四号）
医療制度の対策と改善に関する請願（大石千八君紹介）（第四二四一号）
同（鯨岡兵輔君紹介）（第四二四二号）
重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願（大石千八君紹介）（第四二四三号）

同(鯨岡兵輔君紹介)(第四二四四号)
重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願(大石千八君紹介)(第四二四五号)
同(鯨岡兵輔君紹介)(第四二四六号)
在宅障害者の介護体制確立に関する請願(大石千八君紹介)(第四二四七号)
同(鯨岡兵輔君紹介)(第四二四八号)
脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(大石千八君紹介)(第四二四九号)
同(鯨岡兵輔君紹介)(第四二五〇号)
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(大石千八君紹介)(第四二五一号)
同(鯨岡兵輔君紹介)(第四二五二号)
電動車椅子の支給基準緩和に関する請願(大石千八君紹介)(第四二五三号)
同(鯨岡兵輔君紹介)(第四二五四号)
無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願(大石千八君紹介)(第四二五五号)
同(鯨岡兵輔君紹介)(第四二五六号)
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願(遠藤和良君紹介)(第四二五七号)
同(大野由利子君紹介)(第四二五八号)
同(川崎寛治君紹介)(第四三七六号)
福祉制度、最低基準の抜本的改善と福祉人材確保対策の確立に関する請願(小沢和秋君紹介)(第四三三八号)
同(金子満広君紹介)(第四三三九号)
同(木島日出夫君紹介)(第四三四〇号)
同(児玉健次君紹介)(第四三四一号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第四三四二号)
同(菅野悦子君紹介)(第四三四三号)
同(辻第一君紹介)(第四三四四号)
同(寺前巌君紹介)(第四三四五号)
同(東中光雄君紹介)(第四三四六号)
同(不破哲三君紹介)(第四三四七号)
同(藤田スミ君紹介)(第四三四八号)
同(古堅実吉君紹介)(第四三四九号)
同(正森成二君紹介)(第四三五〇号)
同(三浦久君紹介)(第四三五一号)
同(山原健二郎君紹介)(第四三五二号)
同(吉井英勝君紹介)(第四三五三号)
退職後の生活の安定と生きがいに関する請願外六件(川崎寛治君紹介)(第四三五四号)
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(小沢和秋君紹介)(第四三五八号)
同(金子満広君紹介)(第四三五九号)
同(木島日出夫君紹介)(第四三六〇号)
同(児玉健次君紹介)(第四三六一号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第四三六二号)
同(菅野悦子君紹介)(第四三六三号)
同(辻第一君紹介)(第四三六四号)
同(寺前巌君紹介)(第四三六五号)
同(東中光雄君紹介)(第四三六六号)
同(不破哲三君紹介)(第四三六七号)
同(藤田スミ君紹介)(第四三六八号)
同(古堅実吉君紹介)(第四三六九号)
同(正森成二君紹介)(第四三七〇号)
同(三浦久君紹介)(第四三七一号)
同(山原健二郎君紹介)(第四三七二号)
同(吉井英勝君紹介)(第四三七三号)
老人医療・福祉施設の充実、介護要員確保などの関連予算の増額に関する請願(田川誠一君紹介)(第四三七五号)
同月十一日
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願外一件(石田祝稔君紹介)(第四四五五号)
同(網岡雄君紹介)(第四四五六号)
同(粟屋敏信君紹介)(第四四五七号)
同(伊吹文明君紹介)(第四四五八号)
同(池端清一君紹介)(第四四五九号)
同(衛藤晟一君紹介)(第四四六〇号)
同(遠藤武彦君紹介)(第四四六一号)
同(大野功統君紹介)(第四四六二号)
同(岡田克也君紹介)(第四四六三号)
同(鹿野道彦君紹介)(第四四六四号)
同(金子徳之介君紹介)(第四四六五号)
同(川俣健二郎君紹介)(第四四六六号)
同(北村直人君紹介)(第四四六七号)
同(小林恒人君紹介)(第四四六八号)
同(佐藤恒晴君紹介)(第四四六九号)
同(坂井弘一君紹介)(第四四七〇号)
同(住博司君紹介)(第四四七一号)
同外一件(外口玉子君紹介)(第四四七二号)
同(中川昭一君紹介)(第四四七三号)
同(中西啓介君紹介)(第四四七四号)
同(中山正暉君紹介)(第四四七五号)
同(丹羽雄哉君紹介)(第四四七六号)
同(野田実君紹介)(第四四七七号)
同(野呂昭彦君紹介)(第四四七八号)
同(畑英次郎君紹介)(第四四七九号)
同(真鍋光広君紹介)(第四四八〇号)
同(増子輝彦君紹介)(第四四八一号)
同(三野優美君紹介)(第四四八二号)
同(三原朝彦君紹介)(第四四八三号)
同(宮路和明君紹介)(第四四八四号)
同(矢追秀彦君紹介)(第四四八五号)
同(簗瀬進君紹介)(第四四八六号)
同外二件(山口俊一君紹介)(第四四八七号)
同(井上一成君紹介)(第四六六四号)
同(伊東秀子君紹介)(第四六六五号)
同(遠藤和良君紹介)(第四六六六号)
同(遠藤登君紹介)(第四六六七号)
同(小沢辰男君紹介)(第四六六八号)
同(大石千八君紹介)(第四六六九号)
同(岡田利春君紹介)(第四六七〇号)
同(加藤繁秋君紹介)(第四六七一号)
同(加藤卓二君紹介)(第四六七二号)
同(児玉健次君紹介)(第四六七三号)
同外二件(左近正男君紹介)(第四六七四号)
同(佐々木秀典君紹介)(第四六七五号)
同外二件(坂井隆憲君紹介)(第四六七六号)
同(清水勇君紹介)(第四六七七号)
同外二件(鈴木俊一君紹介)(第四六七八号)
同外一件(田中昭一君紹介)(第四六七九号)
同(中沢健次君紹介)(第四六八〇号)
同(鉢呂吉雄君紹介)(第四六八一号)
同(鳩山由紀夫君紹介)(第四六八二号)
同(東力君紹介)(第四六八三号)
同(正森成二君紹介)(第四六八四号)
同(町村信孝君紹介)(第四六八五号)
同(松浦昭君紹介)(第四六八六号)
同(松前仰君紹介)(第四六八七号)
同(御法川英文君紹介)(第四六八八号)
同(持永和見君紹介)(第四六八九号)
同(森田一君紹介)(第四六九〇号)
より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願(大出俊君紹介)(第四四八八号)
柔道整復師制度の強化充実に関する請願(薮仲義彦君紹介)(第四四八九号)
療術の制度化促進に関する請願(大原一三君紹介)(第四四九〇号)
同(関谷勝嗣君紹介)(第四四九一号)
腎疾患総合対策早期確立に関する請願(薮仲義彦君紹介)(第四四九二号)
同(佐藤孝行君紹介)(第四六四〇号)
同(和田一仁君紹介)(第四六四一号)
公的年金制度改善に関する請願(神崎武法君紹介)(第四四九三号)
同(不破哲三君紹介)(第四四九四号)
同(古堅実吉君紹介)(第四四九五号)
同(薮仲義彦君紹介)(第四四九六号)
同(金子満広君紹介)(第四六四二号)
同(菅野悦子君紹介)(第四六四三号)
同(寺前巌君紹介)(第四六四四号)
同(三浦久君紹介)(第四六四五号)
同(吉井英勝君紹介)(第四六四六号)
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(細谷治通君紹介)(第四四九七号)
同(小沢和秋君紹介)(第四四九八号)
同(金子満広君紹介)(第四四九九号)
同(木島日出夫君紹介)(第四五〇〇号)
同(児玉健次君紹介)(第四五〇一号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第四五〇二号)
同(菅野悦子君紹介)(第四五〇三号)
同(辻第一君紹介)(第四五〇四号)

同（寺前巌君紹介）（第四五〇五号）
同（東中光雄君紹介）（第四五〇六号）
同（不破哲三君紹介）（第四五〇七号）
同（藤田スミ君紹介）（第四五〇八号）
同（古堅実吉君紹介）（第四五〇九号）
同（正森成二君紹介）（第四五一〇号）
同（三浦久君紹介）（第四五一一号）
同（山原健二郎君紹介）（第四五一二号）
同（吉井英勝君紹介）（第四五一三号）
同（目黒吉之助君紹介）（第四六四七号）
原爆被害者援護法の制定に関する請願（江田五月君紹介）（第四五一四号）
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（坂井隆憲君紹介）（第四五一五号）
同外一件（小松定男君紹介）（第四六六〇号）
同（柳田稔君紹介）（第四六六一号）
在日外国人障害者の年金保障に関する請願（池端清一君紹介）（第四五一六号）
同（永井孝信君紹介）（第四五一七号）
同（網岡雄君紹介）（第四六六二号）
同（永井孝信君紹介）（第四六六三号）
精神病院の要員確保に関する請願（五島正規君紹介）（第四六三五号）
姿勢保健均整師の国家資格取得に関する請願（佐藤徳雄君紹介）（第四六三六号）
同（渡部行雄君紹介）（第四六三七号）
山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願（和田一仁君紹介）（第四六三八号）
国立東名古屋病院呼吸器科医長の継続在勤等に関する請願（網岡雄君紹介）（第四六三九号）
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願（小沢辰男君紹介）（第四六四八号）
沖縄における厚生年金等の本土並み完全格差是正に関する請願（網岡雄君紹介）（第四六四九号）
同（池端清一君紹介）（第四六五〇号）
医療制度の対策と改善に関する請願（川端達夫君紹介）（第四六五一号）
重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願（川端達夫君紹介）（第四六五二号）
重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願（川端達夫君紹介）（第四六五三号）
在宅障害者の介護体制確立に関する請願（川端達夫君紹介）（第四六五四号）
脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願（川端達夫君紹介）（第四六五五号）
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（川端達夫君紹介）（第四六五六号）
電動車椅子の支給基準緩和に関する請願（川端達夫君紹介）（第四六五七号）
無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願（川端達夫君紹介）（第四六五八号）
年金・手当制度の充実で障害者の人間らしい生活の保障に関する請願（持永和見君紹介）（第四六五九号）

同日十二日

保育行政の充実に関する請願（東祥三君紹介）（第四七九九号）
同（井上義久君紹介）（第四八〇〇号）
同（遠藤乙彦君紹介）（第四八〇一号）
同（大野由利子君紹介）（第四八〇二号）
同（中村巌君紹介）（第四八〇三号）
同（山口那津男君紹介）（第四八〇四号）
在日外国人障害者の年金保障等に関する請願（鈴木喜久子君紹介）（第四八〇五号）
輸入食品の安全性の確立に関する請願（藤原房雄君紹介）（第四八〇六号）
看護婦確保法の制定に関する請願外三件（伏木和雄君紹介）（第四八〇七号）
同（小沢和秋君紹介）（第四八〇八号）
同（金子満広君紹介）（第四八〇九号）
同（木島日出夫君紹介）（第四八一〇号）
同（児玉健次君紹介）（第四八一一号）
同（佐藤祐弘君紹介）（第四八一二号）
同（菅野悦子君紹介）（第四八一三号）
同（辻第一君紹介）（第四八一四号）
同（寺前巌君紹介）（第四八一五号）
同（東中光雄君紹介）（第四八一六号）
同（不破哲三君紹介）（第四八一七号）
同（藤田スミ君紹介）（第四八一八号）
同（古堅実吉君紹介）（第四八一九号）
同（正森成二君紹介）（第四八二〇号）
同（三浦久君紹介）（第四八二一号）
同（山原健二郎君紹介）（第四八二二号）
同（吉井英勝君紹介）（第四八二三号）
国立腎センター設立に関する請願（山本拓君紹介）（第四八二四号）
カイロプラクティックなど医業類似行為の取り扱いに関する請願（石井一君紹介）（第四八二五号）
看護職員をはじめとする保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願（鈴木喜久子君紹介）（第四八二六号）
腎疾患総合対策早期確立に関する請願（山本拓君紹介）（第四八二七号）
同（永末英一君紹介）（第四九八二号）
公的年金制度改善に関する請願（宮地正介君紹介）（第四八二八号）
同（小沢和秋君紹介）（第四九八三号）
同（草野威君紹介）（第四九八四号）
同（児玉健次君紹介）（第四九八五号）
同（東中光雄君紹介）（第四九八六号）
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願（森本晃司君紹介）（第四八二九号）
同（小沢和秋君紹介）（第四九八七号）
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願外一件（越智伊平君紹介）（第四八三〇号）
同外一件（山本拓君紹介）（第四八三一号）
老人医療・福祉施設の充実、介護要員確保などの関連予算の増額に関する請願（伏木和雄君紹介）（第四八三二号）
同外一件（草野威君紹介）（第四九八九号）
在日外国人障害者の年金保障に関する請願（遠藤和良君紹介）（第四八三三号）
同（菅直人君紹介）（第四八三四号）
同（児玉健次君紹介）（第四九九一号）
同（柳田稔君紹介）（第四九九二号）
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願（五十嵐広三君紹介）（第四八三五号）
同外六件（池端清一君紹介）（第四八三六号）
同（石破茂君紹介）（第四八三七号）
同（今津寛君紹介）（第四八三八号）
同（上草義輝君紹介）（第四八三九号）
同外二件（大野由利子君紹介）（第四八四〇号）
同外三件（沖田正人君紹介）（第四八四一号）
同外一件（菅直人君紹介）（第四八四二号）
同（木村義雄君紹介）（第四八四三号）
同（貴志八郎君紹介）（第四八四四号）
同（小松定男君紹介）（第四八四五号）
同（五島正規君紹介）（第四八四六号）
同（鈴木喜久子君紹介）（第四八四七号）
同（戸井田三郎君紹介）（第四八四八号）
同外二件（外口玉子君紹介）（第四八四九号）
同（二階俊博君紹介）（第四八五〇号）
同（武部勤君紹介）（第四九九三号）
同外一件（中野寛成君紹介）（第四九九四号）
同（藤原房雄君紹介）（第四九九五号）
同（柳田稔君紹介）（第四九九六号）
精神病院の要員確保に関する請願（渡辺嘉蔵君紹介）（第四八五一号）
原爆被爆者援護法の早期制定に関する請願外二件（大島章宏君紹介）（第四九八〇号）
乳幼児から学童期までの保育の充実に関する請願（児玉健次君紹介）（第四九八一号）
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願（柳田稔君紹介）（第四九八八号）
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願外一件（伊藤英成君紹介）（第四九九〇号）

は本委員会に付託された。

六月十八日

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第三六七九号）は、「爾藤邦吉君紹介」を「亀井静香君紹介」に訂正された。

六月十五日
乳幼児医療及び小児医療の充実に関する陳情書外十一件（北海道函館市東雲町四の一三函館市議会内本間新外十一名）（第一三六号）
老人介護者手当に対する国庫補助金の制度化に関する陳情書（熊本市手取本町一の一熊本市議会内嶋田幾雄）（第一三七号）
高齢者保健福祉対策の充実強化に関する陳情書（東京都新宿区西新宿二の八の一東京都議会内小林莞爾外九名）（第一三八号）
保健・医療・福祉マンパワーの確保に関する陳情書外九件（北海道函館市東雲町四の一三函館市議会内本間新外二十七名）（第一三九号）
ホームヘルパーの増員並びに処遇の改善に関する陳情書外一件（大阪府茨木市駅前三の八の一三中内稔外一名）（第一四〇号）
看護職員等の人材確保の促進及び待遇改善に関する陳情書外二件（津市広明町一三三重県議会内高木甚二外八名）（第一四一号）
看護婦確保法制定等に関する陳情書外十件（栃木県下都賀郡国分寺町大字小金井一一二七国分寺町議会内元木作治外十名）（第一四二号）
カイロプラクティックなどの医業類似行為の取り扱いに関する陳情書外二十件（滋賀県彦根市和田町四一の九堂前茂外二十名）（第一四三号）
鍼灸の健保問題に関する陳情書（東京都清瀬市竹丘一の一五堀文三郎）（第一四四号）
国民健康保険制度の改革推進に関する陳情書（島根県安来市安来町八七八の二安来市議会内田川豊）（第一四五号）
保育所措置費国庫負担率の引き上げ及び措置費の保育単価の引き上げに関する陳情書（岐阜市今沢町一八岐阜市議会内大野栄吉）（第一四六号）
母子福祉資金特別会計及び寡婦福祉資金特別会計の統合に関する陳情書（鹿児島市山下町一四の五〇鹿児島県議会内橋口茂）（第一四七号）
精神障害者の社会復帰及び福祉施策の充実に関する陳情書（東京都新宿区西新宿二の八の一東京都議会内小林莞爾外九名）（第一四八号）
国民健康カード・システムの開発及び普及事業に関する陳情書外二件（高知市丸ノ内一の二の二〇高知県議会内西岡寅八郎外二名）（第一四九号）
若年層等の障害年金無年金者の解消に関する陳情書（福岡県大牟田市有明町二の三大牟田市議会内矢野太刀男）（第一五〇号）
原爆被爆者援護法の即時制定に関する陳情書外一件（佐賀県東松浦郡厳木町大字厳木九九七厳木町議会内秀島富男外一名）（第一五一号）
社会福祉施設整備費の国庫補助基準単価の改善に関する陳情書外一件（東京都新宿区西新宿二の八の一東京都議会内小林莞爾外十名）（第一五二号）
退職後の生活の安定と生きがいに関する陳情書（山口県小野田市緑ケ丘北島政治外六万九千四百七十五名）（第一五三号）
水道水の水質基準の見直しに関する陳情書外八件（北海道函館市東雲町四の一三函館市議会内本間新外八名）（第一五四号）
廃棄物問題の総合的・抜本的対策に関する陳情書外三件（東京都新宿区西新宿二の八の一東京都議会内小林莞爾外十二名）（第一五五号）
国立予防衛生研究所の移転及びバイオ実験施設の設置基準の法的規制に関する陳情書（東京都新宿区戸山一の二四の一富永厚外五名）（第一五六号）
沖縄における厚生年金、船員保険等の本土並完全格差是正に関する陳情書外一件（那覇市東町一の一神山操外三名）（第一六二号）
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
閉会中審査に関する件
看護婦等の人材確保の促進に関する法律案（内閣提出第五四号）（参議院送付）
社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案（内閣提出第五五号）（参議院送付）

請願
一　保育所制度の充実に関する請願（小坂憲次君紹介）（第一七号）
二　同（大原一三君紹介）（第五〇号）
三　同（自見庄三郎君紹介）（第五一号）
四　同（谷垣禎一君紹介）（第五二号）
五　同（相沢英之君紹介）（第七七号）
六　同（古賀一成君紹介）（第七八号）
七　同（今津寛君紹介）（第一一〇号）
八　同（古賀誠君紹介）（第一三〇号）
九　看護婦確保法の制定に関する請願（左近正男君紹介）（第三二号）
一〇　同外二件（山内弘君紹介）（第三三号）
一一　同（小沢和秋君紹介）（第三四号）
一二　同（金子満広君紹介）（第三五号）
一三　同（木島日出夫君紹介）（第三六号）
一四　同（児玉健次君紹介）（第三七号）
一五　同（佐藤祐弘君紹介）（第三八号）
一六　同（菅野悦子君紹介）（第三九号）
一七　同（辻第一君紹介）（第四〇号）
一八　同（寺前巌君紹介）（第四一号）
一九　同（東中光雄君紹介）（第四二号）
二〇　同（不破哲三君紹介）（第四三号）
二一　同（藤田スミ君紹介）（第四四号）
二二　同（古堅実吉君紹介）（第四五号）
二三　同（正森成二君紹介）（第四六号）
二四　同（三浦久君紹介）（第四七号）
二五　同（山原健二郎君紹介）（第四八号）
二六　同（吉井英勝君紹介）（第四九号）
二七　同（石井智君紹介）（第七九号）
二八　同（加藤繁秋君紹介）（第八〇号）
二九　同外一件（沢田広君紹介）（第八一号）
三〇　同（渋沢利久君紹介）（第八二号）
三一　同外一件（竹内勝彦君紹介）（第一一一号）
三二　同（佐藤敬治君紹介）（第一三一号）
三三　同外一件（武藤山治君紹介）（第一三二号）
三四　看護・介護職員の人材確保法制定に関する請願（串原義直君紹介）（第七二号）
三五　同（井出正一君紹介）（第七三号）
三六　同（小坂憲次君紹介）（第七四号）
三七　同（清水勇君紹介）（第七五号）
三八　同（田中秀征君紹介）（第七六号）
三九　同（唐沢俊二郎君紹介）（第一一二号）
四〇　同（北沢清功君紹介）（第一一三号）
四一　公的骨髄バンクの早期実現に関する請願（鳥居一雄君紹介）（第一〇九号）
四二　診療報酬改善、看護婦増員に関する請願（串原義直君紹介）（第一二九号）
四三　医療法改正に反対し、診療報酬改善、看護婦増員に関する請願（木島日出夫君紹介）（第一九七号）
四四　福祉制度、最低基準の抜本的改善と福祉人材確保対策の確立に関する請願（小沢和秋君紹介）（第一九八号）
四五　同（金子満広君紹介）（第一九九号）
四六　同（木島日出夫君紹介）（第二〇〇号）
四七　同（児玉健次君紹介）（第二〇一号）
四八　同（佐藤祐弘君紹介）（第二〇二号）
四九　同（菅野悦子君紹介）（第二〇三号）
五〇　同（辻第一君紹介）（第二〇四号）
五一　同（寺前巌君紹介）（第二〇五号）
五二　同（東中光雄君紹介）（第二〇六号）
五三　同（不破哲三君紹介）（第二〇七号）
五四　同（藤田スミ君紹介）（第二〇八号）
五五　同（古堅実吉君紹介）（第二〇九号）
五六　同（正森成二君紹介）（第二一〇号）
五七　同（三浦久君紹介）（第二一一号）
五八　同（山原健二郎君紹介）（第二一二号）
五九　同（吉井英勝君紹介）（第二一三号）
六〇　同（金子満広君紹介）（第二三五号）
六一　重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（井出正一君紹介）（第二一四号）

六二　乳幼児から学童期までの保育の充実に関する請願（新村勝雄君紹介）（第二一五号）
六三　国民健康保険への国庫負担増額等に関する請願（三浦久君紹介）（第二一六号）
六四　看護婦確保法の制定に関する請願（佐藤観樹君紹介）（第二一七号）
六五　同（新村勝雄君紹介）（第二一八号）
六六　同（土井たか子君紹介）（第二一九号）
六七　同（土井たか子君紹介）（第二三三号）
六八　同（山元勉君紹介）（第二三四号）
六九　同（近江巳記夫君紹介）（第二五二号）
七〇　同外一件（川俣健二郎君紹介）（第二五三号）
七一　同（土井たか子君紹介）（第二五四号）
七二　同（細川律夫君紹介）（第二五五号）
七三　同（沢藤礼次郎君紹介）（第二六五号）
七四　同（細川律夫君紹介）（第三〇八号）
七五　看護・介護職員の人材確保法制定に関する請願（木島日出夫君紹介）（第二二〇号）
七六　同（村井仁君紹介）（第二二一号）
七七　同（堀込征雄君紹介）（第二九一号）
七八　保育所制度の充実に関する請願（三原朝彦君紹介）（第二三二号）
七九　同（浅野勝人君紹介）（第二七八号）
八〇　同（鹿野道彦君紹介）（第三〇七号）
八一　腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（近江巳記夫君紹介）（第二五〇号）
八二　政管健保・診療報酬改善、看護婦増員に関する請願（北沢清功君紹介）（第二五一号）
八三　国立医療機関に働く全職種の大幅増員に関する請願（沢藤礼次郎君紹介）（第二六四号）
八四　診療報酬改善、看護婦増員に関する請願（清水勇君紹介）（第二六六号）
八五　姿勢保健均整師の国家資格取得に関する請願（渡部行雄君紹介）（第三三二号）
八六　看護婦確保法の制定に関する請願（上田哲君紹介）（第三三三号）
八七　同外一件（上田哲君紹介）（第三六九号）
八八　同外一件（上田哲君紹介）（第四一三号）
八九　同外一件（上田哲君紹介）（第四四一号）
九〇　同外一件（上田哲君紹介）（第四五四号）
九一　より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願（網岡雄君紹介）（第四一二号）
九二　看護・介護職員の人材確保法制定に関する請願（中島衛君紹介）（第四一四号）
九三　被爆者援護に関する請願（田口健二君紹介）（第四八三号）
九四　同（田口健二君紹介）（第四九八号）
九五　看護婦確保法の制定に関する請願（児玉健次君紹介）（第四八四号）
九六　同外二件（武藤山治君紹介）（第四九七号）
九七　同外一件（小林恒人君紹介）（第五二〇号）
九八　同（安田範君紹介）（第五三二号）
九九　同（石田幸四郎君紹介）（第五四六号）
一〇〇　同外一件（河上覃雄君紹介）（第五四七号）
一〇一　同外一件（西中清君紹介）（第五四八号）
一〇二　同（安田範君紹介）（第五四九号）
一〇三　同（小沢和秋君紹介）（第五五〇号）
一〇四　同（金子満広君紹介）（第五五一号）
一〇五　同（木島日出夫君紹介）（第五五二号）
一〇六　同（児玉健次君紹介）（第五五三号）
一〇七　同（佐藤祐弘君紹介）（第五五四号）
一〇八　同（菅野悦子君紹介）（第五五五号）
一〇九　同（辻第一君紹介）（第五五六号）
一一〇　同（寺前巌君紹介）（第五五七号）
一一一　同（東中光雄君紹介）（第五五八号）
一一二　同（不破哲三君紹介）（第五五九号）
一一三　同（藤田スミ君紹介）（第五六〇号）
一一四　同（古堅実吉君紹介）（第五六一号）
一一五　同（正森成二君紹介）（第五六二号）
一一六　同（三浦久君紹介）（第五六三号）
一一七　同（山原健二郎君紹介）（第五六四号）
一一八　同（吉井英勝君紹介）（第五六五号）
一一九　同外一件（竹内勝彦君紹介）（第六〇四号）
一二〇　同（三野優美君紹介）（第六〇五号）
一二一　同（安田範君紹介）（第六〇六号）
一二二　同（菅直人君紹介）（第六五二号）
一二三　同（馬場昇君紹介）（第六五三号）
一二四　同（安田範君紹介）（第六五四号）
一二五　重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（粟屋敏信君紹介）（第五二一号）
一二六　同（石破茂君紹介）（第六〇七号）
一二七　同外十九件（平田辰一郎君紹介）（第六〇八号）
一二八　同（菅直人君紹介）（第六五五号）
一二九　同（野呂昭彦君紹介）（第六五六号）
一三〇　退職後の生活の安定と生きがいに関する請願（永井孝信君紹介）（第五四五号）
一三一　柔道整復師制度の強化充実に関する請願（河上覃雄君紹介）（第五五六号）
一三二　同（井上義久君紹介）（第五五七号）
一三三　同（石田祝稔君紹介）（第五五八号）
一三四　同（吉井光照君紹介）（第五五九号）
一三五　同（遠藤和良君紹介）（第六五七号）
一三六　同（貝沼次郎君紹介）（第六五八号）
一三七　同（日笠勝之君紹介）（第六五九号）
一三八　同（山口那津男君紹介）（第六六〇号）
一三九　同（渡部一郎君紹介）（第六六一号）
一四〇　看護婦確保法の制定に関する請願（池端清一君紹介）（第六九一号）
一四一　同（仙谷由人君紹介）（第六九二号）
一四二　同（安田範君紹介）（第六九三号）
一四三　同（池端清一君紹介）（第七二〇号）
一四四　同（倉田栄喜君紹介）（第七二一号）
一四五　同（小沢和秋君紹介）（第七二二号）
一四六　同（金子満広君紹介）（第七二三号）
一四七　同（木島日出夫君紹介）（第七二四号）
一四八　同（児玉健次君紹介）（第七二五号）
一四九　同（佐藤祐弘君紹介）（第七二六号）
一五〇　同（菅野悦子君紹介）（第七二七号）
一五一　同（辻第一君紹介）（第七二八号）
一五二　同（寺前巌君紹介）（第七二九号）
一五三　同（東中光雄君紹介）（第七三〇号）
一五四　同（不破哲三君紹介）（第七三一号）
一五五　同（藤田スミ君紹介）（第七三二号）
一五六　同（古堅実吉君紹介）（第七三三号）
一五七　同（正森成二君紹介）（第七三四号）
一五八　同（三浦久君紹介）（第七三五号）
一五九　同（山原健二郎君紹介）（第七三六号）
一六〇　同（吉井英勝君紹介）（第七三七号）
一六一　同（池端清一君紹介）（第七五七号）
一六二　同（木島日出夫君紹介）（第七五八号）
一六三　同（田口健二君紹介）（第七五九号）
一六四　同（竹内猛君紹介）（第七六〇号）
一六五　同（池端清一君紹介）（第七九七号）
一六六　同外一件（細谷治通君紹介）（第七九八号）
一六七　同（池端清一君紹介）（第八六九号）
一六八　同（野坂浩賢君紹介）（第八七〇号）
一六九　同（松浦利尚君紹介）（第八七一号）
一七〇　看護婦確保法制定に関する請願（竹内猛君紹介）（第七一八号）
一七一　国立腎センター設立に関する請願（前田正君紹介）（第七一九号）
一七二　柔道整復師制度の強化充実に関する請願（草川昭三君紹介）（第七三八号）
一七三　医療法改正に反対し、診療報酬改善、看護婦増員に関する請願（木島日出夫君紹介）（第七六一号）
一七四　同（児玉健次君紹介）（第七九九号）
一七五　より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願（沖田正人君紹介）（第七六二号）
一七六　同（川俣健二郎君紹介）（第七六三号）

一七七　同(五島正規君紹介)(第七六四号)
一七八　同(時崎雄司君紹介)(第七六五号)
一七九　同(秋葉忠利君紹介)(第八〇三号)
一八〇　同(岡崎宏美君紹介)(第八〇四号)
一八一　同(串原義直君紹介)(第八〇五号)
一八二　同(小林守君紹介)(第八〇六号)
一八三　同(左近正男君紹介)(第八〇七号)
一八四　同(斉藤一雄君紹介)(第八〇八号)
一八五　同(沢藤礼次郎君紹介)(第八〇九号)
一八六　同(清水勇君紹介)(第八一〇号)
一八七　同(田中昭一君紹介)(第八一一号)
一八八　同(竹村幸雄君紹介)(第八一二号)
一八九　同(土肥隆一君紹介)(第八一三号)
一九〇　同(馬場昇君紹介)(第八一四号)
一九一　同(長谷百合子君紹介)(第八一五号)
一九二　同(和田静夫君紹介)(第八一六号)
一九三　同(伊藤茂君紹介)(第八八九号)
一九四　同(児玉健次君紹介)(第八九〇号)
一九五　同(武部文君紹介)(第八九一号)
一九六　同(筒井信隆君紹介)(第八九二号)
一九七　同(寺前巌君紹介)(第八九三号)
一九八　同(野坂浩賢君紹介)(第八九四号)
一九九　福祉制度、最低基準の抜本的改善と福祉人材確保対策の確立に関する請願(児玉健次君紹介)(第八〇〇号)
二〇〇　重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(持永和見君紹介)(第八〇一号)
二〇一　政管健保・診療報酬改善、看護婦増員に関する請願(清水勇君紹介)(第八〇二号)
二〇二　乳幼児から学童期までの保育の充実に関する請願(竹村幸雄君紹介)(第八七二号)
二〇三　同(小沢和秋君紹介)(第八七三号)
二〇四　同(金子満広君紹介)(第八七四号)
二〇五　同(木島日出夫君紹介)(第八七五号)
二〇六　同(児玉健次君紹介)(第八七六号)
二〇七　同(佐藤祐弘君紹介)(第八七七号)
二〇八　同(菅野悦子君紹介)(第八七八号)
二〇九　同(辻第一君紹介)(第八七九号)
二一〇　同(寺前巌君紹介)(第八八〇号)
二一一　同(東中光雄君紹介)(第八八一号)
二一二　同(不破哲三君紹介)(第八八二号)
二一三　同(藤田スミ君紹介)(第八八三号)
二一四　同(古堅実吉君紹介)(第八八四号)
二一五　同(正森成二君紹介)(第八八五号)
二一六　同(三浦久君紹介)(第八八六号)
二一七　同(山原健二郎君紹介)(第八八七号)
二一八　同(吉井英勝君紹介)(第八八八号)
二一九　稀少難病患者の医療・福祉の充実に関する請願(池端清一君紹介)(第九二二号)
二二〇　同(網岡雄君紹介)(第九二三号)
二二一　同(遠藤和良君紹介)(第一〇九六号)
二二二　カイロプラクティックなど医業類似行為の取り扱いに関する請願(野呂昭彦君紹介)(第九二四号)
二二三　はり、きゅうの健康保険方針の抜本的改正に関する請願(遠藤和良君紹介)(第九二五号)
二二四　同(池端清一君紹介)(第一〇四〇号)
二二五　看護婦確保法の制定に関する請願(小野信一君紹介)(第九二六号)
二二六　同(戸田菊雄君紹介)(第九二七号)
二二七　同(松浦利尚君紹介)(第九二八号)
二二八　同外一件(森井忠良君紹介)(第九二九号)
二二九　同(池端清一君紹介)(第九六九号)
二三〇　同外三件(小野信一君紹介)(第九七〇号)
二三一　同(児玉健次君紹介)(第九七一号)
二三二　同(時崎雄司君紹介)(第九七二号)
二三三　同(中沢健次君紹介)(第九七三号)
二三四　同(日野市朗郎君紹介)(第九七四号)
二三五　同(松浦利尚君紹介)(第九七五号)
二三六　同外一件(鍛治清君紹介)(第九九九号)
二三七　同外二件(貴志八郎君紹介)(第一〇〇〇号)
二三八　同(仙谷由人君紹介)(第一〇〇一号)
二三九　同(中村正男君紹介)(第一〇〇二号)
二四〇　同(藤田スミ君紹介)(第一〇〇三号)
二四一　同(鉢呂吉雄君紹介)(第一〇三二号)
二四二　同(山元勉君紹介)(第一〇三三号)
二四三　同(山元勉君紹介)(第一〇五一号)
二四四　同外一件(小川国彦君紹介)(第一〇七三号)
二四五　同(近江巳記夫君紹介)(第一〇七四号)
二四六　同外一件(新盛辰雄君紹介)(第一〇七五号)
二四七　同(小沢和秋君紹介)(第一〇七六号)
二四八　同(金子満広君紹介)(第一〇七七号)
二四九　同(木島日出夫君紹介)(第一〇七八号)
二五〇　同(児玉健次君紹介)(第一〇七九号)
二五一　同(佐藤祐弘君紹介)(第一〇八〇号)
二五二　同(菅野悦子君紹介)(第一〇八一号)
二五三　同(辻第一君紹介)(第一〇八二号)
二五四　同(寺前巌君紹介)(第一〇八三号)
二五五　同(東中光雄君紹介)(第一〇八四号)
二五六　同(不破哲三君紹介)(第一〇八五号)
二五七　同(藤田スミ君紹介)(第一〇八六号)
二五八　同(古堅実吉君紹介)(第一〇八七号)
二五九　同(正森成二君紹介)(第一〇八八号)
二六〇　同(三浦久君紹介)(第一〇八九号)
二六一　同(山原健二郎君紹介)(第一〇九〇号)
二六二　同(吉井英勝君紹介)(第一〇九一号)
二六三　乳幼児から学童期までの保育の充実に関する請願(沢藤礼次郎君紹介)(第九三〇号)
二六四　同(土井たか子君紹介)(第九三一号)
二六五　同(児玉健次君紹介)(第九七八号)
二六六　同(遠藤和良君紹介)(第一〇〇五号)
二六七　同(網岡雄君紹介)(第一〇三六号)
二六八　同(清水勇君紹介)(第一〇三七号)
二六九　同(田中昭一君紹介)(第一〇三八号)
二七〇　より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願(伊藤忠治君紹介)(第九三二号)
二七一　同(池端清一君紹介)(第九三三号)
二七二　同(石田祝稔君紹介)(第九三四号)
二七三　同(岩垂寿喜男君紹介)(第九三五号)
二七四　同(岡崎トミ子君紹介)(第九三六号)
二七五　同(川崎寛治君紹介)(第九三七号)
二七六　同(松本龍君紹介)(第九三八号)
二七七　同(遠藤和良君紹介)(第九七九号)
二七八　同(加藤万吉君紹介)(第一〇〇六号)
二七九　看護婦確保法制定に関する請願(時崎雄司君紹介)(第九三九号)
二八〇　同(時崎雄司君紹介)(第一〇三九号)
二八一　重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(網岡雄君紹介)(第九七六号)
二八二　同(遠藤和良君紹介)(第九七七号)
二八三　同(網岡雄君紹介)(第一〇〇四号)
二八四　同(粟屋敏信君紹介)(第一〇三四号)
二八五　同外二十件(平田辰一郎君紹介)(第一〇三五号)
二八六　同(池端清一君紹介)(第一〇五二号)
二八七　同外五十一件(井出正一君紹介)(第一〇九二号)
二八八　同(池端清一君紹介)(第一〇九三号)
二八九　あん摩マッサージ指圧師の業務と異名同質のカイロプラクティック及び整体術等無免許療術行為取り締まりに関する請願(鯨岡兵輔君紹介)(第一〇三〇号)
二九〇　療術の制度化促進に関する請願外三件(住博司君紹介)(第一〇三一号)
二九一　山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願(辻第一君紹介)(第一〇五〇号)
二九二　看護職員をはじめとする保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保

対策の具体化に関する請願（池端清一君紹介）（第一〇六七号）
二九三　同（石田祝稔君紹介）（第一〇六八号）
二九四　同（岡崎宏美君紹介）（第一〇六九号）
二九五　同（五島正規君紹介）（第一〇七〇号）
二九六　同（田中昭一君紹介）（第一〇七一号）
二九七　同（村山富市君紹介）（第一〇七二号）
二九八　柔道整復師制度の強化充実に関する請願（宮地正介君紹介）（第一〇九四号）
二九九　国立腎センター設立に関する請願（近江巳記夫君紹介）（第一〇九五号）
三〇〇　看護婦確保法の制定に関する請願（馬場昇君紹介）（第一一三〇号）
三〇一　同（二見伸明君紹介）（第一一三一号）
三〇二　同外一件（川崎寛治君紹介）（第一一七〇号）
三〇三　同（二見伸明君紹介）（第一一七一号）
三〇四　同（村山富市君紹介）（第一一七二号）
三〇五　同（山元勉君紹介）（第一一七三号）
三〇六　同（有川清次君紹介）（第一一九四号）
三〇七　同（池端清一君紹介）（第一一九五号）
三〇八　同（村山富市君紹介）（第一一九六号）
三〇九　同（川端達夫君紹介）（第一二三二号）
三一〇　同（古堅実吉君紹介）（第一二三三号）
三一一　同（村山富市君紹介）（第一二三四号）
三一二　重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（菅直人君紹介）（第一一三二号）
三一三　同（児玉健次君紹介）（第一一九七号）
三一四　同（柳田稔君紹介）（第一二三六号）
三一五　同（野呂昭彦君紹介）（第一三一八号）
三一六　同（柳田稔君紹介）（第一三一九号）
三一七　看護婦確保法制定に関する請願（二見伸明君紹介）（第一一三三号）
三一八　同（児玉健次君紹介）（第一二三八号）
三一九　稀少難病患者の医療・福祉の充実に関する請願（菅直人君紹介）（第一一三四号）
三二〇　同（児玉健次君紹介）（第一二〇〇号）
三二一　同（柳田稔君紹介）（第一二四〇号）
三二二　看護職員をはじめとする保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願（網岡雄君紹介）（第一一三五号）
三二三　同（沖田正人君紹介）（第一一三六号）
三二四　同（川俣健二郎君紹介）（第一一三七号）
三二五　同（菅直人君紹介）（第一一三八号）
三二六　同（清水勇君紹介）（第一一三九号）
三二七　同（加藤繁秋君紹介）（第一一七六号）
三二八　同（川崎寛治君紹介）（第一一七七号）
三二九　同（土肥隆一君紹介）（第一一七八号）
三三〇　同（遠藤和良君紹介）（第一二〇一号）
三三一　同（菅直人君紹介）（第一二〇二号）
三三二　同（児玉健次君紹介）（第一二〇三号）
三三三　同（菅直人君紹介）（第一二四三号）
三三四　同（菅直人君紹介）（第一三二一号）
三三五　同（小松定男君紹介）（第一三二二号）
三三六　乳幼児から学童期までの保育の充実に関する請願（山原健二郎君紹介）（第一一七四号）
三三七　同（外口玉子君紹介）（第一一九八号）
三三八　同（古堅実吉君紹介）（第一二三七号）
三三九　国立腎センター設立に関する請願（野呂昭彦君紹介）（第一一七五号）
三四〇　同（中野寛成君紹介）（第一二三九号）
三四一　より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願（外口玉子君紹介）（第一一九九号）
三四二　国立東名古屋病院呼吸器科医長の継続在勤等に関する請願（草川昭三君紹介）（第一二三一号）
三四三　福祉制度、最低基準の抜本的改善と福祉人材確保対策の確立に関する請願（児玉健次君紹介）（第一二三五号）
三四四　はり、きゅうの健康保険方針の抜本的改正に関する請願（柳田稔君紹介）（第一二四一号）
三四五　山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願（金子満広君紹介）（第一二四二号）
三四六　腎疾患総合対策早期確立に関する請願（粟屋敏信君紹介）（第一二六八号）
三四七　同（愛野興一郎君紹介）（第一二六九号）
三四八　同（伊東正義君紹介）（第一二七〇号）
三四九　同（伊藤宗一郎君紹介）（第一二七一号）
三五〇　同（今枝敬雄君紹介）（第一二七二号）
三五一　同（岩屋毅君紹介）（第一二七三号）
三五二　同（宇野宗佑君紹介）（第一二七四号）
三五三　同（衛藤晟一君紹介）（第一二七五号）
三五四　同（小沢一郎君紹介）（第一二七六号）
三五五　同（大野功統君紹介）（第一二七七号）
三五六　同（大原一三君紹介）（第一二七八号）
三五七　同（近江巳記夫君紹介）（第一二七九号）
三五八　同（狩野勝君紹介）（第一二八〇号）
三五九　同（梶山静六君紹介）（第一二八一号）
三六〇　同外四件（片岡武司君紹介）（第一二八二号）
三六一　同（金子原二郎君紹介）（第一二八三号）
三六二　同（木村義雄君紹介）（第一二八四号）
三六三　同（熊谷弘君紹介）（第一二八五号）
三六四　同外一件（倉成正君紹介）（第一二八六号）
三六五　同（古賀誠君紹介）（第一二八七号）
三六六　同（左藤恵君紹介）（第一二八八号）
三六七　同（斉藤斗志二君紹介）（第一二八九号）
三六八　同（坂井隆憲君紹介）（第一二九〇号）
三六九　同（坂本剛二君紹介）（第一二九一号）
三七〇　同（坂本三十次君紹介）（第一二九二号）
三七一　同（自見庄三郎君紹介）（第一二九三号）
三七二　同（鈴木俊一君紹介）（第一二九四号）
三七三　同（住博司君紹介）（第一二九五号）
三七四　同（関谷勝嗣君紹介）（第一二九六号）
三七五　同（谷洋一君紹介）（第一二九七号）
三七六　同外一件（津島雄二君紹介）（第一二九八号）
三七七　同（戸塚進也君紹介）（第一二九九号）
三七八　同（中西啓介君紹介）（第一三〇〇号）
三七九　同（中山成彬君紹介）（第一三〇一号）
三八〇　同（野呂昭彦君紹介）（第一三〇二号）
三八一　同（野呂田芳成君紹介）（第一三〇三号）
三八二　同（原田昇左右君紹介）（第一三〇四号）
三八三　同（東力君紹介）（第一三〇五号）
三八四　同（福永信彦君紹介）（第一三〇六号）
三八五　同（船田元君紹介）（第一三〇七号）
三八六　同（保利耕輔君紹介）（第一三〇八号）
三八七　同（真鍋光広君紹介）（第一三〇九号）
三八八　同外一件（武藤嘉文君紹介）（第一三一〇号）
三八九　同（村岡兼造君紹介）（第一三一一号）
三九〇　同（持永和見君紹介）（第一三一二号）
三九一　同（森田一君紹介）（第一三一三号）
三九二　同（柳沢伯夫君紹介）（第一三一四号）
三九三　同（山口俊一君紹介）（第一三一五号）
三九四　同（山下元利君紹介）（第一三一六号）
三九五　同外二件（渡辺栄一君紹介）（第一三一七号）
三九六　カイロプラクティックなど医業類似行為の取り扱いに関する請願（武藤嘉文君紹介）（第一三二〇号）
三九七　公的年金制度改善に関する請願（草野威君紹介）（第一三四七号）
三九八　同（小沢和秋君紹介）（第一三四八号）
三九九　同（金子満広君紹介）（第一三四九号）
四〇〇　同（木島日出夫君紹介）（第一三五〇号）
四〇一　同（児玉健次君紹介）（第一三五一号）
四〇二　同（佐藤祐弘君紹介）（第一三五二号）
四〇三　同（菅野悦子君紹介）（第一三五三号）
四〇四　同（辻第一君紹介）（第一三五四号）
四〇五　同（寺前巌君紹介）（第一三五五号）
四〇六　同（東中光雄君紹介）（第一三五六号）
四〇七　同（不破哲三君紹介）（第一三五七号）
四〇八　同（藤田スミ君紹介）（第一三五八号）
四〇九　同（古堅実吉君紹介）（第一三五九号）
四一〇　同（正森成二君紹介）（第一三六〇号）
四一一　同（三浦久君紹介）（第一三六一号）

四一二　同（山原健二郎君紹介）（第一三六二号）
四一三　同（吉井英勝君紹介）（第一三六三号）
四一四　同外三件（貝沼次郎君紹介）（第一四四七号）
四一五　同（楢崎弥之助君紹介）（第一五〇六号）
四一六　看護婦確保法の制定に関する請願（小澤克介君紹介）（第一三六四号）
四一七　同（馬場昇君紹介）（第一三六五号）
四一八　同（倉田栄喜君紹介）（第一四五九号）
四一九　同（佐藤敬治君紹介）（第一四六〇号）
四二〇　同外一件（水田稔君紹介）（第一四六一号）
四二一　福祉制度、最低基準の抜本的改善と福祉人材確保対策の確立に関する請願（児玉健次君紹介）（第一三六六号）
四二二　より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願（東順治君紹介）（第一三六七号）
四二三　同（菅直人君紹介）（第一四二三号）
四二四　同（大野由利子君紹介）（第一四六二号）
四二五　柔道整復師制度の強化充実に関する請願外一件（東順治君紹介）（第一三六八号）
四二六　同（大野由利子君紹介）（第一四二四号）
四二七　国立腎センター設立に関する請願（岡田克也君紹介）（第一三六九号）
四二八　カイロプラクティックなど医業類似行為の取り扱いに関する請願（渡辺栄一君紹介）（第一三七〇号）
四二九　同（尾身幸次君紹介）（第一四二五号）
四三〇　同（渡辺栄一君紹介）（第一四二六号）
四三一　同（木部佳昭君紹介）（第一四六三号）
四三二　同（熊谷弘君紹介）（第一四六四号）
四三三　同外一件（佐藤謙一郎君紹介）（第一四六五号）
四三四　看護職員をはじめとする保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願（菅直人君紹介）（第一三七一号）
四三五　同（菅直人君紹介）（第一四三一号）
四三六　腎疾患総合対策早期確立に関する請願（石井一君紹介）（第一三七二号）
四三七　同（大石千八君紹介）（第一三七三号）
四三八　同（大野明君紹介）（第一三七四号）
四三九　同外一件（岡田克也君紹介）（第一三七五号）
四四〇　同（亀井静香君紹介）（第一三七六号）
四四一　同外一件（栗原祐幸君紹介）（第一三七七号）
四四二　同（小坂憲次君紹介）（第一三七八号）
四四三　同（志賀節君紹介）（第一三七九号）
四四四　同（塩谷立君紹介）（第一三八〇号）
四四五　同（渡海紀三朗君紹介）（第一三八一号）
四四六　同（徳田虎雄君紹介）（第一三八二号）
四四七　同（鳥居一雄君紹介）（第一三八三号）
四四八　同（西田司君紹介）（第一三八四号）
四四九　同（畑英次郎君紹介）（第一三八五号）
四五〇　同外三件（平泉渉君紹介）（第一三八六号）
四五一　同（平田辰一郎君紹介）（第一三八七号）
四五二　同（平沼赳夫君紹介）（第一三八八号）
四五三　同（細田博之君紹介）（第一三八九号）
四五四　同（前田武志君紹介）（第一三九〇号）
四五五　同（松田岩夫君紹介）（第一三九一号）
四五六　同（光武顕君紹介）（第一三九二号）
四五七　同（村上誠一郎君紹介）（第一三九三号）
四五八　同（相沢英之君紹介）（第一四三二号）
四五九　同（井出正一君紹介）（第一四三三号）
四六〇　同（伊吹文明君紹介）（第一四三四号）
四六一　同（石田祝稔君紹介）（第一四三五号）
四六二　同（遠藤武彦君紹介）（第一四三六号）
四六三　同（大野由利子君紹介）（第一四三七号）
四六四　同（菅直人君紹介）（第一四三八号）
四六五　同（田澤吉郎君紹介）（第一四三九号）
四六六　同（武村正義君紹介）（第一四四〇号）
四六七　同（戸井田三郎君紹介）（第一四四一号）
四六八　同（丹羽雄哉君紹介）（第一四四二号）
四六九　同（増子輝彦君紹介）（第一四四三号）
四七〇　同（増岡博之君紹介）（第一四四四号）
四七一　同（松岡利勝君紹介）（第一四四五号）
四七二　同（三塚博君紹介）（第一四四六号）
四七三　同（池端清一君紹介）（第一四六八号）
四七四　同（井上普方君紹介）（第一四六九号）
四七五　同外一件（上田利正君紹介）（第一四七〇号）
四七六　同外一件（上原康助君紹介）（第一四七一号）
四七七　同（遠藤登君紹介）（第一四七二号）
四七八　同（小川信君紹介）（第一四七三号）
四七九　同（小野信一君紹介）（第一四七四号）
四八〇　同（緒方克陽君紹介）（第一四七五号）
四八一　同（太田誠一君紹介）（第一四七六号）
四八二　同（川俣健二郎君紹介）（第一四七七号）
四八三　同（木部佳昭君紹介）（第一四七八号）
四八四　同（北川昌典君紹介）（第一四七九号）
四八五　同外一件（小林守君紹介）（第一四八〇号）
四八六　同（小松定男君紹介）（第一四八一号）
四八七　同（五島正規君紹介）（第一四八二号）
四八八　同外一件（高村正彦君紹介）（第一四八三号）
四八九　同外一件（左近正男君紹介）（第一四八四号）
四九〇　同（沢藤礼次郎君紹介）（第一四八五号）
四九一　同（嶋崎譲君紹介）（第一四八六号）
四九二　同（清水勇君紹介）（第一四八七号）
四九三　同（田中昭一君紹介）（第一四八八号）
四九四　同（戸田菊雄君紹介）（第一四八九号）
四九五　同（永井孝信君紹介）（第一四九〇号）
四九六　同外一件（鉢呂吉雄君紹介）（第一四九一号）
四九七　同（前島秀行君紹介）（第一四九二号）
四九八　同（松浦利尚君紹介）（第一四九三号）
四九九　同（松原脩雄君紹介）（第一四九四号）
五〇〇　同（松前仰君紹介）（第一四九五号）
五〇一　同（三野優美君紹介）（第一四九六号）
五〇二　同（水田稔君紹介）（第一四九七号）
五〇三　同（村山富市君紹介）（第一四九八号）
五〇四　同（元信堯君紹介）（第一四九九号）
五〇五　同（安田修三君紹介）（第一五〇〇号）
五〇六　同（山口鶴男君紹介）（第一五〇一号）
五〇七　同（山中末治君紹介）（第一五〇二号）
五〇八　同（山元勉君紹介）（第一五〇三号）
五〇九　同（吉井光照君紹介）（第一五〇四号）
五一〇　同外二件（渡辺嘉蔵君紹介）（第一五〇五号）
五一一　国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願（楢崎弥之助君紹介）（第一四二〇号）
五一二　同（貝沼次郎君紹介）（第一四二一号）
五一三　同外一件（二見伸明君紹介）（第一五〇七号）
五一四　同（吉井光照君紹介）（第一五〇八号）
五一五　乳幼児から学童期までの保育の充実に関する請願（五島正規君紹介）（第一四二二号）
五一六　療術の制度化促進に関する請願外一件（小澤潔君紹介）（第一四二七号）
五一七　同（佐藤信二君紹介）（第一四二八号）
五一八　同外一件（浜野剛君紹介）（第一四二九号）
五一九　同（宮崎茂一君紹介）（第一四三〇号）
五二〇　同（柿澤弘治君紹介）（第一四六六号）
五二一　同（粕谷茂君紹介）（第一四六七号）
五二二　看護婦確保法の制定に関する請願（田川誠一君紹介）（第一五三六号）
五二三　同（田川誠一君紹介）（第一六〇三号）
五二四　同（上原康助君紹介）（第一六九七号）
五二五　同（河上覃雄君紹介）（第一六九八号）
五二六　カイロプラクティックなど医業類似行為の取り扱いに関する請願（竹下登君紹介）（第一五三七号）
五二七　同（野田実君紹介）（第一六〇六号）
五二八　同（藤尾正行君紹介）（第一六〇七号）
五二九　同（水野清君紹介）（第一七〇一号）

五三〇　同（武藤嘉文君紹介）（第一七〇二号）
五三一　はり、きゅうの健康保険方針の抜本的改正に関する請願（児玉健次君紹介）（第一五三八号）
五三二　療術の制度化促進に関する請願外二件（粕谷茂君紹介）（第一五三九号）
五三三　同外四件（山本有二君紹介）（第一五四〇号）
五三四　同（大内啓伍君紹介）（第一六〇八号）
五三五　同（小里貞利君紹介）（第一七〇三号）
五三六　同（大内啓伍君紹介）（第一七〇四号）
五三七　看護職員をはじめとする保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願（外口玉子君紹介）（第一五四一号）
五三八　腎疾患総合対策早期確立に関する請願（石破茂君紹介）（第一五四二号）
五三九　同（田口健二君紹介）（第一五四三号）
五四〇　同外二件（田邊誠君紹介）（第一五四四号）
五四一　同（辻一彦君紹介）（第一五四五号）
五四二　同（外口玉子君紹介）（第一五四六号）
五四三　同（仲村正治君紹介）（第一五四七号）
五四四　同（山口鶴男君紹介）（第一五四八号）
五四五　同（山本拓君紹介）（第一五四九号）
五四六　同（越智伊平君紹介）（第一六〇九号）
五四七　同（岡崎トミ子君紹介）（第一六一〇号）
五四八　同（加藤卓二君紹介）（第一六一一号）
五四九　同（児玉健次君紹介）（第一六一二号）
五五〇　同（高木義明君紹介）（第一六一三号）
五五一　同（武部文君紹介）（第一六一四号）
五五二　同（辻一彦君紹介）（第一六一五号）
五五三　同（寺前巌君紹介）（第一六一六号）
五五四　同（中野寛成君紹介）（第一六一七号）
五五五　同（鉢呂吉雄君紹介）（第一六一八号）
五五六　同（亀井静香君紹介）（第一六一九号）
五五七　同（米沢隆君紹介）（第一六二〇号）
五五八　同（臼井日出男君紹介）（第一七〇五号）
五五九　同（小沢辰男君紹介）（第一七〇六号）
五六〇　同（加藤繁秋君紹介）（第一七〇七号）
五六一　同（草川昭三君紹介）（第一七〇八号）
五六二　同（小森龍邦君紹介）（第一七〇九号）
五六三　同外一件（竹内勝彦君紹介）（第一七一〇号）
五六四　同（竹村幸雄君紹介）（第一七一一号）
五六五　同（辻一彦君紹介）（第一七一二号）
五六六　同（辻第一君紹介）（第一七一三号）
五六七　同（鉢呂吉雄君紹介）（第一七一四号）
五六八　同（日笠勝之君紹介）（第一七一五号）
五六九　同（宮路和明君紹介）（第一七一六号）
五七〇　公的年金制度改善に関する請願（阿部昭吾君紹介）（第一五五〇号）
五七一　同（田川誠一君紹介）（第一五五一号）
五七二　同（古堅実吉君紹介）（第一五五二号）
五七三　同（阿部昭吾君紹介）（第一六二一号）
五七四　同（金子満広君紹介）（第一六二二号）
五七五　同（倉田栄喜君紹介）（第一七一七号）
五七六　同（辻第一君紹介）（第一七一八号）
五七七　同（三浦久君紹介）（第一七一九号）
五七八　国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願（五十嵐広三君紹介）（第一五五三号）
五七九　同（井上普方君紹介）（第一五五四号）
五八〇　同外二件（伊東秀子君紹介）（第一五五五号）
五八一　同外九件（伊藤忠治君紹介）（第一五五六号）
五八二　同（池端清一君紹介）（第一五五七号）
五八三　同（遠藤登君紹介）（第一五五八号）
五八四　同外一件（小澤克介君紹介）（第一五五九号）
五八五　同（小川信君紹介）（第一五六〇号）
五八六　同（小野信一君紹介）（第一五六一号）
五八七　同（岡崎宏美君紹介）（第一五六二号）
五八八　同外一件（北川昌典君紹介）（第一五六三号）
五八九　同（貴志八郎君紹介）（第一五六四号）
五九〇　同（小林恒人君紹介）（第一五六五号）
五九一　同（五島正規君紹介）（第一五六六号）
五九二　同（後藤茂君紹介）（第一五六七号）
五九三　同（佐々木秀典君紹介）（第一五六八号）
五九四　同（沢藤礼次郎君紹介）（第一五六九号）
五九五　同（嶋崎譲君紹介）（第一五七〇号）
五九六　同（清水勇君紹介）（第一五七一号）
五九七　同（新盛辰雄君紹介）（第一五七二号）
五九八　同（関晴正君紹介）（第一五七三号）
五九九　同（関山信之君紹介）（第一五七四号）
六〇〇　同外六件（田口健二君紹介）（第一五七五号）
六〇一　同（田中昭一君紹介）（第一五七六号）
六〇二　同外一件（竹内猛君紹介）（第一五七七号）
六〇三　同（永井孝信君紹介）（第一五七八号）
六〇四　同（鉢呂吉雄君紹介）（第一五七九号）
六〇五　同（堀昌雄君紹介）（第一五八〇号）
六〇六　同（堀込征雄君紹介）（第一五八一号）
六〇七　同（前島秀行君紹介）（第一五八二号）
六〇八　同外一件（松浦利尚君紹介）（第一五八三号）
六〇九　同（松原脩雄君紹介）（第一五八四号）
六一〇　同（三野優美君紹介）（第一五八五号）
六一一　同（武藤山治君紹介）（第一五八六号）
六一二　同（元信堯君紹介）（第一五八七号）
六一三　同（山内弘君紹介）（第一五八八号）
六一四　同（山中邦紀君紹介）（第一五八九号）
六一五　同（吉岡賢治君紹介）（第一五九〇号）
六一六　同（宇都宮真由美君紹介）（第一六二三号）
六一七　同（岡崎トミ子君紹介）（第一六二四号）
六一八　同（田中恒利君紹介）（第一六二五号）
六一九　同（辻一彦君紹介）（第一六二六号）
六二〇　同（鉢呂吉雄君紹介）（第一六二七号）
六二一　同（藤田高敏君紹介）（第一六二八号）
六二二　同（木島日出夫君紹介）（第一六二九号）
六二三　同（児玉健次君紹介）（第一六三〇号）
六二四　同（寺前巌君紹介）（第一六三一号）
六二五　同（東中光雄君紹介）（第一六三二号）
六二六　同（古堅実吉君紹介）（第一六三三号）
六二七　同（正森成二君紹介）（第一六三四号）
六二八　同（三浦久君紹介）（第一六三五号）
六二九　同（山原健一郎君紹介）（第一六三六号）
六三〇　同（吉井英勝君紹介）（第一六三七号）
六三一　同（石田幸四郎君紹介）（第一七二〇号）
六三二　同外二件（上原康助君紹介）（第一七二一号）
六三三　同外一件（加藤繁秋君紹介）（第一七二二号）
六三四　同（草川昭三君紹介）（第一七二三号）
六三五　同（竹内勝彦君紹介）（第一七二四号）
六三六　同（竹村幸雄君紹介）（第一七二五号）
六三七　同（辻第一君紹介）（第一七二六号）
六三八　同外一件（鉢呂吉雄君紹介）（第一七二七号）
六三九　同（日笠勝之君紹介）（第一七二八号）
六四〇　同（山元勉君紹介）（第一七二九号）
六四一　重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（持永和見君紹介）（第一六〇四号）
六四二　乳幼児から学童期までの保育の充実に関する請願（大野由利子君紹介）（第一六〇五号）
六四三　同（上原康助君紹介）（第一六九九号）
六四四　輸入食品の検査・監視体制の強化に関する請願（小沢和秋君紹介）（第一六八一号）
六四五　同（金子満広君紹介）（第一六八二号）
六四六　同（木島日出夫君紹介）（第一六八三号）
六四七　同（児玉健次君紹介）（第一六八四号）
六四八　同（佐藤祐弘君紹介）（第一六八五号）
六四九　同（菅野悦子君紹介）（第一六八六号）
六五〇　同（辻第一君紹介）（第一六八七号）
六五一　同（寺前巌君紹介）（第一六八八号）
六五二　同（東中光雄君紹介）（第一六八九号）
六五三　同（不破哲三君紹介）（第一六九〇号）

六五四　同(藤田スミ君紹介)(第一六九一号)
六五五　同(古堅実吉君紹介)(第一六九二号)
六五六　同(正森成二君紹介)(第一六九三号)
六五七　同(三浦久君紹介)(第一六九四号)
六五八　同(山原健二郎君紹介)(第一六九五号)
六五九　同(吉井英勝君紹介)(第一六九六号)
六六〇　より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願(鈴木喜久子君紹介)(第一七〇〇号)
六六一　輸入農産物の農薬残留基準に関する請願(岩村卯一郎君紹介)(第一七五八号)
六六二　福祉制度、最低基準の抜本的改善と福祉人材確保対策の確立に関する請願(遠藤和良君紹介)(第一七五九号)
六六三　療術の制度化促進に関する請願(西田司君紹介)(第一七六〇号)
六六四　同(松浦昭君紹介)(第一七六一号)
六六五　同(上田利正君紹介)(第一八一七号)
六六六　同(小沢辰男君紹介)(第一八七九号)
六六七　同外三件(浜田幸一君紹介)(第一九〇六号)
六六八　同外二件(岸田文武君紹介)(第一九二五号)
六六九　腎疾患総合対策早期確立に関する請願(有川清次君紹介)(第一七六二号)
六七〇　同(石橋一弥君紹介)(第一七六三号)
六七一　同(遠藤和良君紹介)(第一七六四号)
六七二　同(鹿野道彦君紹介)(第一七六五号)
六七三　同(瓦力君紹介)(第一七六六号)
六七四　同(竹村幸雄君紹介)(第一七六七号)
六七五　同(辻一彦君紹介)(第一七六八号)
六七六　同(安田修三君紹介)(第一七六九号)
六七七　同(山下八洲夫君紹介)(第一七七〇号)
六七八　同(衛藤征士郎君紹介)(第一七九二号)
六七九　同外一件(中山太郎君紹介)(第一八八二号)
六八〇　同(秋葉忠利君紹介)(第一九〇八号)
六八一　同(安田修三君紹介)(第一九〇九号)
六八二　同外一件(山下八洲夫君紹介)(第一九一〇号)
六八三　同外一件(沖田正人君紹介)(第一九二六号)
六八四　同(森井忠良君紹介)(第一九二七号)
六八五　国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(阿部未喜男君紹介)(第一七七一号)
六八六　同(石橋大吉君紹介)(第一七七二号)
六八七　同(遠藤和良君紹介)(第一七七三号)
六八八　同(木間章君紹介)(第一七七四号)
六八九　同(筒井信隆君紹介)(第一七七五号)
六九〇　同(日野市朗君紹介)(第一七七六号)
六九一　同外一件(大畠章宏君紹介)(第一七九三号)
六九二　同(鍛治清君紹介)(第一七九四号)
六九三　同(渡部一郎君紹介)(第一七九五号)
六九四　同外二件(緒方克陽君紹介)(第一八一八号)
六九五　同(筒井信隆君紹介)(第一八一九号)
六九六　同(江田五月君紹介)(第一八八三号)
六九七　同(戸田菊雄君紹介)(第一八八四号)
六九八　同(秋葉忠利君紹介)(第一九一三号)
六九九　同(神崎武法君紹介)(第一九一四号)
七〇〇　同(森井忠良君紹介)(第一九二八号)
七〇一　輸入食品の検査・監視体制の強化に関する請願(寺前巌君紹介)(第一七七七号)
七〇二　看護婦確保法の制定に関する請願外一件(阿部未喜男君紹介)(第一七七八号)
七〇三　同(伏屋修治君紹介)(第一七九〇号)
七〇四　カイロプラクティックなど医業類似行為の取り扱いに関する請願(塩崎潤君紹介)(第一七九一号)
七〇五　同(伊吹文明君紹介)(第一八一五号)
七〇六　同(鯨岡兵輔君紹介)(第一八一六号)
七〇七　同(野呂昭彦君紹介)(第一八七八号)
七〇八　同(中西啓介君紹介)(第一九二四号)
七〇九　重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(粟屋敏信君紹介)(第一八一二号)
七一〇　同(野呂昭彦君紹介)(第一八一三号)
七一一　同(菅直人君紹介)(第一八七三号)
七一二　同外一件(平田辰一郎君紹介)(第一八七四号)
七一三　稀少難病患者の医療・福祉の充実に関する請願(粟屋敏信君紹介)(第一八一四号)
七一四　同(野呂昭彦君紹介)(第一八七六号)
七一五　同(牧野隆守君紹介)(第一八七七号)
七一六　同(丹羽雄哉君紹介)(第一九〇五号)
七一七　より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願(小松定男君紹介)(第一八七五号)
七一八　山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願(佐藤徳雄君紹介)(第一八八〇号)
七一九　同(山中邦紀君紹介)(第一八八一号)
七二〇　同(山中邦紀君紹介)(第一九〇七号)
七二一　柔道整復師制度の強化充実に関する請願(神崎武法君紹介)(第一九〇四号)
七二二　公的年金制度改善に関する請願(河上覃雄君紹介)(第一九一一号)
七二三　同(神崎武法君紹介)(第一九一二号)
七二四　看護婦確保法の制定に関する請願(木島日出夫君紹介)(第一九五六号)
七二五　同外一件(秋葉忠利君紹介)(第二〇〇〇号)
七二六　同(竹村幸雄君紹介)(第二〇〇一号)
七二七　同外一件(貴志八郎君紹介)(第二〇二八号)
七二八　同(児玉健次君紹介)(第二〇二九号)
七二九　同(竹村幸雄君紹介)(第二〇三〇号)
七三〇　同(竹村幸雄君紹介)(第二〇七三号)
七三一　同(古堅実吉君紹介)(第二〇七四号)
七三二　重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(池端清一君紹介)(第一九五七号)
七三三　同(井出正一君紹介)(第一九七四号)
七三四　同(池端清一君紹介)(第一九七五号)
七三五　同(児玉健次君紹介)(第二〇三一号)
七三六　同(石破茂君紹介)(第二〇七五号)
七三七　同外一件(網岡雄君紹介)(第二一〇二号)
七三八　国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(川崎寛治君紹介)(第一九五八号)
七三九　同(村山富市君紹介)(第二〇〇六号)
七四〇　より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願(佐藤観樹君紹介)(第一九七六号)
七四一　同(富塚三夫君紹介)(第二〇七六号)
七四二　カイロプラクティックなど医業類似行為の取り扱いに関する請願(加藤卓二君紹介)(第一九七七号)
七四三　同(東力君紹介)(第二〇〇三号)
七四四　療術の制度化促進に関する請願(宮路和明君紹介)(第一九七八号)
七四五　同外四件(渡瀬憲明君紹介)(第一九七九号)
七四六　同外二件(小沢一郎君紹介)(第二一〇四号)
七四七　同(木村義雄君紹介)(第二一〇五号)
七四八　看護職員をはじめとする保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願(竹村幸雄君紹介)(第一九八〇号)
七四九　同(小川国彦君紹介)(第二〇七七号)
七五〇　同(阿部未喜男君紹介)(第二一〇六号)
七五一　同(赤松広隆君紹介)(第二一〇七号)
七五二　同(秋葉忠利君紹介)(第二一〇八号)
七五三　同(網岡雄君紹介)(第二一〇九号)
七五四　同(有川清次君紹介)(第二一一〇号)
七五五　同(五十嵐広三君紹介)(第二一一一号)
七五六　同(井上一成君紹介)(第二一一二号)

七五七　同（井上普方君紹介）（第二一一三号）
七五八　同（伊東秀子君紹介）（第二一一四号）
七五九　同（伊藤茂君紹介）（第二一一五号）
七六〇　同（伊藤忠治君紹介）（第二一一六号）
七六一　同（池田元久君紹介）（第二一一七号）
七六二　同（池端清一君紹介）（第二一一八号）
七六三　同（石井智君紹介）（第二一一九号）
七六四　同（石橋大吉君紹介）（第二一二〇号）
七六五　同（岩田順介君紹介）（第二一二一号）
七六六　同（岩垂寿喜男君紹介）（第二一二二号）
七六七　同（宇都宮真由美君紹介）（第二一二三号）
七六八　同（上田卓三君紹介）（第二一二四号）
七六九　同（上田哲君紹介）（第二一二五号）
七七〇　同（上田利正君紹介）（第二一二六号）
七七一　同（上原康助君紹介）（第二一二七号）
七七二　同（遠藤登君紹介）（第二一二八号）
七七三　同（小川国彦君紹介）（第二一二九号）
七七四　同（小川信君紹介）（第二一三〇号）
七七五　同（小澤克介君紹介）（第二一三一号）
七七六　同（小野信一君紹介）（第二一三二号）
七七七　同（緒方克陽君紹介）（第二一三三号）
七七八　同（大出俊君紹介）（第二一三四号）
七七九　同（大木正吾君紹介）（第二一三五号）
七八〇　同（大畠章宏君紹介）（第二一三六号）
七八一　同（岡崎トミ子君紹介）（第二一三七号）
七八二　同（岡崎宏美君紹介）（第二一三八号）
七八三　同（岡田利春君紹介）（第二一三九号）
七八四　同（沖田正人君紹介）（第二一四〇号）
七八五　同（加藤繁秋君紹介）（第二一四一号）
七八六　同（加藤万吉君紹介）（第二一四二号）
七八七　同（川崎寛治君紹介）（第二一四三号）
七八八　同（川島甕君紹介）（第二一四四号）
七八九　同（川俣健二郎君紹介）（第二一四五号）
七九〇　同（木間章君紹介）（第二一四六号）
七九一　同（貴志八郎君紹介）（第二一四七号）
七九二　同（北川昌典君紹介）（第二一四八号）
七九三　同（北沢清功君紹介）（第二一四九号）
七九四　同（串原義直君紹介）（第二一五〇号）
七九五　同（小岩井清君紹介）（第二一五一号）
七九六　同（小林恒人君紹介）（第二一五二号）
七九七　同（小林守君紹介）（第二一五三号）
七九八　同（小松定男君紹介）（第二一五四号）
七九九　同（小森龍邦君紹介）（第二一五五号）
八〇〇　同（五島正規君紹介）（第二一五六号）
八〇一　同（後藤茂君紹介）（第二一五七号）
八〇二　同（興石東君紹介）（第二一五八号）
八〇三　同（左近正男君紹介）（第二一五九号）
八〇四　同（佐々木秀典君紹介）（第二一六〇号）
八〇五　同（佐藤観樹君紹介）（第二一六一号）
八〇六　同（佐藤敬治君紹介）（第二一六二号）
八〇七　同（佐藤泰介君紹介）（第二一六三号）
八〇八　同（佐藤恒晴君紹介）（第二一六四号）
八〇九　同（佐藤徳雄君紹介）（第二一六五号）
八一〇　同（斉藤一雄君紹介）（第二一六六号）
八一一　同（沢田広君紹介）（第二一六七号）
八一二　同（沢藤礼次郎君紹介）（第二一六八号）
八一三　同（志賀一夫君紹介）（第二一六九号）
八一四　同（渋沢利久君紹介）（第二一七〇号）
八一五　同（渋谷修君紹介）（第二一七一号）
八一六　同（嶋崎譲君紹介）（第二一七二号）
八一七　同（清水勇君紹介）（第二一七三号）
八一八　同（新村勝雄君紹介）（第二一七四号）
八一九　同（新盛辰雄君紹介）（第二一七五号）
八二〇　同（鈴木喜久子君紹介）（第二一七六号）
八二一　同（鈴木久君紹介）（第二一七七号）
八二二　同（関晴正君紹介）（第二一七八号）
八二三　同（関山信之君紹介）（第二一七九号）
八二四　同（仙谷由人君紹介）（第二一八〇号）
八二五　同（田口健二君紹介）（第二一八一号）
八二六　同（田中昭一君紹介）（第二一八二号）
八二七　同（田中恒利君紹介）（第二一八三号）
八二八　同（田邊誠君紹介）（第二一八四号）
八二九　同（田並胤明君紹介）（第二一八五号）
八三〇　同（高沢寅男君紹介）（第二一八六号）
八三一　同（竹内猛君紹介）（第二一八七号）
八三二　同（竹村幸雄君紹介）（第二一八八号）
八三三　同（武部文君紹介）（第二一八九号）
八三四　同（谷村啓介君紹介）（第二一九〇号）
八三五　同（辻一彦君紹介）（第二一九一号）
八三六　同（筒井信隆君紹介）（第二一九二号）
八三七　同（常松裕志君紹介）（第二一九三号）
八三八　同（戸田菊雄君紹介）（第二一九四号）
八三九　同（外口玉子君紹介）（第二一九五号）
八四〇　同（土井たか子君紹介）（第二一九六号）
八四一　同（土肥隆一君紹介）（第二一九七号）
八四二　同（時崎雄司君紹介）（第二一九八号）
八四三　同（富塚三夫君紹介）（第二一九九号）
八四四　同（中沢健次君紹介）（第二二〇〇号）
八四五　同（中西績介君紹介）（第二二〇一号）
八四六　同（中村正男君紹介）（第二二〇二号）
八四七　同（永井孝信君紹介）（第二二〇三号）
八四八　同（野坂浩賢君紹介）（第二二〇四号）
八四九　同（馬場昇君紹介）（第二二〇五号）
八五〇　同（長谷百合子君紹介）（第二二〇六号）
八五一　同（鉢呂吉雄君紹介）（第二二〇七号）
八五二　同（早川勝君紹介）（第二二〇八号）
八五三　同（日野市朗君紹介）（第二二〇九号）
八五四　同（藤田高敏君紹介）（第二二一〇号）
八五五　同（細川律夫君紹介）（第二二一一号）
八五六　同（細谷治通君紹介）（第二二一二号）
八五七　同（堀昌雄君紹介）（第二二一三号）
八五八　同（堀込征雄君紹介）（第二二一四号）
八五九　同（前島秀行君紹介）（第二二一五号）
八六〇　同（松浦利尚君紹介）（第二二一六号）
八六一　同（松原脩雄君紹介）（第二二一七号）
八六二　同（松前仰君紹介）（第二二一八号）
八六三　同（松本龍君紹介）（第二二一九号）
八六四　同（三野優美君紹介）（第二二二〇号）
八六五　同（水田稔君紹介）（第二二二一号）
八六六　同（武藤山治君紹介）（第二二二二号）
八六七　同（村山富市君紹介）（第二二二三号）
八六八　同（目黒吉之助君紹介）（第二二二四号）
八六九　同（元信堯君紹介）（第二二二五号）
八七〇　同（森井忠良君紹介）（第二二二六号）
八七一　同（安田修三君紹介）（第二二二七号）
八七二　同（安田範君紹介）（第二二二八号）
八七三　同（山内弘君紹介）（第二二二九号）
八七四　同（山口鶴男君紹介）（第二二三〇号）
八七五　同（山下八洲夫君紹介）（第二二三一号）
八七六　同（山中邦紀君紹介）（第二二三二号）
八七七　同（山中末治君紹介）（第二二三三号）
八七八　同（山花貞夫君紹介）（第二二三四号）
八七九　同（山元勉君紹介）（第二二三五号）
八八〇　同（吉岡賢治君紹介）（第二二三六号）
八八一　同（吉田和子君紹介）（第二二三七号）
八八二　同（吉田正雄君紹介）（第二二三八号）
八八三　同（和田貞夫君紹介）（第二二三九号）
八八四　同（和田静夫君紹介）（第二二四〇号）
八八五　同（渡部行雄君紹介）（第二二四一号）
八八六　同（渡辺嘉蔵君紹介）（第二二四二号）
八八七　同（伊藤英成君紹介）（第二二四三号）
八八八　同（大内啓伍君紹介）（第二二四四号）
八八九　同（川端達夫君紹介）（第二二四五号）
八九〇　同（神田厚君紹介）（第二二四六号）
八九一　同（小平忠正君紹介）（第二二四七号）
八九二　同（高木義明君紹介）（第二二四八号）
八九三　同（塚本三郎君紹介）（第二二四九号）
八九四　同（中井洽君紹介）（第二二五〇号）
八九五　同（中野寛成君紹介）（第二二五一号）
八九六　同（永末英一君紹介）（第二二五二号）
八九七　同（柳田稔君紹介）（第二二五三号）
八九八　同（米沢隆君紹介）（第二二五四号）
八九九　同（和田一仁君紹介）（第二二五五号）
九〇〇　同（楢崎弥之助君紹介）（第二二五六号）
九〇一　腎疾患総合対策早期確立に関する請願（村井仁君紹介）（第一九八一号）
九〇二　同外一件（林義郎君紹介）（第二〇〇四号）
九〇三　同（安田修三君紹介）（第二〇〇五号）
九〇四　同（鈴木喜久子君紹介）（第二〇三二号）
九〇五　同（川端達夫君紹介）（第二二五七号）
九〇六　重度戦傷病者と妻の援護に関する請願（岩屋毅君紹介）（第一九九六号）
九〇七　同（大野功統君紹介）（第一九九七号）
九〇八　同（塚原俊平君紹介）（第一九九八号）
九〇九　同（三ツ林弥太郎君紹介）（第一九九九

号）
九一〇　同（藤尾正行君紹介）（第二〇三三号）
九一一　同外一件（船田元君紹介）（第二〇三四号）
九一二　同（牧野隆守君紹介）（第二〇三五号）
九一三　同（左藤恵君紹介）（第二〇七八号）
九一四　同（田澤吉郎君紹介）（第二〇七九号）
九一五　同（原田憲君紹介）（第二〇八〇号）
九一六　同（山本有二君紹介）（第二〇八一号）
九一七　同（葉梨信行君紹介）（第二二五八号）
九一八　同（持永和見君紹介）（第二二五九号）
九一九　看護職員の確保と処遇の改善に関する請願（遠藤和良君紹介）（第二〇二七号）
九二〇　同（藤原房雄君紹介）（第二〇八二号）
九二一　国民医療の改善に関する請願（吉井英勝君紹介）（第二一〇一号）
九二二　国立腎センター設立に関する請願（伊藤宗一郎君紹介）（第二一〇三号）
九二三　国民健康カードシステムの開発・普及事業に関する請願（増子輝彦君紹介）（第二二九四号）
九二四　保健・医療・福祉マンパワーの確保に関する請願（増子輝彦君紹介）（第二二九五号）
九二五　保育所制度の充実に関する請願（木村義雄君紹介）（第二二九六号）
九二六　看護婦確保法の制定に関する請願（江田五月君紹介）（第二二九七号）
九二七　同（日笠勝之君紹介）（第二二九八号）
九二八　同外二件（北川昌典君紹介）（第二二三四七号）
九二九　同外二件（玉城栄一君紹介）（第二二三四八号）
九三〇　同（遠藤和良君紹介）（第二五六四号）
九三一　同（中西績介君紹介）（第二五六五号）
九三二　同外三件（西中清君紹介）（第二五六六号）
九三三　療術の制度化促進に関する請願（植竹繁雄君紹介）（第二二九九号）
九三四　同外一件（船田元君紹介）（第二三〇〇号）
九三五　同外一件（鈴木俊一君紹介）（第二三五〇号）
九三六　同外一件（甘利明君紹介）（第二五七六号）
九三七　同（伊東正義君紹介）（第二五七七号）
九三八　同（中島洋次郎君紹介）（第二五七八号）
九三九　同外一件（簗瀬進君紹介）（第二五七九号）
九四〇　看護職員をはじめとする保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願（近江巳記夫君紹介）（第二三〇一号）
九四一　同（菅直人君紹介）（第二三〇二号）
九四二　同（阿部昭吾君紹介）（第二三五一号）
九四三　同（東祥三君紹介）（第二三五二号）
九四四　同（井上義久君紹介）（第二三五三号）
九四五　同（石田祝稔君紹介）（第二三五四号）
九四六　同（河上覃雄君紹介）（第二三五五号）
九四七　同（北側一雄君紹介）（第二三五六号）
九四八　同（倉田栄喜君紹介）（第二三五七号）
九四九　同（玉城栄一君紹介）（第二三五八号）
九五〇　同（中村巌君紹介）（第二三五九号）
九五一　同（日笠勝之君紹介）（第二三六〇号）
九五二　同（平田米男君紹介）（第二三六一号）
九五三　同（宮地正介君紹介）（第二三六二号）
九五四　同（森本晃司君紹介）（第二三六三号）
九五五　同（遠藤和良君紹介）（第二五八〇号）
九五六　同外一件（大野由利子君紹介）（第二五八一号）
九五七　同（鍛治清君紹介）（第二五八二号）
九五八　同（竹内勝彦君紹介）（第二五八三号）
九五九　同（西中清君紹介）（第二五八四号）
九六〇　同（春田重昭君紹介）（第二五八五号）
九六一　同（薮仲義彦君紹介）（第二五八六号）
九六二　公的年金制度改善に関する請願（古堅実吉君紹介）（第二三〇三号）
九六三　同（権藤恒夫君紹介）（第二五八九号）
九六四　同（東順治君紹介）（第二五九〇号）
九六五　同（山田英介君紹介）（第二五九一号）
九六六　重度戦傷病者と妻の援護に関する請願（赤城徳彦君紹介）（第二三〇四号）
九六七　同（増岡博之君紹介）（第二三〇五号）
九六八　同（金子一義君紹介）（第二三六六号）
九六九　同（細田博之君紹介）（第二三六七号）
九七〇　同外一件（新井将敬君紹介）（第二五九六号）
九七一　同（井出正一君紹介）（第二五九七号）
九七二　同（宇野宗佑君紹介）（第二五九八号）
九七三　同（亀井善之君紹介）（第二五九九号）
九七四　同（唐沢俊二郎君紹介）（第二六〇〇号）
九七五　同（熊谷弘君紹介）（第二六〇一号）
九七六　同（河本敏夫君紹介）（第二六〇二号）
九七七　同（関谷勝嗣君紹介）（第二六〇三号）
九七八　同（田澤吉郎君紹介）（第二六〇四号）
九七九　同（中山正暉君紹介）（第二六〇五号）
九八〇　同（細田博之君紹介）（第二六〇六号）
九八一　同（三ツ林弥太郎君紹介）（第二六〇七号）
九八二　同（山下元利君紹介）（第二六〇八号）
九八三　肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願（伊吹文明君紹介）（第二三三二号）
九八四　同（網岡雄君紹介）（第二三三三号）
九八五　同（池端清一君紹介）（第二三三四号）
九八六　同（石田祝稔君紹介）（第二三三五号）
九八七　同（石破茂君紹介）（第二三三六号）
九八八　同（川俣健二郎君紹介）（第二三三七号）
九八九　同（鈴木俊一君紹介）（第二三三八号）
九九〇　同（住博司君紹介）（第二三三九号）
九九一　同（丹羽雄哉君紹介）（第二三四〇号）
九九二　同（野呂昭彦君紹介）（第二三四一号）
九九三　同（畑英次郎君紹介）（第二三四二号）
九九四　同（平田辰一郎君紹介）（第二三四三号）
九九五　同（牧野隆守君紹介）（第二三四四号）
九九六　同（持永和見君紹介）（第二三四五号）
九九七　同（山口俊一君紹介）（第二三四六号）
九九八　同（粟屋敏信君紹介）（第二六一一号）
九九九　同（伊東秀子君紹介）（第二六一二号）
一〇〇〇　同（岩田順介君紹介）（第二六一三号）
一〇〇一　同（遠藤和良君紹介）（第二六一四号）
一〇〇二　同（岡崎宏美君紹介）（第二六一五号）
一〇〇三　同（加藤卓二君紹介）（第二六一六号）
一〇〇四　同（菅直人君紹介）（第二六一七号）
一〇〇五　同（小松定男君紹介）（第二六一八号）
一〇〇六　同（五島正規君紹介）（第二六一九号）
一〇〇七　同（笹川堯君紹介）（第二六二〇号）
一〇〇八　同（宮路和明君紹介）（第二六二一号）
一〇〇九　同（簗瀬進君紹介）（第二六二二号）
一〇一〇　国立腎センター設立に関する請願（愛知和男君紹介）（第二三四九号）
一〇一一　同（臼井日出男君紹介）（第二五七三号）
一〇一二　同（鳥居一雄君紹介）（第二五七四号）
一〇一三　腎疾患総合対策早期確立に関する請願（森本晃司君紹介）（第二三六四号）
一〇一四　同（井上喜一君紹介）（第二五八七号）
一〇一五　同（山田英介君紹介）（第二五八八号）
一〇一六　国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願（玉城栄一君紹介）（第二三六五号）
一〇一七　同（網岡雄君紹介）（第二五九二号）
一〇一八　同（中西績介君紹介）（第二五九三号）
一〇一九　同（西中清君紹介）（第二五九四号）
一〇二〇　同（東順治君紹介）（第二五九五号）
一〇二一　沖縄における厚生年金等の本土並み完全格差是正に関する請願（上原康助君紹介）（第二五五九号）
一〇二二　国民医療改善に関する請願（上田哲君紹介）（第二五六〇号）
一〇二三　重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（北沢清功君紹介）（第二五六一号）
一〇二四　同（串原義直君紹介）（第二五六二号）
一〇二五　同（清水勇君紹介）（第二五六三号）
一〇二六　診療報酬改善、看護婦増員に関する請

願（志賀一夫君紹介）（第二五六七号）
一〇二七　重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（粟屋敏信君紹介）（第二五六八号）
一〇二八　同（井出正一君紹介）（第二五六九号）
一〇二九　同（野呂昭彦君紹介）（第二五七〇号）
一〇三〇　同（平田辰一郎君紹介）（第二五七一号）
一〇三一　同（持永和見君紹介）（第二五七二号）
一〇三二　稀少難病患者の医療・福祉の充実に関する請願（加藤卓二君紹介）（第二五七五号）
一〇三三　看護職員の確保と処遇の改善に関する請願外一件（大野由利子君紹介）（第二六〇九号）
一〇三四　同（藤原房雄君紹介）（第二六一〇号）
一〇三五　国民医療の改善等に関する請願（金子満広君紹介）（第二六九七号）
一〇三六　療術の制度化促進に関する請願外二件（増子輝彦君紹介）（第二六九八号）
一〇三七　看護職員をはじめとする保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願（藤原房雄君紹介）（第二六九九号）
一〇三八　重度戦傷病者と妻の援護に関する請願（自見庄三郎君紹介）（第二七〇〇号）
一〇三九　同（谷垣禎一君紹介）（第二七〇一号）
一〇四〇　同（戸井田三郎君紹介）（第二七〇二号）
一〇四一　同（浜田幸一君紹介）（第二七〇三号）
一〇四二　同（吹田愰君紹介）（第二八四六号）
一〇四三　同（松浦昭君紹介）（第二八四七号）
一〇四四　肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願（岩田順介君紹介）（第二七〇四号）
一〇四五　同（大石千八君紹介）（第二七〇五号）
一〇四六　同（衛藤晟一君紹介）（第二八四八号）
一〇四七　同（外口玉子君紹介）（第二八四九号）
一〇四八　重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（堀込征雄君紹介）（第二七〇六号）
一〇四九　医療制度の対策と改善に関する請願（遠藤登君紹介）（第二七一三号）
一〇五〇　同（岩村卯一郎君紹介）（第二七一四号）
一〇五一　同（木村守男君紹介）（第二七一五号）
一〇五二　同（丹羽雄哉君紹介）（第二七一六号）
一〇五三　同（船田元君紹介）（第二七一七号）
一〇五四　同（保利耕輔君紹介）（第二七一八号）
一〇五五　同（小里貞利君紹介）（第二八五二号）
一〇五六　同（沢藤礼次郎君紹介）（第二八五三号）
一〇五七　同（東力君紹介）（第二八五四号）
一〇五八　重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願（遠藤登君紹介）（第二七一九号）
一〇五九　同（岩村卯一郎君紹介）（第二七二〇号）
一〇六〇　同（木村守男君紹介）（第二七二一号）
一〇六一　同（丹羽雄哉君紹介）（第二七二二号）
一〇六二　同（船田元君紹介）（第二七二三号）
一〇六三　同（保利耕輔君紹介）（第二七二四号）
一〇六四　同（小里貞利君紹介）（第二八五五号）
一〇六五　同（沢藤礼次郎君紹介）（第二八五六号）
一〇六六　同（東力君紹介）（第二八五七号）
一〇六七　重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願（遠藤登君紹介）（第二七二五号）
一〇六八　同（岩村卯一郎君紹介）（第二七二六号）
一〇六九　同（木村守男君紹介）（第二七二七号）
一〇七〇　同（丹羽雄哉君紹介）（第二七二八号）
一〇七一　同（船田元君紹介）（第二七二九号）
一〇七二　同（保利耕輔君紹介）（第二七三〇号）
一〇七三　同（小里貞利君紹介）（第二八五八号）
一〇七四　同（沢藤礼次郎君紹介）（第二八五九号）
一〇七五　同（東力君紹介）（第二八六〇号）
一〇七六　在宅障害者の介護体制確立に関する請願（遠藤登君紹介）（第二七三一号）
一〇七七　同（岩村卯一郎君紹介）（第二七三二号）
一〇七八　同（木村守男君紹介）（第二七三三号）
一〇七九　同（丹羽雄哉君紹介）（第二七三四号）
一〇八〇　同（船田元君紹介）（第二七三五号）
一〇八一　同（保利耕輔君紹介）（第二七三六号）
一〇八二　同（小里貞利君紹介）（第二八六一号）
一〇八三　同（沢藤礼次郎君紹介）（第二八六二号）
一〇八四　同（東力君紹介）（第二八六三号）
一〇八五　脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願（遠藤登君紹介）（第二七三七号）
一〇八六　同（岩村卯一郎君紹介）（第二七三八号）
一〇八七　同（木村守男君紹介）（第二七三九号）
一〇八八　同（丹羽雄哉君紹介）（第二七四〇号）
一〇八九　同（船田元君紹介）（第二七四一号）
一〇九〇　同（保利耕輔君紹介）（第二七四二号）
一〇九一　同（小里貞利君紹介）（第二八六四号）
一〇九二　同（沢藤礼次郎君紹介）（第二八六五号）
一〇九三　同（東力君紹介）（第二八六六号）
一〇九四　介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（遠藤登君紹介）（第二七四三号）
一〇九五　同（岩村卯一郎君紹介）（第二七四四号）
一〇九六　同（木村守男君紹介）（第二七四五号）
一〇九七　同（丹羽雄哉君紹介）（第二七四六号）
一〇九八　同（船田元君紹介）（第二七四七号）
一〇九九　同（保利耕輔君紹介）（第二七四八号）
一一〇〇　同（小里貞利君紹介）（第二八六七号）
一一〇一　同（沢藤礼次郎君紹介）（第二八六八号）
一一〇二　同（東力君紹介）（第二八六九号）
一一〇三　電動車椅子の支給基準緩和に関する請願（遠藤登君紹介）（第二七四九号）
一一〇四　同（岩村卯一郎君紹介）（第二七五〇号）
一一〇五　同（木村守男君紹介）（第二七五一号）
一一〇六　同（丹羽雄哉君紹介）（第二七五二号）
一一〇七　同（船田元君紹介）（第二七五三号）
一一〇八　同（保利耕輔君紹介）（第二七五四号）
一一〇九　同（小里貞利君紹介）（第二八七〇号）
一一一〇　同（沢藤礼次郎君紹介）（第二八七一号）
一一一一　同（東力君紹介）（第二八七二号）
一一一二　無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願（遠藤登君紹介）（第二七五五号）
一一一三　同（岩村卯一郎君紹介）（第二七五六号）
一一一四　同（木村守男君紹介）（第二七五七号）
一一一五　同（丹羽雄哉君紹介）（第二七五八号）
一一一六　同（船田元君紹介）（第二七五九号）
一一一七　同（保利耕輔君紹介）（第二七六〇号）
一一一八　同（小里貞利君紹介）（第二八七三号）
一一一九　同（沢藤礼次郎君紹介）（第二八七四号）
一一二〇　同（東力君紹介）（第二八七五号）
一一二一　年金・手当制度の充実で障害者の人間らしい生活の保障に関する請願（池端清一君紹介）（第二八四三号）
一一二二　重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願外一件（網岡雄君紹介）（第二八四四号）
一一二三　同（池端清一君紹介）（第二八四五号）
一一二四　同（菅直人君紹介）（第二九四四号）
一一二五　腎疾患総合対策早期確立に関する請願（川崎寛治君紹介）（第二九四五号）
一一二六　国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願（阿部昭吾君紹介）（第二九四六号）
一一二七　同外一件（安田範君紹介）（第三〇五九号）
一一二八　重度戦傷病者と妻の援護に関する請願（伊藤宗一郎君紹介）（第二九四七号）
一一二九　同（今津寛君紹介）（第二九四八号）
一一三〇　同（河村建夫君紹介）（第二九四九号）
一一三一　同（三原朝彦君紹介）（第二九五〇号）
一一三二　同（伊藤宗一郎君紹介）（第三〇六〇号）
一一三三　同（増岡博之君紹介）（第三〇六一号）
一一三四　同外一件（町村信孝君紹介）（第三〇六二号）
一一三五　国民医療の改善に関する請願（小沢和秋君紹介）（第二九五一号）
一一三六　同（金子満広君紹介）（第二九五二号）
一一三七　同（木島日出夫君紹介）（第二九五三号）

一一三八　同(児玉健次君紹介)(第二九五四号)
一一三九　同(佐藤祐弘君紹介)(第二九五五号)
一一四〇　同(菅野悦子君紹介)(第二九五六号)
一一四一　同(辻第一君紹介)(第二九五七号)
一一四二　同(寺前巌君紹介)(第二九五八号)
一一四三　同(東中光雄君紹介)(第二九五九号)
一一四四　同(不破哲三君紹介)(第二九六〇号)
一一四五　同(藤田スミ君紹介)(第二九六一号)
一一四六　同(古堅実吉君紹介)(第二九六二号)
一一四七　同(正森成二君紹介)(第二九六三号)
一一四八　同(三浦久君紹介)(第二九六四号)
一一四九　同(山原健二郎君紹介)(第二九六五号)
一一五〇　同(吉井英勝君紹介)(第二九六六号)
一一五一　肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願(児玉健次君紹介)(第二九六七号)
一一五二　同(坂井隆憲君紹介)(第二九六八号)
一一五三　医療制度の対策と改善に関する請願(岩田順介君紹介)(第二九七〇号)
一一五四　同(田邊國男君紹介)(第二九七一号)
一一五五　同(三塚博君紹介)(第二九七二号)
一一五六　同(森田一君紹介)(第二九七三号)
一一五七　同(山中末治君紹介)(第三〇六四号)
一一五八　重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願(岩田順介君紹介)(第二九七四号)
一一五九　同(田邊國男君紹介)(第二九七五号)
一一六〇　同(三塚博君紹介)(第二九七六号)
一一六一　同(森田一君紹介)(第二九七七号)
一一六二　同(山中末治君紹介)(第三〇六五号)
一一六三　重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願(岩田順介君紹介)(第二九七八号)
一一六四　同(田邊國男君紹介)(第二九七九号)
一一六五　同(三塚博君紹介)(第二九八〇号)
一一六六　同(森田一君紹介)(第二九八一号)
一一六七　同(山中末治君紹介)(第三〇六六号)
一一六八　在宅障害者の介護体制確立に関する請願(岩田順介君紹介)(第二九八二号)
一一六九　同(田邊國男君紹介)(第二九八三号)
一一七〇　同(三塚博君紹介)(第二九八四号)
一一七一　同(森田一君紹介)(第二九八五号)
一一七二　同(山中末治君紹介)(第三〇六七号)
一一七三　脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(岩田順介君紹介)(第二九八六号)
一一七四　同(田邊國男君紹介)(第二九八七号)
一一七五　同(三塚博君紹介)(第二九八八号)
一一七六　同(森田一君紹介)(第二九八九号)
一一七七　同(山中末治君紹介)(第三〇六八号)
一一七八　介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(岩田順介君紹介)(第二九九〇号)
一一七九　同(田邊國男君紹介)(第二九九一号)
一一八〇　同(三塚博君紹介)(第二九九二号)
一一八一　同(森田一君紹介)(第二九九三号)
一一八二　同(山中末治君紹介)(第三〇六九号)
一一八三　電動車椅子の支給基準緩和に関する請願(岩田順介君紹介)(第二九九四号)
一一八四　同(田邊國男君紹介)(第二九九五号)
一一八五　同(三塚博君紹介)(第二九九六号)
一一八六　同(森田一君紹介)(第二九九七号)
一一八七　同(山中末治君紹介)(第三〇七〇号)
一一八八　無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願(岩田順介君紹介)(第二九九八号)
一一八九　同(田邊國男君紹介)(第二九九九号)
一一九〇　同(三塚博君紹介)(第三〇〇〇号)
一一九一　同(森田一君紹介)(第三〇〇一号)
一一九二　同(山中末治君紹介)(第三〇七一号)
一一九三　戦時災害援護法制定に関する請願外二件(網岡雄君紹介)(第三〇五七号)
一一九四　看護婦確保法の制定に関する請願(児玉健次君紹介)(第三〇五八号)
一一九五　重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(木島日出夫君紹介)(第三〇六三号)
一一九六　年金・手当制度の充実で障害者の人間らしい生活の保障に関する請願(粟屋敏信君紹介)(第三〇七二号)
一一九七　同(池端清一君紹介)(第三〇七三号)
一一九八　同(遠藤和良君紹介)(第三〇七四号)
一一九九　看護婦確保法の制定に関する請願(川端達夫君紹介)(第三一四五号)
二〇〇　同(仙谷由人君紹介)(第三一四六号)
二〇一　重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(柳田稔君紹介)(第三一四七号)
二〇二　同(柳田稔君紹介)(第三一一五号)
二〇三　山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願(中野寛成君紹介)(第三一四八号)
二〇四　腎疾患総合対策早期確立に関する請願(柳田稔君紹介)(第三一四九号)
二〇五　国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(川端達夫君紹介)(第三一五〇号)
二〇六　同(仙谷由人君紹介)(第三一五一号)
二〇七　重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(伊藤宗一郎君紹介)(第三一五二号)
二〇八　同(中山正暉君紹介)(第三一五三号)
二〇九　同(伊藤宗一郎君紹介)(第三一一八号)
二一〇　肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願(岡田克也君紹介)(第三一五四号)
二一一　同(沖田正人君紹介)(第三一五五号)
二一二　重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(井出正一君紹介)(第三一五六号)
二一三　同(小坂憲次君紹介)(第三一五七号)
二一四　同(田中秀征君紹介)(第三一五八号)
二一五　同(村井仁君紹介)(第三一五九号)
二一六　同(中島衛君紹介)(第三一一九号)
二一七　医療制度の対策と改善に関する請願(北川昌典君紹介)(第三一六〇号)
二一八　同(岡田克也君紹介)(第三一三〇号)
二一九　同(小泉純一郎君紹介)(第三一三一号)
二二〇　同(鴻池祥肇君紹介)(第三一三二号)
二二一　同(前田武志君紹介)(第三一三三号)
二二二　重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願(北川昌典君紹介)(第三一六一号)
二二三　同(岡田克也君紹介)(第三一三四号)
二二四　同(小泉純一郎君紹介)(第三一三五号)
二二五　同(鴻池祥肇君紹介)(第三一三六号)
二二六　同(前田武志君紹介)(第三一三七号)
二二七　重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願(北川昌典君紹介)(第三一六二号)
二二八　同(岡田克也君紹介)(第三一三八号)
二二九　同(小泉純一郎君紹介)(第三一三九号)
二三〇　同(鴻池祥肇君紹介)(第三一三〇号)
二三一　同(前田武志君紹介)(第三一三一号)
二三二　在宅障害者の介護体制確立に関する請願(北川昌典君紹介)(第三一六三号)
二三三　同(岡田克也君紹介)(第三一三二号)
二三四　同(小泉純一郎君紹介)(第三一三三号)
二三五　同(鴻池祥肇君紹介)(第三一三四号)
二三六　同(前田武志君紹介)(第三一三五号)
二三七　脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(北川昌典君紹介)(第三一六四号)
二三八　同(岡田克也君紹介)(第三一三六号)
二三九　同(小泉純一郎君紹介)(第三一三七号)
二四〇　同(鴻池祥肇君紹介)(第三一三八号)
二四一　同(前田武志君紹介)(第三一三九号)
二四二　介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(北川昌典君紹介)(第三一六五号)
二四三　同(岡田克也君紹介)(第三一四〇号)
二四四　同(小泉純一郎君紹介)(第三一四一号)
二四五　同(鴻池祥肇君紹介)(第三一四二号)
二四六　同(前田武志君紹介)(第三一四三号)
二四七　電動車椅子の支給基準緩和に関する請願(北川昌典君紹介)(第三一六六号)

一二四八　同（岡田克也君紹介）（第三二四四号）
一二四九　同（小泉純一郎君紹介）（第三二四五号）
一二五〇　同（鴻池祥肇君紹介）（第三二四六号）
一二五一　同（前田武志君紹介）（第三二四七号）
一二五二　無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願（北川昌典君紹介）（第三一六七号）
一二五三　同（岡田克也君紹介）（第三二四八号）
一二五四　同（小泉純一郎君紹介）（第三二四九号）
一二五五　同（鴻池祥肇君紹介）（第三二五〇号）
一二五六　同（前田武志君紹介）（第三二五一号）
一二五七　年金・手当制度の充実で障害者の人間らしい生活の保障に関する請願（牧野隆守君紹介）（第三一六八号）
一二五八　同（平田辰一郎君紹介）（第三二五二号）
一二五九　国立腎センター設立に関する請願（三塚博君紹介）（第三二一六号）
一二六〇　療術の制度化促進に関する請願外一件（大原一三君紹介）（第三二一七号）
一二六一　原爆被害者援護法の制定に関する請願（秋葉忠利君紹介）（第三二一九号）
一二六二　同（網岡雄君紹介）（第三二二〇号）
一二六三　同（池端清一君紹介）（第三二二一号）
一二六四　同（石田祝稔君紹介）（第三二二二号）
一二六五　同（遠藤和良君紹介）（第三二二三号）
一二六六　同（大野由利子君紹介）（第三二二四号）
一二六七　同（川俣健二郎君紹介）（第三二二五号）
一二六八　同（小森龍邦君紹介）（第三二二六号）
一二六九　同（田口健二君紹介）（第三二二七号）
一二七〇　同（森井忠良君紹介）（第三二二八号）
一二七一　同（小沢和秋君紹介）（第三二二九号）
一二七二　同（金子満広君紹介）（第三二三〇号）
一二七三　同（木島日出夫君紹介）（第三二三一号）
一二七四　同（児玉健次君紹介）（第三二三二号）
一二七五　同（佐藤祐弘君紹介）（第三二三三号）
一二七六　同（菅野悦子君紹介）（第三二三四号）
一二七七　同（辻第一君紹介）（第三二三五号）
一二七八　同（寺前巌君紹介）（第三二三六号）
一二七九　同（東中光雄君紹介）（第三二三七号）
一二八〇　同（不破哲三君紹介）（第三二三八号）
一二八一　同（藤田スミ君紹介）（第三二三九号）
一二八二　同（古堅実吉君紹介）（第三二四〇号）
一二八三　同（正森成二君紹介）（第三二四一号）
一二八四　同（三浦久君紹介）（第三二四二号）
一二八五　同（山原健二郎君紹介）（第三二四三号）
一二八六　同（吉井英勝君紹介）（第三二四四号）
一二八七　同（高木義明君紹介）（第三二四三一号）
一二八八　同外一件（櫛崎弥之助君紹介）（第三二四三二号）
一二八九　同（森井忠良君紹介）（第三二四三三号）
一二九〇　重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（柳田稔君紹介）（第三三四五号）
一二九一　同（井出正一君紹介）（第三二三七二号）
一二九二　同（児玉健次君紹介）（第三二三七三号）
一二九三　カイロプラクティックなど医業類似行為の取り扱いに関する請願（奥野誠亮君紹介）（第三二三四六号）
一二九四　同（三塚博君紹介）（第三二四二一号）
一二九五　腎疾患総合対策早期確立に関する請願（網岡雄君紹介）（第三二三四七号）
一二九六　同（浜田卓二郎君紹介）（第三二三四八号）
一二九七　同（網岡雄君紹介）（第三二四二一二号）
一二九八　重度戦傷病者と妻の援護に関する請願（伊藤宗一郎君紹介）（第三二三四九号）
一二九九　同（鯨岡兵輔君紹介）（第三二三七四号）
一三〇〇　医療の改善に関する請願（児玉健次君紹介）（第三二三六七号）
一三〇一　国民医療改善等に関する請願（串原義直君紹介）（第三二三六八号）
一三〇二　老人医療・福祉施設の充実、介護要員確保などの関連予算の増額に関する請願（加藤万吉君紹介）（第三二三六九号）
一三〇三　同（河上覃雄君紹介）（第三二四三四号）
一三〇四　同（富塚三夫君紹介）（第三二四三五号）
一三〇五　看護婦確保法の制定に関する請願（仙谷由人君紹介）（第三二三七〇号）
一三〇六　同外一件（森井忠良君紹介）（第三四二〇号）
一三〇七　福祉制度、最低基準の抜本的改善と福祉人材確保対策の確立に関する請願（児玉健次君紹介）（第三三七一号）
一三〇八　国民医療の改善に関する請願（小沢和秋君紹介）（第三三七五号）
一三〇九　同（金子満広君紹介）（第三三七六号）
一三一〇　同（木島日出夫君紹介）（第三三七七号）
一三一一　同（児玉健次君紹介）（第三三七八号）
一三一二　同（佐藤祐弘君紹介）（第三三七九号）
一三一三　同（菅野悦子君紹介）（第三三八〇号）
一三一四　同（辻第一君紹介）（第三三八一号）
一三一五　同（寺前巌君紹介）（第三三八二号）
一三一六　同（東中光雄君紹介）（第三三八三号）
一三一七　同（不破哲三君紹介）（第三三八四号）
一三一八　同（藤田スミ君紹介）（第三三八五号）
一三一九　同（古堅実吉君紹介）（第三三八六号）
一三二〇　同（正森成二君紹介）（第三三八七号）
一三二一　同（三浦久君紹介）（第三三八八号）
一三二二　同（山原健二郎君紹介）（第三三八九号）
一三二三　同（吉井英勝君紹介）（第三三九〇号）
一三二四　重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（唐沢俊二郎君紹介）（第三三九一号）
一三二五　年金・手当制度の充実で障害者の人間らしい生活の保障に関する請願（児玉健次君紹介）（第三三九二号）
一三二六　医療制度の対策と改善に関する請願（小岩井清君紹介）（第三四二三号）
一三二七　重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願（小岩井清君紹介）（第三四二四号）
一三二八　重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願（小岩井清君紹介）（第三四二五号）
一三二九　在宅障害者の介護体制確立に関する請願（小岩井清君紹介）（第三四二六号）
一三三〇　脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願（小岩井清君紹介）（第三四二七号）
一三三一　介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（小岩井清君紹介）（第三四二八号）
一三三二　電動車椅子の支給基準緩和に関する請願（小岩井清君紹介）（第三四二九号）
一三三三　無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願（小岩井清君紹介）（第三四三〇号）
一三三四　国立腎センター設立に関する請願（沖田正人君紹介）（第三四七一号）
一三三五　腎疾患総合対策早期確立に関する請願（村田敬次郎君紹介）（第三四七二号）
一三三六　重度戦傷病者と妻の援護に関する請願外一件（亀井久興君紹介）（第三四七三号）
一三三七　同（鈴木宗男君紹介）（第三四七四号）
一三三八　同（小宮山重四郎君紹介）（第三四九五号）
一三三九　老人医療・福祉施設の充実、介護要員確保などの関連予算の増額に関する請願（岩垂寿喜男君紹介）（第三四七五号）
一三四〇　同（伊藤茂君紹介）（第三五〇〇号）
一三四一　同（池田元久君紹介）（第三五〇一号）
一三四二　看護職員をはじめとする保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願（江田五月君紹介）（第三四九四号）
一三四三　原爆被害者援護法の制定に関する請願（阿部昭吾君紹介）（第三四九六号）
一三四四　同（江田五月君紹介）（第三四九七号）
一三四五　同外一件（菅直人君紹介）（第三四九八号）
一三四六　同（田川誠一君紹介）（第三四九九号）
一三四七　同（阿部昭吾君紹介）（第三五四四号）
一三四八　同（江田五月君紹介）（第三五四五号）
一三四九　同（江田五月君紹介）（第三五〇一号）

一三五〇　療術の制度化促進に関する請願外十五件（渡瀬憲明君紹介）（第三五三四号）
一三五一　医療制度の対策と改善に関する請願（瓦力君紹介）（第三五三五号）
一三五二　同（田口健二君紹介）（第三五九三号）
一三五三　重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願（瓦力君紹介）（第三五三六号）
一三五四　同（田口健二君紹介）（第三五九四号）
一三五五　重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願（瓦力君紹介）（第三五三七号）
一三五六　同（田口健二君紹介）（第三五九五号）
一三五七　在宅障害者の介護体制確立に関する請願（瓦力君紹介）（第三五三八号）
一三五八　同（田口健二君紹介）（第三五九六号）
一三五九　脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願（瓦力君紹介）（第三五三九号）
一三六〇　同（田口健二君紹介）（第三五九七号）
一三六一　介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（瓦力君紹介）（第三五四〇号）
一三六二　同（田口健二君紹介）（第三五九八号）
一三六三　電動車椅子の支給基準緩和に関する請願（瓦力君紹介）（第三五四一号）
一三六四　同（田口健二君紹介）（第三五九九号）
一三六五　無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願（瓦力君紹介）（第三五四二号）
一三六六　同（田口健二君紹介）（第三六〇〇号）
一三六七　年金・手当制度の充実で障害者の人間らしい生活の保障に関する請願（野呂昭彦君紹介）（第三五四三号）
一三六八　小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（石田祝稔君紹介）（第三六四三号）
一三六九　同外二件（川俣健二郎君紹介）（第三六四四号）
一三七〇　同外二件（河上覃雄君紹介）（第三六四五号）
一三七一　同外二件（粟屋敏信君紹介）（第三六七一号）
一三七二　同外一件（伊東秀子君紹介）（第三六七二号）
一三七三　同外一件（池端清一君紹介）（第三六七三号）
一三七四　同外一件（岩田順介君紹介）（第三六七四号）
一三七五　同外一件（衛藤晟一君紹介）（第三六七五号）
一三七六　同外一件（岡崎宏美君紹介）（第三六七六号）
一三七七　同外一件（加藤卓二君紹介）（第三六七七号）
一三七八　同（菅直人君紹介）（第三六七八号）
一三七九　同（亀井静香君紹介）（第三六七九号）
一三八〇　同外一件（鈴木俊一君紹介）（第三六八〇号）
一三八一　同外一件（鈴木久君紹介）（第三六八一号）
一三八二　同外一件（住博司君紹介）（第三六八二号）
一三八三　同外二件（永井孝信君紹介）（第三六八三号）
一三八四　同外二件（野呂昭彦君紹介）（第三六八四号）
一三八五　同外一件（畑英次郎君紹介）（第三六八五号）
一三八六　同（平田辰一郎君紹介）（第三六八六号）
一三八七　同外一件（牧野隆守君紹介）（第三六八七号）
一三八八　同（三原朝彦君紹介）（第三六八八号）
一三八九　同（村田敬次郎君紹介）（第三六八九号）
一三九〇　同（石破茂君紹介）（第三七四〇号）
一三九一　同（遠藤和良君紹介）（第三七四一号）
一三九二　同外三件（大石千八君紹介）（第三七四二号）
一三九三　同（田澤吉郎君紹介）（第三七四三号）
一三九四　同（外口玉子君紹介）（第三七四四号）
一三九五　同外一件（土肥隆一君紹介）（第三七四五号）
一三九六　同外一件（宮路和明君紹介）（第三七四六号）
一三九七　同外一件（簗瀬進君紹介）（第三七四七号）
一三九八　同外一件（愛野興一郎君紹介）（第三八四八号）
一三九九　同外一件（網岡雄君紹介）（第三八四九号）
一四〇〇　同（岩垂寿喜男君紹介）（第三八五〇号）
一四〇一　同（岡田克也君紹介）（第三八五一号）
一四〇二　同外五件（沖田正人君紹介）（第三八五二号）
一四〇三　同（徳田虎雄君紹介）（第三八五三号）
一四〇四　同外二件（丹羽雄哉君紹介）（第三八五四号）
一四〇五　同（山口俊一君紹介）（第三八五五号）
一四〇六　同（小沢和秋君紹介）（第三八五六号）
一四〇七　同（金子満広君紹介）（第三八五七号）
一四〇八　同（木島日出夫君紹介）（第三八五八号）
一四〇九　同（児玉健次君紹介）（第三八五九号）
一四一〇　同（佐藤祐弘君紹介）（第三八六〇号）
一四一一　同（菅野悦子君紹介）（第三八六一号）
一四一二　同（辻第一君紹介）（第三八六二号）
一四一三　同（寺前巌君紹介）（第三八六三号）
一四一四　同（東中光雄君紹介）（第三八六四号）
一四一五　同（不破哲三君紹介）（第三八六五号）
一四一六　同（藤田スミ君紹介）（第三八六六号）
一四一七　同（古堅実吉君紹介）（第三八六七号）
一四一八　同（正森成二君紹介）（第三八六八号）
一四一九　同（三浦久君紹介）（第三八六九号）
一四二〇　同（山原健二郎君紹介）（第三八七〇号）
一四二一　同（吉井英勝君紹介）（第三八七一号）
一四二二　療術の制度化促進に関する請願（増子輝彦君紹介）（第三六四六号）
一四二三　腎疾患総合対策早期確立に関する請願外一件（網岡雄君紹介）（第三六四七号）
一四二四　同（網岡雄君紹介）（第三七二三号）
一四二五　同（野坂浩賢君紹介）（第三八三七号）
一四二六　重度戦傷病者と妻の援護に関する請願（左藤恵君紹介）（第三六四八号）
一四二七　老人医療・福祉施設の充実、介護要員確保などの関連予算の増額に関する請願（加藤万吉君紹介）（第三六七〇号）
一四二八　同（大出俊君紹介）（第三八四七号）
一四二九　北海道北見市に国立がんセンター設置に関する請願（藤原房雄君紹介）（第三七一九号）
一四三〇　在日外国人障害者の年金保障に関する請願（永井孝信君紹介）（第三七二〇号）
一四三一　看護婦確保法の制定に関する請願（加藤万吉君紹介）（第三七二一号）
一四三二　同外一件（大出俊君紹介）（第三八三六号）
一四三三　重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（石破茂君紹介）（第三七二二号）
一四三四　医療制度の対策と改善に関する請願（小渕恵三君紹介）（第三七二四号）
一四三五　同（中川昭一君紹介）（第三七二五号）
一四三六　同（渡瀬憲明君紹介）（第三八三九号）
一四三七　重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願（小渕恵三君紹介）（第三七二六号）
一四三八　同（中川昭一君紹介）（第三七二七号）
一四三九　同（渡瀬憲明君紹介）（第三八四〇号）
一四四〇　重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願（小渕恵三君紹介）（第三七二八号）
一四四一　同（中川昭一君紹介）（第三七二九号）
一四四二　同（渡瀬憲明君紹介）（第三八四一号）
一四四三　在宅障害者の介護体制確立に関する請願（小渕恵三君紹介）（第三七三〇号）
一四四四　同（中川昭一君紹介）（第三七三一号）

一四四五　同（渡瀬憲明君紹介）（第三八四二号）
一四四六　脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願（小渕恵三君紹介）（第三七三一号）
一四四七　同（中川昭一君紹介）（第三七三三号）
一四四八　同（渡瀬憲明君紹介）（第三八四三号）
一四四九　介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（小渕恵三君紹介）（第三七三四号）
一四五〇　同（中川昭一君紹介）（第三七三五号）
一四五一　同（渡瀬憲明君紹介）（第三八四四号）
一四五二　電動車椅子の支給基準緩和に関する請願（小渕恵三君紹介）（第三七三六号）
一四五三　同（中川昭一君紹介）（第三七三七号）
一四五四　同（渡瀬憲明君紹介）（第三八四五号）
一四五五　無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願（小渕恵三君紹介）（第三七三八号）
一四五六　同（中川昭一君紹介）（第三七三九号）
一四五七　同（渡瀬憲明君紹介）（第三八四六号）
一四五八　肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願（田邊誠君紹介）（第三八三八号）
一四五九　同（戸井田三郎君紹介）（第三九〇六号）
一四六〇　医療制度の対策と改善に関する請願（辻一彦君紹介）（第三九〇七号）
一四六一　同（増子輝彦君紹介）（第三九〇八号）
一四六二　同（小坂憲次君紹介）（第三九六六号）
一四六三　同（水田稔君紹介）（第三九六七号）
一四六四　同（佐藤守良君紹介）（第四一一七号）
一四六五　同（宮里松正君紹介）（第四一一八号）
一四六六　重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願（辻一彦君紹介）（第三九〇九号）
一四六七　同（増子輝彦君紹介）（第三九一〇号）
一四六八　同（小坂憲次君紹介）（第三九六八号）
一四六九　同（水田稔君紹介）（第三九六九号）
一四七〇　同（佐藤守良君紹介）（第四一一九号）
一四七一　同（宮里松正君紹介）（第四一二〇号）
一四七二　重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願（辻一彦君紹介）（第三九一一号）
一四七三　同（増子輝彦君紹介）（第三九一二号）
一四七四　同（小坂憲次君紹介）（第三九七〇号）
一四七五　同（水田稔君紹介）（第三九七一号）
一四七六　同（佐藤守良君紹介）（第四一二一号）
一四七七　同（宮里松正君紹介）（第四一二二号）
一四七八　在宅障害者の介護体制確立に関する請願（辻一彦君紹介）（第三九一三号）
一四七九　同（増子輝彦君紹介）（第三九一四号）
一四八〇　同（小坂憲次君紹介）（第三九七二号）
一四八一　同（水田稔君紹介）（第三九七三号）
一四八二　同（佐藤守良君紹介）（第四一二三号）
一四八三　同（宮里松正君紹介）（第四一二四号）
一四八四　脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願（辻一彦君紹介）（第三九一五号）
一四八五　同（増子輝彦君紹介）（第三九一六号）
一四八六　同（小坂憲次君紹介）（第三九七四号）
一四八七　同（水田稔君紹介）（第三九七五号）
一四八八　同（佐藤守良君紹介）（第四一二五号）
一四八九　同（宮里松正君紹介）（第四一二六号）
一四九〇　介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（辻一彦君紹介）（第三九一七号）
一四九一　同（増子輝彦君紹介）（第三九一八号）
一四九二　同（小坂憲次君紹介）（第三九七六号）
一四九三　同（水田稔君紹介）（第三九七七号）
一四九四　同（佐藤守良君紹介）（第四一二七号）
一四九五　同（宮里松正君紹介）（第四一二八号）
一四九六　電動車椅子の支給基準緩和に関する請願（辻一彦君紹介）（第三九一九号）
一四九七　同（増子輝彦君紹介）（第三九二〇号）
一四九八　同（小坂憲次君紹介）（第三九七八号）
一四九九　同（水田稔君紹介）（第四一二九号）
一五〇〇　同（佐藤守良君紹介）（第四一三〇号）
一五〇一　同（宮里松正君紹介）（第四一三〇号）
一五〇二　無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願（辻一彦君紹介）（第三九二一号）
一五〇三　同（増子輝彦君紹介）（第三九二二号）
一五〇四　同（小坂憲次君紹介）（第三九八〇号）
一五〇五　同（水田稔君紹介）（第三九八一号）
一五〇六　同（佐藤守良君紹介）（第四一三一号）
一五〇七　同（宮里松正君紹介）（第四一三二号）
一五〇八　小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（井上義久君紹介）（第三九二三号）
一五〇九　同（岸田文武君紹介）（第三九二四号）
一五一〇　同（小沢辰男君紹介）（第三九八二号）
一五一一　同（伊吹文明君紹介）（第四一三四号）
一五一二　同（田川誠一君紹介）（第四一三五号）
一五一三　同（戸井田三郎君紹介）（第四一三六号）
一五一四　同外一件（長勢甚遠君紹介）（第四一三七号）
一五一五　同（持永和見君紹介）（第四一三八号）
一五一六　乳幼児から学童期までの保育の充実に関する請願（児玉健次君紹介）（第三九六三号）
一五一七　同（池端清一君紹介）（第四一一五号）
一五一八　療術の制度化促進に関する請願外一件（松浦利尚君紹介）（第三九六四号）
一五一九　同（森井忠良君紹介）（第三九六五号）
一五二〇　同外一件（越智通雄君紹介）（第四一一六号）
一五二一　在日外国人障害者の年金保障に関する請願外一件（永井孝信君紹介）（第三九八三号）
一五二二　残留孤児・婦人等の帰国に関する請願（山下八洲夫君紹介）（第四〇三八号）
一五二三　国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願（野坂浩賢君紹介）（第四〇三九号）
一五二四　老人医療・福祉施設の充実、介護要員確保などの関連予算の増額に関する請願（市川雄一君紹介）（第四〇四〇号）
一五二五　看護婦確保法の制定に関する請願（加藤万吉君紹介）（第四一一三号）
一五二六　同（田川誠一君紹介）（第四一一四号）
一五二七　年金・手当制度の充実で障害者の人間らしい生活の保障に関する請願（持永和見君紹介）（第四一三三号）
一五二八　無年金障害者の救済措置の早期実現に関する請願（佐藤守良君紹介）（第四一一九号）
一五二九　看護婦確保法の制定に関する請願（井上普方君紹介）（第四二一〇号）
一五三〇　同（児玉健次君紹介）（第四三三七号）
一五三一　公的年金制度改善に関する請願（近江巳記夫君紹介）（第四二一一号）
一五三二　同（楢崎弥之助君紹介）（第四二二二号）
一五三三　同（小沢和秋君紹介）（第四二二三号）
一五三四　同（金子満広君紹介）（第四二二四号）
一五三五　同（木島日出夫君紹介）（第四二二五号）
一五三六　同（児玉健次君紹介）（第四二二六号）
一五三七　同（佐藤祐弘君紹介）（第四二二七号）
一五三八　同（菅野悦子君紹介）（第四二二八号）
一五三九　同（辻第一君紹介）（第四二二九号）
一五四〇　同（寺前巌君紹介）（第四二三〇号）
一五四一　同（東中光雄君紹介）（第四二三一号）
一五四二　同（不破哲三君紹介）（第四二三二号）
一五四三　同（藤田スミ君紹介）（第四二三三号）
一五四四　同（古堅実吉君紹介）（第四二三四号）
一五四五　同（正森成二君紹介）（第四二三五号）
一五四六　同（三浦久君紹介）（第四二三六号）
一五四七　同（山原健二郎君紹介）（第四二三七号）
一五四八　同（吉井英勝君紹介）（第四二三八号）
一五四九　同（児玉健次君紹介）（第四三三五号）
一五五〇　同（佐藤祐弘君紹介）（第四三三五六号）
一五五一　同（田川誠一君紹介）（第四三三五七号）
一五五二　肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願（大野由利子君紹介）（第四二三九号）
一五五三　同（土肥隆一君紹介）（第四二四〇号）
一五五四　同（児玉健次君紹介）（第四三三七四号）
一五五五　医療制度の対策と改善に関する請願（大石千八君紹介）（第四二四一号）
一五五六　同（鯨岡兵輔君紹介）（第四二四二号）
一五五七　重度障害者の高齢化対策としての養護

保養施設の設置に関する請願（大石千八君紹介）（第四二四三号）
一五五八　同（鯨岡兵輔君紹介）（第四二四四号）
一五五九　重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願（大石千八君紹介）（第四二四五号）
一五六〇　同（鯨岡兵輔君紹介）（第四二四六号）
一五六一　在宅障害者の介護体制確立に関する請願（大石千八君紹介）（第四二四七号）
一五六二　同（鯨岡兵輔君紹介）（第四二四八号）
一五六三　脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願（大石千八君紹介）（第四二四九号）
一五六四　同（鯨岡兵輔君紹介）（第四二五〇号）
一五六五　介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（大石千八君紹介）（第四二五一号）
一五六六　同（鯨岡兵輔君紹介）（第四二五二号）
一五六七　電動車椅子の支給基準緩和に関する請願（大石千八君紹介）（第四二五三号）
一五六八　同（鯨岡兵輔君紹介）（第四二五四号）
一五六九　無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願（大石千八君紹介）（第四二五五号）
一五七〇　同（鯨岡兵輔君紹介）（第四二五六号）
一五七一　小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（遠藤和良君紹介）（第四二五七号）
一五七二　同（大野由利子君紹介）（第四二五八号）
一五七三　同（川崎寛治君紹介）（第四三七六号）
一五七四　福祉制度、最低基準の抜本的改善と福祉人材確保対策の確立に関する請願（小沢和秋君紹介）（第四三三八号）
一五七五　同（金子満広君紹介）（第四三三九号）
一五七六　同（木島日出夫君紹介）（第四三四〇号）
一五七七　同（児玉健次君紹介）（第四三四一号）
一五七八　同（佐藤祐弘君紹介）（第四三四二号）
一五七九　同（菅野悦子君紹介）（第四三四三号）
一五八〇　同（辻第一君紹介）（第四三四四号）
一五八一　同（寺前巌君紹介）（第四三四五号）
一五八二　同（東中光雄君紹介）（第四三四六号）
一五八三　同（不破哲三君紹介）（第四三四七号）
一五八四　同（藤田スミ君紹介）（第四三四八号）
一五八五　同（古堅実吉君紹介）（第四三四九号）
一五八六　同（正森成二君紹介）（第四三五〇号）
一五八七　同（三浦久君紹介）（第四三五一号）
一五八八　同（山原健二郎君紹介）（第四三五二号）
一五八九　同（吉井英勝君紹介）（第四三五三号）
一五九〇　退職後の生活の安定と生きがいに関する請願外六件（川崎寛治君紹介）（第四三五四号）
一五九一　国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願（小沢和秋君紹介）（第四三五八号）
一五九二　同（金子満広君紹介）（第四三五九号）
一五九三　同（木島日出夫君紹介）（第四三六〇号）
一五九四　同（児玉健次君紹介）（第四三六一号）
一五九五　同（佐藤祐弘君紹介）（第四三六二号）
一五九六　同（菅野悦子君紹介）（第四三六三号）
一五九七　同（辻第一君紹介）（第四三六四号）
一五九八　同（寺前巌君紹介）（第四三六五号）
一五九九　同（東中光雄君紹介）（第四三六六号）
一六〇〇　同（不破哲三君紹介）（第四三六七号）
一六〇一　同（藤田スミ君紹介）（第四三六八号）
一六〇二　同（古堅実吉君紹介）（第四三六九号）
一六〇三　同（正森成二君紹介）（第四三七〇号）
一六〇四　同（三浦久君紹介）（第四三七一号）
一六〇五　同（山原健二郎君紹介）（第四三七二号）
一六〇六　同（吉井英勝君紹介）（第四三七三号）
一六〇七　老人医療・福祉施設の充実、介護要員確保などの関連予算の増額に関する請願（田川誠一君紹介）（第四三七五号）
一六〇八　難病患者などの医療と生活の保障に関する請願外一件（石田祝稔君紹介）（第四四五五号）
一六〇九　同（網岡雄君紹介）（第四四五六号）
一六一〇　同（粟屋敏信君紹介）（第四四五七号）
一六一一　同（伊吹文明君紹介）（第四四五八号）
一六一二　同（池端清一君紹介）（第四四五九号）
一六一三　同（衛藤晟一君紹介）（第四四六〇号）
一六一四　同（遠藤武彦君紹介）（第四四六一号）
一六一五　同（大野功統君紹介）（第四四六二号）
一六一六　同（岡田克也君紹介）（第四四六三号）
一六一七　同（鹿野道彦君紹介）（第四四六四号）
一六一八　同（金子徳之介君紹介）（第四四六五号）
一六一九　同（川俣健二郎君紹介）（第四四六六号）
一六二〇　同（北川直人君紹介）（第四四六七号）
一六二一　同（小林恒人君紹介）（第四四六八号）
一六二二　同（佐藤恒晴君紹介）（第四四六九号）
一六二三　同（坂井弘一君紹介）（第四四七〇号）
一六二四　同（住博司君紹介）（第四四七一号）
一六二五　同外一件（外口玉子君紹介）（第四四七二号）
一六二六　同（中川昭一君紹介）（第四四七三号）
一六二七　同（中西啓介君紹介）（第四四七四号）
一六二八　同（中山正暉君紹介）（第四四七五号）
一六二九　同（丹羽雄哉君紹介）（第四四七六号）
一六三〇　同（野田実君紹介）（第四四七七号）
一六三一　同（野呂昭彦君紹介）（第四四七八号）
一六三二　同（畑英次郎君紹介）（第四四七九号）
一六三三　同（真鍋光広君紹介）（第四四八〇号）
一六三四　同（増子輝彦君紹介）（第四四八一号）
一六三五　同（三野優美君紹介）（第四四八二号）
一六三六　同（三原朝彦君紹介）（第四四八三号）
一六三七　同（宮路和明君紹介）（第四四八四号）
一六三八　同（矢追秀彦君紹介）（第四四八五号）
一六三九　同（簗瀬進君紹介）（第四四八六号）
一六四〇　同外二件（山口俊一君紹介）（第四四八七号）
一六四一　同（井上一成君紹介）（第四六六四号）
一六四二　同（伊東秀子君紹介）（第四六六五号）
一六四三　同（遠藤和良君紹介）（第四六六六号）
一六四四　同（遠藤登君紹介）（第四六六七号）
一六四五　同（小沢辰男君紹介）（第四六六八号）
一六四六　同（大石千八君紹介）（第四六六九号）
一六四七　同（岡田利春君紹介）（第四六七〇号）
一六四八　同（加藤繁秋君紹介）（第四六七一号）
一六四九　同（加藤卓二君紹介）（第四六七二号）
一六五〇　同（児玉健次君紹介）（第四六七三号）
一六五一　同外二件（左近正男君紹介）（第四六七四号）
一六五二　同（佐々木秀典君紹介）（第四六七五号）
一六五三　同外二件（坂井隆憲君紹介）（第四六七六号）
一六五四　同（清水勇君紹介）（第四六七七号）
一六五五　同外二件（鈴木俊一君紹介）（第四六七八号）
一六五六　同外一件（田中昭一君紹介）（第四六七九号）
一六五七　同（中沢健次君紹介）（第四六八〇号）
一六五八　同（鉢呂吉雄君紹介）（第四六八一号）
一六五九　同（鳩山由紀夫君紹介）（第四六八二号）
一六六〇　同（東力君紹介）（第四六八三号）
一六六一　同（正森成二君紹介）（第四六八四号）
一六六二　同（町村信孝君紹介）（第四六八五号）
一六六三　同（松浦昭君紹介）（第四六八六号）
一六六四　同（松前仰君紹介）（第四六八七号）
一六六五　同（御法川英文君紹介）（第四六八八号）
一六六六　同（持永和見君紹介）（第四六八九号）
一六六七　同（森田一君紹介）（第四六九〇号）
一六六八　より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願（大出俊君紹介）（第四四八八号）
一六六九　柔道整復師制度の強化充実に関する請願（薮仲義彦君紹介）（第四四八九号）
一六七〇　療術の制度化促進に関する請願（大原一三君紹介）（第四四九〇号）
一六七一　同（関谷勝嗣君紹介）（第四四九一号）
一六七二　腎疾患総合対策早期確立に関する請願（薮仲義彦君紹介）（第四四九二号）
一六七三　同（佐藤孝行君紹介）（第四六四〇号）
一六七四　同（和田一仁君紹介）（第四六四一号）
一六七五　公的年金制度改善に関する請願（神崎武法君紹介）（第四四九三号）
一六七六　同（不破哲三君紹介）（第四四九四号）
一六七七　同（古堅実吉君紹介）（第四四九五号）
一六七八　同（薮仲義彦君紹介）（第四四九六号）
一六七九　同（金子満広君紹介）（第四六四二号）

一六八〇　同(菅野悦子君紹介)(第四六四三号)
一六八一　同(寺前巌君紹介)(第四六四四号)
一六八二　同(三浦久君紹介)(第四六四五号)
一六八三　同(吉井英勝君紹介)(第四六四六号)
一六八四　国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(細谷治通君紹介)(第四四九七号)
一六八五　同(小沢和秋君紹介)(第四四九八号)
一六八六　同(金子満広君紹介)(第四四九九号)
一六八七　同(木島日出夫君紹介)(第四五〇〇号)
一六八八　同(児玉健次君紹介)(第四五〇一号)
一六八九　同(佐藤祐弘君紹介)(第四五〇二号)
一六九〇　同(菅野悦子君紹介)(第四五〇三号)
一六九一　同(辻第一君紹介)(第四五〇四号)
一六九二　同(寺前巌君紹介)(第四五〇五号)
一六九三　同(東中光雄君紹介)(第四五〇六号)
一六九四　同(不破哲三君紹介)(第四五〇七号)
一六九五　同(藤田スミ君紹介)(第四五〇八号)
一六九六　同(古堅実吉君紹介)(第四五〇九号)
一六九七　同(正森成二君紹介)(第四五一〇号)
一六九八　同(三浦久君紹介)(第四五一一号)
一六九九　同(山原健二郎君紹介)(第四五一二号)
一七〇〇　同(吉井英勝君紹介)(第四五一三号)
一七〇一　同(目黒吉之助君紹介)(第四六四七号)
一七〇二　原爆被害者援護法の制定に関する請願(江田五月君紹介)(第四五一四号)
一七〇三　小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願(坂井隆憲君紹介)(第四五一五号)
一七〇四　同外一件(小松定男君紹介)(第四六六〇号)
一七〇五　同(柳田稔君紹介)(第四六六一号)
一七〇六　在日外国人障害者の年金保障に関する請願(池端清一君紹介)(第四五一六号)
一七〇七　同(永井孝信君紹介)(第四五一七号)
一七〇八　同(網岡雄君紹介)(第四六六二号)
一七〇九　同(永井孝信君紹介)(第四六六三号)
一七一〇　精神病院の要員確保に関する請願(五島正規君紹介)(第四六三五号)
一七一一　姿勢保健均整師の国家資格取得に関する請願(佐藤徳雄君紹介)(第四六三六号)
一七一二　同(渡部行雄君紹介)(第四六三七号)
一七一三　山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願(和田一仁君紹介)(第四六三八号)
一七一四　国立東名古屋病院呼吸器科医長の継続在勤等に関する請願(網岡雄君紹介)(第四六三九号)
一七一五　肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願(小沢辰男君紹介)(第四六四八号)
一七一六　沖縄における厚生年金等の本土並み完全格差是正に関する請願(網岡雄君紹介)(第四六四九号)
一七一七　同(池端清一君紹介)(第四六五〇号)
一七一八　医療制度の対策と改善に関する請願(川端達夫君紹介)(第四六五一号)
一七一九　重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願(川端達夫君紹介)(第四六五二号)
一七二〇　重度障害者の所得保障の充実のために障害基礎年金の増額に関する請願(川端達夫君紹介)(第四六五三号)
一七二一　在宅障害者の介護体制確立に関する請願(川端達夫君紹介)(第四六五四号)
一七二二　脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(川端達夫君紹介)(第四六五五号)
一七二三　介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(川端達夫君紹介)(第四六五六号)
一七二四　電動車椅子の支給基準緩和に関する請願(川端達夫君紹介)(第四六五七号)
一七二五　無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願(川端達夫君紹介)(第四六五八号)
一七二六　年金・手当制度の充実で障害者の人間らしい生活の保障に関する請願(持永和見君紹介)(第四六五九号)
一七二七　保育行政の充実に関する請願(東祥三君紹介)(第四七九九号)
一七二八　同(井上義久君紹介)(第四八〇〇号)
一七二九　同(遠藤乙彦君紹介)(第四八〇一号)
一七三〇　同(大野由利子君紹介)(第四八〇二号)
一七三一　同(中村巌君紹介)(第四八〇三号)
一七三二　同(山口那津男君紹介)(第四八〇四号)
一七三三　在日外国人障害者の年金保障等に関する請願(鈴木喜久子君紹介)(第四八〇五号)
一七三四　輸入食品の安全性の確立に関する請願(藤原房雄君紹介)(第四八〇六号)
一七三五　看護婦確保法の制定に関する請願外三件(伏木和雄君紹介)(第四八〇七号)
一七三六　同(小沢和秋君紹介)(第四八〇八号)
一七三七　同(金子満広君紹介)(第四八〇九号)
一七三八　同(木島日出夫君紹介)(第四八一〇号)
一七三九　同(児玉健次君紹介)(第四八一一号)
一七四〇　同(佐藤祐弘君紹介)(第四八一二号)
一七四一　同(菅野悦子君紹介)(第四八一三号)
一七四二　同(辻第一君紹介)(第四八一四号)
一七四三　同(寺前巌君紹介)(第四八一五号)
一七四四　同(東中光雄君紹介)(第四八一六号)
一七四五　同(不破哲三君紹介)(第四八一七号)
一七四六　同(藤田スミ君紹介)(第四八一八号)
一七四七　同(古堅実吉君紹介)(第四八一九号)
一七四八　同(正森成二君紹介)(第四八二〇号)
一七四九　同(三浦久君紹介)(第四八二一号)
一七五〇　同(山原健二郎君紹介)(第四八二二号)
一七五一　同(吉井英勝君紹介)(第四八二三号)
一七五二　国立腎センター設立に関する請願(山本拓君紹介)(第四八二四号)
一七五三　カイロプラクティックなど医業類似行為の取り扱いに関する請願(石井一君紹介)(第四八二五号)
一七五四　看護職員をはじめとする保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願(鈴木喜久子君紹介)(第四八二六号)
一七五五　腎疾患総合対策早期確立に関する請願(山本拓君紹介)(第四八二七号)
一七五六　同(永末英一君紹介)(第四九八二号)
一七五七　公的年金制度改善に関する請願(宮地正介君紹介)(第四八二八号)
一七五八　同(小沢和秋君紹介)(第四九八三号)
一七五九　同(草野威君紹介)(第四九八四号)
一七六〇　同(児玉健次君紹介)(第四九八五号)
一七六一　同(東中光雄君紹介)(第四九八六号)
一七六二　国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(森本晃司君紹介)(第四八二九号)
一七六三　同(小沢和秋君紹介)(第四九八七号)
一七六四　重度戦傷病者と妻の援護に関する請願外一件(越智伊平君紹介)(第四八三〇号)
一七六五　同外一件(山本拓君紹介)(第四八三一号)
一七六六　老人医療・福祉施設の充実、介護要員確保などの関連予算の増額に関する請願(伏木和雄君紹介)(第四八三二号)
一七六七　同外一件(草野威君紹介)(第四九八九号)
一七六八　在日外国人障害者の年金保障に関する請願(遠藤和良君紹介)(第四八三三号)
一七六九　同(菅直人君紹介)(第四八三四号)
一七七〇　同(児玉健次君紹介)(第四九九一号)
一七七一　同(柳田稔君紹介)(第四九九二号)
一七七二　難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(五十嵐広三君紹介)(第四八三五号)
一七七三　同外六件(池端清一君紹介)(第四八三六号)
一七七四　同(石破茂君紹介)(第四八三七号)
一七七五　同(今津寛君紹介)(第四八三八号)
一七七六　同(上草義輝君紹介)(第四八三九号)
一七七七　同外二件(大野由利子君紹介)(第四八四〇号)
一七七八　同外三件(沖田正人君紹介)(第四八四一号)
一七七九　同外一件(菅直人君紹介)(第四八四二号)

一七八〇　同(木村義雄君紹介)(第四八四三号)
一七八一　同(貴志八郎君紹介)(第四八四四号)
一七八二　同(小松定男君紹介)(第四八四五号)
一七八三　同(五島正規君紹介)(第四八四六号)
一七八四　同(鈴木喜久子君紹介)(第四八四七号)
一七八五　同(戸井田三郎君紹介)(第四八四八号)
一七八六　同外二件(外口玉子君紹介)(第四八四九号)
一七八七　同(二階俊博君紹介)(第四八五〇号)
一七八八　同(武部勤君紹介)(第四九九三号)
一七八九　同外一件(中野寛成君紹介)(第四九九四号)
一七九〇　同(藤原房雄君紹介)(第四九九五号)
一七九一　同(柳田稔君紹介)(第四九九六号)
一七九二　精神病院の要員確保に関する請願(渡辺嘉蔵君紹介)(第四八五一号)
一七九三　原爆被爆者援護法の早期制定に関する請願外二件(大島章宏君紹介)(第四九八〇号)
一七九四　乳幼児から学童期までの保育の充実に関する請願(児玉健次君紹介)(第四九八一号)
一七九五　肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願(柳田稔君紹介)(第四九八八号)
一七九六　小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願外一件(伊藤英成君紹介)(第四九九〇号)

○牧野委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、看護婦等の人材確保の促進に関する法律案並びに社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。山下厚生大臣。

看護婦等の人材確保の促進に関する法律案
社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○山下国務大臣　ただいま議題となりました二法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、看護婦等の人材確保の促進に関する法律案について申し上げます。

我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、保健医療サービスの重要な担い手である看護婦等の確保の重要性が著しく増大をいたしております。

このような状況を踏まえて、病院や訪問看護を受ける者の家庭等において、高度な専門知識と技能を有する看護婦等が自信と誇りを持って心の通う看護を提供することができるよう、看護についての国民の関心と理解を深めることに配慮しつつ、看護婦等について、養成力の強化、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等を図るための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、看護婦等の確保の促進に関する基本指針の策定であります。厚生大臣、労働大臣及び文部大臣は、専門性に配慮した適切な看護業務のあり方を考慮しつつ、国民の保健医療サービスへの需要に対応した均衡ある看護婦等の確保対策を適切に講ずることを基本理念として、看護婦等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等に関する事項を定めた基本指針を策定することといたしております。

第二は、看護婦等の確保の促進に関する関係者の責務に係る所要の規定の整備であります。国につきましては、看護婦等の確保を促進するための必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるとともに、看護婦等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならないこととしており、地方公共団体につきましても、看護婦等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないことといたしております。また、病院等の開設者等につきましては、看護婦等の処遇の改善等を講ずるよう努めなければならないこととしており、あわせまして、看護婦等及び国民の責務を設けることといたしております。

第三は、看護婦等の確保のための体制の整備であります。国及び都道府県の病院等の開設者等に対する必要な指導及び助言、雇用保険法の雇用福祉事業としての病院等の開設者等に対する雇用管理に関する必要な知識の習得のために必要な助成、公共職業安定所の看護婦等の職業紹介等についての規定を設けることとしております。また、都道府県の看護婦等の確保に関する施策及び看護に対する住民の関心と理解の増進に関する施策への協力等を行う看護婦等就業協力員制度を創設するとともに、看護婦等の員数が著しく不足しております病院において看護婦等の配置及び業務の改善に関する計画の策定等を行う看護婦等確保推進者の設置を行うこととしております。

第四は、ナースセンターの指定であります。都道府県知事は、看護婦等の就業の促進その他の看護婦等の確保を図るための活動を行うことにより保健医療の向上に資することを目的として設立された民法法人を都道府県ごとに一個に限り、都道府県ナースセンターとして指定し、看護婦等に対する研修、相談、無料の職業紹介等を業務として行わせることとしております。また、厚生大臣及び労働大臣は、都道府県ナースセンターの指導、援助等を業務として行う中央ナースセンターを全国を通じて一個に限り、指定することとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六カ月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

次に、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案について申し上げます。

急速な高齢化の進展等に伴い、国民の福祉サービスに対する需要は著しく増大しておりますが、このような状況に対応して、福祉サービスを必要とする者に対し必要な福祉サービスが適切に提供されるようにするためには、社会福祉事業に従事する者の確保を促進していくことが必要であります。今回の改正は、このような状況を踏まえて、基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用対象範囲の拡大等、所要の改正を行うものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、基本指針の策定等であります。厚生大臣は、社会福祉事業が適正に行われることを確保するため、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本指針を策定することとしております。また、社会福祉事業経営者は、基本指針に規定する社会福祉事業従事者の確保に資する措置を講ずるように努めなければならないこととするとともに、国及び都道府県は、社会福祉事業経営者に対し、必要な指導及び助言を行うこととしたしております。

さらに、国は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な財政上及び金融上の措置等を講ずるよう努めなければならないこととし、あわせて、地方公共団体についても、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしております。

第二は、福祉人材センターの指定であります。都道府県知事は、基本指針に基づき社会福祉事業経営者が行う措置に関する相談援助、社会福祉事業の業務に関する研修、社会福祉事業に従事しようとする者への就業の援助等を行う社会福祉法人を、都道府県福祉人材センターとして指定することができることといたしております。あわせて、

厚生大臣は、都道府県福祉人材センターの業務に関する連絡調整、指導等を行う社会福祉法人を、中央福祉人材センターとして指定することができることといたしております。

第三は、福利厚生センターの指定であります。厚生大臣は、社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図るための事業等を行う社会福祉法人を福利厚生センターとして指定することができることといたしております。

第四は、社会福祉施設職員退職手当共済制度の改正についてであります。退職手当共済制度の対象として、老人、身体障害者等に係る居宅介護等事業等を追加することとしております。また、被共済職員が同一経営者の経営する退職手当共済制度の対象外の施設等へ異動した後、再び被共済職員となった場合に、被共済職員期間を合算する制度を設けることとしております。

なお、この法律の施行期日は、基本指針及び都道府県福祉人材センターに関する事項については法律の公布日から六カ月を超えない範囲内において政令で定める日、中央福祉人材センター及び福利厚生センターに関する事項については平成五年四月一日、その他の事項については平成四年七月一日としております。

以上、二法案の提案理由及び内容の概要について御説明を申し上げました。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○牧野委員長　以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

○牧野委員長　これより両案について質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大野由利子君。

○大野(由)委員　医療現場や福祉現場におきますマンパワー不足、また労働過重が現在大変深刻な状況になっておりまして、こうした状況を打開し、また、高齢化社会に対応していくために、我が党ではかねてから、マンパワーの養成確保に関して本格的な施策を行うよう、また、こうした法案をぜひつくっていただきたいということで要請をしてまいりました。今回、この人材確保のための二法案が国会に提案をされましたことを大変喜んでいる一人でございますし、また、看護婦さん等を初め大変期待が高いわけでございます。

まず、大臣に最初にお伺いしたいのですが、今回この法案が成立いたしますとマンパワー確保にどれだけ実効性を発揮できるのか、この法案ができることによって今までとどのように変わっていくのか、大変期待をして待っています看護婦さんたちにアピールできるように、ぜひ御決意を伺いたいと思います。

○山下国務大臣　大変ごもっともな御意見、御質問であろうかと存じます。

我が国の人口の急速な高齢化が進展し、保健医療を取り巻く環境が大変変わってまいりました。その中で需要が増大する看護婦を確保していくということは極めて重要な問題でございます。看護婦確保対策につきましては、これまでもその充実につきましていろいろな方策に努めてまいりましたが、中長期的視点に立って各般の施策を強力に推進していくための基盤として、この看護婦等の人材確保の促進に関する法律案を提案した次第でございます。

今後とも、この法案を基盤として、まず予算、そして融資、さらには税制、これら各般の施策を通じまして、必要な看護婦確保に努めてまいりたいと思っております。

○大野(由)委員　この法案の中に、厚生大臣、労働大臣及び文部大臣は、看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本指針を定めなければならない、このように出ているわけでございますが、この指針の策定に当たりまして、これだけは目標としてぜひ掲げていただきたい、そう思うことがございます。一つ一つ申し上げますので、こうしたことがどのようになっているのかについてお尋ねをしたいと思います。やはり目標を掲げて、そして、その目標に向かってどれだけの施策をやっていくかということが大事ではないか、そのように思いますので、これから申し上げますようなことが基本指針の中でどの程度うたわれるのか、最低限これだけはうたわれるというような基本指針の内容について少し明らかにしていただきたい、そのように思うわけでございます。

一点目は、まず労働時間の短縮、週四十時間の労働、また完全週休二日制でございます。

二点目は、夜勤は複数の人員で月六日以内に制限。現在二・八体制、これもまだ完遂してない状況でございますが、二・八ができればいいというのではなくて、やはり複数で六日以内というそれぐらいの目標が当然必要ではないか、そのように思います。

三点目は、賃金、諸手当の大幅な引き上げでございます。諸手当の中では、特に夜勤手当の引き上げ、ほかに育児手当や住宅手当等々ございますが、こうした待遇の改善というものがどのようにうたわれるのか。

四番目が、宿舎の保障、福利厚生施設の共同整備事業の促進。

五番目が、院内保育所の完備と公的助成の拡大。

六番目が、育児休業制度の導入促進でございます。

七番目が、有給保障のリフレッシュ休暇、または介護休暇等の実現。

以上七項目申し上げましたが、この七項目の一つ一つに対しまして明確に、最低限これだけはこういうふうにうたっていきたい、そのようなことを一項目ずつお答えをいただきたいと思います。

○古市政府委員　基本指針につきましては、高度な専門知識と技能を有する看護婦さんが適切な処遇のもとで自信と誇りを持って心の通う看護ができますように、適切に看護職員確保対策を講ずることを基本理念としております。今お尋ねの項目に沿ってお答えをいたします。

基本指針の処遇に関する事項につきましては、関係審議会の御意見をいただいて最終的に決めることとはなりますが、週四十時間、夜勤平均月八回、先生は夜勤六日以内ということでございますが、御承知のように、現在の状況は病院の半数がまだ八回にすら到達してないということでございますので、目的としては夜勤平均月八回以内におさまるように、こうしたいと思います。それから、週休二日を目指して努力をするということにしております。

それから、看護業務の改善、さらには院内保育施設、宿舎の設置等による福利厚生施設の充実、育児休業の円滑な実施、処遇改善のための雇用管理体制の明確化、これらに関することを盛り込みたいと考えているわけでございます。

しかし、御指摘事項のうちの賃金、夜勤手当、住宅手当等の諸手当の額につきましては、個々の医療機関におきまして実際の経営状況等を踏まえて決められるべきものでございますから、基本指針において水準を決めるものではないと考えております。

また、リフレッシュ休暇、介護休暇等につきましては、他の産業分野においてもまだ普及状況が十分とは言えないということで、将来の課題とさせていただきたいと思います。

○大野(由)委員　今回の法案が通ることによりまして、これが精神安定的なものではなくて、実効性のあるそういう法案にしていただきたいというのが現場の皆様方の切なる願いでございますので、ぜひその点をお願いしたい、そのように思います。

看護職の就業年齢、厚生省でいただいた分布表を拝見いたしますと、正看護婦さんの場合でございますが、二十五歳から二十九歳が二三・二％、これがピークになっております。その後、三十歳から三十四歳が一五・八％、三十五歳から三十九歳が一三・〇％、四十歳から四十四歳が七・六％というふうに、四十歳になりますと一挙に減少している。そういう分布構造になっているわけでございます。

一般の女性の労働人口と申しますのは、大体結婚して子育てが始まったときに一たん退職をして、子育てが一段落をした四十代ぐらいから再び一挙に労働人口がふえる。今の日本の女性の労働人口はアルファベットのM字型で、四十代以降になりますと労働人口が大きくまた伸びる、これが一般の女性の労働人口なわけですが、正看護婦さんの場合は二十五歳から二十九歳をピークにして、年齢とともにどんどん下がっていく。また、子育てが一段落する四十歳以降になってさらにがくんと減っている。これはどうしてこういうふうな構図になっているかについて御見解を伺いたいと思います。

○古市政府委員　看護婦さんの養成数の増大につきましては絶えず努力をしてきたところでございますが、現在御指摘のような四十歳から四十四歳を迎えている看護婦さんが就学期に当たっていたとき、我が国の養成校の数が少なかったということがございます。三十九歳以下の年齢層の看護婦さんの養成期のものと比較いたしますとかなり少ない状況でございまして、例えば、現在中高年となっている昭和四十五年三月の看護婦養成所学校の卒業生は八千九百五十八人でございました。それに対しまして平成三年三月の卒業生は三万四千七百四十名と、格段の養成数の増加が図られてきているわけでございます。したがいまして、養成数自体が異なるために、看護婦の年齢別就業者数の割合で見た場合に、全体の中に占める割合が四十から四十四歳の層におきまして就業者数が三十九歳以下の年齢層に比較して少なくなっているということでございます。

しかし、これはこの年齢層の方が家庭に入っておられるということも多分にございますので、今回提出させていただきました法案にナースセンターを強化するという項目がございますが、その活動を強化いたしまして、再就職を大いに促進させていただきたいと思っております。

○大野(由)委員　今お話を伺いまして、確かに現在四十歳から四十四歳になっていらっしゃる年齢の方は養成そのものが少なかった、そういう理由があったということは当然な理由だと思います。しかし、今局長がおっしゃった理由だけでは決してないということを、やはり深刻に受けとめなければいけないんじゃないか。養成が少なかったから四十代以降が少ないんだというだけでは、これからの看護職員の確保には非常に対策を誤るんじゃないか、私はそのように思うわけでございます。

ともかく今の看護婦さんたち、普通であれば、大体年齢とともに能力また経験が生かされて、大きく待遇等がアップするわけですが、看護婦さんに関しては四十代ぐらいが大体頭打ちという状況で、それまでどんなに長く子育ての時期だとか大変な時期を乗り越えて頑張ってきても、それ以上は全く展望がない、全くその方たちの能力とか知識が評価されない。そういうことに対してやはり嫌気が差してやめていく、そういうふうなことが一点ございます。

もう一点は、子育てが終わって、一段落して職場に復帰をしたい、そのように思っても実際に復帰できない、そういう状況があるわけですね。私もナースバンクにいろいろ実態を伺ってみました。そうすると、年齢制限が相当あるということなんです。年齢制限がかなりあって、子育てが一段落したから復帰をしたいと思っても復帰ができない、そういう実情があるのです。

また、これは就職情報誌「とらばーゆ」でございます。最新号を一冊買ってまいりました。ここに看護婦さんの募集がたくさん出ております。全部は見られなかったのですが、丸印をつけました二ページ、この丸印のついた分だけでも、年齢制限が三十五歳から四十歳までというそういう募集要項なんですね。十六件中九件、左側はそうでございます。右側は十件中五件。要するに半分は四十歳とか三十五歳まで、そういう年齢制限が加わっているわけでございます。これではとてもじゃないけれども再就職したくても再就職できない、そういう現状があるわけでございます。

厚生省では、看護職員の需給見通しの中で、再就業者数というものを大変高く見積もっていらっしゃいます。平成四年は一万六千二百名の再就業者数を見込んでいらして、これが平成十二年には二万七千名と再就業者数を見込んでいらっしゃるわけですが、今私が申し上げましたようなことに対して何らかの手を打たなければ、この二万七千という再就業者数というのは絵にかいたもちになってしまうんじゃないか。この二万七千という再就業者数はどういう積算根拠でこういう数が出ているのかについて伺いたいと思います。

○古市政府委員　中年の看護婦さんの就業数が少ないという原因について、いわゆる処遇の問題と、それから実際復帰できない年齢制限の問題があると指摘されたわけでございますが、処遇の改善というのは当然図られていくことになろうと思いますし、また年齢制限というのも、それはある一面の話かと私は思うわけでございます。

医療機関の方では、看護婦さんの資格を持って自分の医療機関でやっていただけるという人がおったら、本当に金のわらじを履いてでも探したいというお医者さんが非常にたくさんいるわけでございまして、そこのところで求人と求職のマッチングがもう一つうまくできていない。そこをナースセンターの努力によって合致させたいと思っているわけでございます。そういうような努力を通じまして、先ほど申されました二万七千名という一年間の再就業数というのは可能になってくると私は思っているわけでございます。

この話は私は日本だけかと思って、イギリスのドクター・ジョン・フライという方に聞いてみましたら、やはりイギリスでも、若い間の看護婦さんは大病院の手術場とかいろいろ高度医療のところで働く、しかし、子供や家庭を持って夜勤がそうできなくなったら普通の中小病院の方で働く、さらには家に入った人がもう一度復帰するときには近くのGPのオフィスで働く、そういうような看護婦さんのライフサイクルに応じた就職の形態というものをとっておるし、そうなっている。日本でもその辺はどうですかというお話がありました。

今回の老人保健法の改正によりましても、地域によって訪問看護支援センターというのがまたできます。それはどちらかというとフレックスタイムの勤務になろうかと思います。それからまた、開業医さんのところで外来をやってお手伝いをするという看護婦さんは、何も夜勤をする必要はございませんで、数名でカバーすればフレックスタイムでできるようになる。医療機関の方も、そういう若い専従の夜勤ができる人だけと言っておっても看護婦さんは得られないわけでございますから、だんだんそういう求人にならざるを得ない。そういうことでナースセンターが頑張っていけば、この数は十分達成できる。

ちなみに、こちらが鉛筆で書いた数字ではございませんで、都道府県の各担当課で関係者とお話をして、このぐらいならできるという数を積み上げた結果、この数になったということでございます。

○大野(由)委員　今労働分野におきましても、例えば障害者の方とか高齢者の方、大体最低何％雇用するみたいなこと等が行われておりますが、高齢者の方も、働きたい希望者がたくさんいるにもかかわらず高齢者の働く場所が少ない。若い人たちは、日本は景気が後退しているとはいえ今まだ求人難の状況でございますが、高齢者に関しては、働きたい希望者が大変多いにもかかわらず職が見つからない、こういう状況をもっときちっと考えていかなければいけないのではないか。

そういった意味で、看護婦さんの問題に関しましても、今局長がおっしゃったように、自然な形でライフサイクルに合わせて、高齢者の方は地元のフレックスタイムで働けるようなところにという面も多々あるかと思いますが、やはり四十歳以上の高齢者の看護婦さんもある程度、最低何％以上は採用した方がいいのではないかとか、そうい

うふうなこともう一歩積極的に考えないと、看護婦さんをたくさん採用する大病院が全部年齢制限で切っている。近くの小さな開業医さんとか小さな病院は確かに年齢制限を設けておりませんが、大手のところが設けているというその辺の実態をもう少し把握して、何らかの対策を考える必要があるのではないか、そのように思いますが、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○古市政府委員　現実、現場の問題ではいろいろな御苦労があろうかと思います。そういうことから、ナースセンターの運営につきましては事業運営委員会というものを置きまして、各般の御意見もいろいろ集約していきたい。この中には求人側の医療施設の医師会の先生方も入っておられますので、そちらの御理解を深めていくということも可能でございます。

それからまた、今回の法律では、著しく看護職員に欠ける医療機関におきましては、確保の推進の責任者というものも一応置いていただくということにしておりますので、そういう努力を通じて、お互いの要望というものをなるべくうまく合わすような事業をひとつ充実させていきたいと思っております。

○大野(由)委員　ＩＬＯは、一九七七年に看護職員の過酷な労働条件を改善する目的で、看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する条約（百四十九号）を制定し、それに基づく勧告百五十七号を出しております。この条約が採択されて十五年経過しているわけですが、まだ我が国は批准ができていない状況でございます。ＰＫＯの協力法案はつくったけれども看護職員条約は批准できませんというのでは、余りにも人権後進国で、世界の仲間入りを目指しているとは言えない、そうではないかと私は思うわけでございます。

今回看護婦確保法案が可決をされますれば、きょうの午後可決される予定になっているようでございますが、これが可決されれば、ＩＬＯの看護職員条約を批准するという方向でこれは実現をしてもらいたい、ぜひ検討をしていただきたい、そのように思うわけでございます。今まで長くこの看護職員条約が批准できなかった理由と、今回この法案の成立とともに国内法の整備をして、当然看護職員条約も批准をする、そういうことについての御決意みたいなものを伺わせていただきたいと思います。

○鈴木説明員　お答え申し上げます。

今先生御指摘の看護職員条約につきましては、その中に、看護職員については他の労働者と同等またはそれ以上の条件を享受するということを求めております。こうしたことが現行の国内の法体系と一体どういう関係になるかというのは一つの問題でございます。

例えば労働時間の問題について見ますと、現行の法体系におきましては原則四十四時間となっております。ただ、保健衛生業の一部につきましては、猶予措置あるいは特例措置というものが適用されております。それから、労働基準法で女子の深夜業、これを禁止しておりますが、保健衛生の事業に従事する者については深夜業が認められている、そんな規定もございます。こうした規定について、先ほどの他の労働者と同等またはそれ以上という関係におきましてどういう理解をしたらいいかという問題がございますので、そうした国内の法体系との整合性等の問題につきまして、今後慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

（委員長退席、粟屋委員長代理着席）

○大野(由)委員　いろいろ理由はあったかと思うのですが、今後はどうなのでしょう。今後はどういう方向で臨まれるか、もう一回伺いたいと思います。

○鈴木説明員　労働基準法につきましては、前回の労働法改正のときに、三年経過後の見直しという規定が盛り込まれております。そういった規定に基づきまして、現在中央労働基準審議会で検討を行っているところでございますが、労働基準法の改正というものは労使等の関係者に非常に大きな影響を与えるものでございまして、現在真剣に検討されているものでございます。そうした現在検討中というものでございますので、ここで具体的な答弁をすることは困難でございまして、御理解をいただきたいというふうに考えております。

○大野(由)委員　厚生省の方に伺いたいのですが、この条約はぜひ批准する方向で日本は進もうとするのか、このような条約は批准する必要はないのだ、そういうふうに思っていらっしゃるのか。今回できる看護婦確保法案、何のためにつくるのか、その辺についてもう一回伺いたいと思います。

○古市政府委員　ＩＬＯの条約の批准につきましては、ただいま労働省の方からお答えがあったとおりでございますけれども、関係各省庁の中で、日本の現在の状況、過去の慣行というものの中からどの点が問題かということで、鋭意検討しているという段階でございます。

私どもは、批准、批准しないということにかかわらず、看護婦の職場環境、労働条件を改善するということは急務でございますから、そのＩＬＯの条約の中で示されているものの中の参考にできるものは、今回の法案を成立させていただきましたら大いに取り入れて、その精神にのっとって充実した対策を進めたいと思っているわけでございます。

○大野(由)委員　今回の看護婦確保法案を本当に実効性のあるものにし、単なる精神規定にしないためにも、このＩＬＯの看護職員条約を批准する方向で、国内法の整備に向けてぜひ精力的に関係省庁の御努力をお願いをしたい、そのように申し上げたいと思います。

それから、今回の法案そのものから外れるわけでございますが、介護のマンパワーと関係がありますので、ちょっと質問させていただきたいと思います。

ＡＬＳという病気がございます。筋萎縮性側索硬化症、そのように言われております進行性の神経疾患で、頭は正常でありながら運動神経が侵されて、手足が麻痺して言語障害を起こし、食べること、呼吸することさえも器械にゆだねなければならない。本人の苦しみはもちろん、介護に当たる家族の方の精神的、肉体的な負担は大変なものがあるわけでございます。国の難病には指定されております。イギリスの有名な宇宙物理学者ホーキング博士もこの病気のようでございますが、このＡＬＳの患者さんたちは大変介護の人手を要するわけですね。介護の人手が足りないために入院を断られるという状況が多々あるようでございます。

今基準看護というのが、一般の病棟では基準看護一類は四対一、患者四人に対して看護婦さん一人、最高基準も基準看護は特三類で二対一、患者二人に対して看護婦一人という配置でございます。これも三交代勤務とか休みとかが入っていますから、四週間で六日休みをとるという計算で見ますと、日勤で看護婦さん一人が六・一人の患者を見る。準夜勤、深夜勤になりますと看護婦一人が十四・三人の患者を見る、そういう状況のようなんですね。

こうなりますと、ＡＬＳの患者さんはもうほとんど一人に対して一人つかなければいけない、そういう状況でございますから、当然病院側は嫌うわけで、うっかりそういう患者が入ってくると、ほかの患者さんの方に大変しわ寄せがくるということで入院できない、そういう状況があります。これは一体どうすればいいのか。二対一が最高、しかもいつまでも基準特三類に入院できればいいのですが、最高二十日間しか入院できない、そういう日本の介護のお粗末さがまだまだ非常にあるわけでございます。私は、こういうＡＬＳだとか特定疾患に関しましては、患者一人に対して看護婦さん一人という事ような、それこそ基準看護特四類みたいなものが必要ではないか、そのように思うわけですが、御見解を伺いたいと思います。

○黒木政府委員　先生御指摘のように、ＡＬＳの患者さんに対しましては、手厚い看護の必要性というのは十分認識しているところでございます。また、看護につきまして診療報酬上これを重点的

に評価していく必要性も私どもは同感でございまして、鋭意努力を続けているところでございます。

御案内のように、診療報酬上の基準看護の取り扱いでございますけれども、いわば類別の見直しというものは、私どもはこれまでも医療内容の高度化とか看護職員の需給状況等、看護にかかわります状況の変化に対応して、基準看護の類別の見直し等を行ってきているところでございます。最近では、御指摘の入院患者二人に対して看護要員一人という特三類を昭和六十三年改定において新設したところでございますし、この四月の改定では、この要件の見直しも行ってまいったところでございます。

私どもとしましては、今後とも看護サービスの質的変化なりあるいは基準看護の普及、定着状況なりあるいは看護職員の需給状況等を踏まえながら、先生の御指摘も参考にさせていただきながら、今後の看護サービスの評価のあり方ということについて検討させてもらいたいと思っておるわけでございます。

○大野(由)委員　今入院できなくて家庭で見ている方は、ヘルパーさんにお願いしても最高週一回か二回しか来ていただけない。まさに家族が壮絶な闘いをして、本当にもういつ何どきどうなるかわからない、そういう闘いをしているということを考えますれば、日本は今生活大国を目指すに当たって、この辺でもっと温かい政治が行われなければいけないんじゃないか。余りにも今の現状では冷たいんじゃないか、そのように思いますので、ぜひこの点よろしくお願いしたいと思います。

それから、最後にちょっと一つだけ質問させていただきたいのですが、このＡＬＳの患者さんに意志伝達装置、要するに、まばたきとかちょっとした意志で筋電センサー等によってそれがワープロにつながって文字が出てくる意志伝達装置、これに五十万円の補助金が出ているようでございますが、これが両手両足が全く動かない、言葉も全く喪失して出せない、そういう状態になって初めて補助金が出る。こうなってからでは器械を購入しても遅いので、その前にその器械で少し練習できるように、そういうふうにしたいという切なる患者さんたちの願いがあるわけですね。余りにも条件が厳し過ぎる。

それから、人工呼吸器も平均二百万ぐらいするそうなんですが、これも貸出制度がないということで、在宅で面倒を見ている方でございますが、大変経済的に追い込まれている。こうした問題についてぜひもっと柔軟な対応をお願いしたい。最後の質問にさせていただきたいと思います。

○末次政府委員　ただいま御質問のございました重度障害者用の意志伝達装置、これは私どもの方で日常生活用具給付事業として給付をいたしております。

御質問にございましたように、まばたきあるいは筋電センサーという特殊な入力方法でディスプレーに伝達したい文章を表示するという器械でございますが、ＡＬＳの患者に対しましては、この患者の病状の進行が非常に急激な場合があるというふうに聞いております。通常はゆっくり進行するということでございますが、中には非常に急激に進行する場合があるというふうに聞いておりますので、そういう状況の患者につきましては、早期に給付することにつきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、人工呼吸器の点でございますが、現在在宅のＡＬＳ患者につきましては、保険医療機関から人工呼吸器の貸与を受けるという道がございまして、貸与を受けて使用する場合は、診療報酬におきまして在宅人工呼吸指導管理料等によりまして必要な費用が支払われておるわけでございまして、この在宅人工呼吸指導管理料、これは平成二年度から新たに設けられておりまして、現在順調に普及しているというふうに私ども承知しております。

このように、人工呼吸器そのものは厳格な医学的管理のもとで使用されることが必要であるというふうに考えておりまして、この器具を身体障害者福祉法に基づきます補装具あるいは日常生活用具として支給あるいは貸与することは適切ではないんではないか、むしろ医療の体系で現在行われていることが順調に普及していくように私どもは期待をいたしておるところでございます。

○粟屋委員長代理　児玉健次君。

○児玉委員　日本共産党の児玉健次です。

厳しい労働条件のもとで国民の命と健康を守るために大変な苦労をなさっている全国の看護婦さん方が、この法律によって目に見えて幾つかの点がよくなった、運動したかいがあった、そういうふうに受けとめてもらえるような論議をすることが私たち国会の責務だ、そう思います。短い時間ですが、端的に聞きますから、手短なお答えをお願いしたいと思います。

厚生省は参議院における四月十六日の審議で、基本指針に週四十時間、完全週休二日、夜勤平均月八日以下、こういう中身を処遇の改善として盛り込むよう書いていただこうと思っている、そうお答えになっている。この中で最も関心が強いのは夜勤平均月八日以下です。ここの部分をいつまでに実現しようとされているのか、その目途を示していただきたいと思います。

○古市政府委員　平成三年末に策定しました看護職員需給見通しというものにおきましては、週四十時間、夜勤月平均八回以内、育児休業等を見込んで需要を出したわけでございますから、これが達成できます平成十二年、需給が均衡するというときには、この条件は改善しているということでございます。

○児玉委員　政府のさまざまな態度の中で、例えば国民の所定労働時間を一九九二年末までに年千八百労働時間以内にすると、昭和六十三年の閣議決定で目途を明確に示しています。平成十二年といったらちょっと気が遠くなるような時間で、この週四十時間、完全週休二日、これらは皆さん方が閣議で決定した大きな枠の中なんですから、そういったのんびりしたことを言わずに、はっきりいついつまでと、もっと手短に寄せることが厚生省の務めだと思います。どうですか。

〔粟屋委員長代理退席、委員長着席〕

○古市政府委員　平成十二年と申しましたのは、需給見通しが一〇〇％達成して需給均衡するというときでございますが、それに向かって現在の約九〇％台から年々改善していく。一時的な中だるみはございますが、改善をしていくということでございますから、そのときに至るまで全然できないというわけではございません。

それからもう一つは、週四十時間というのは、平成四年度内にできるという数を見込んで需要を出してください、このようなことでできた需給見通しの数でございます。平成四年、五年のところで需給率が少し落ち込んでいるというのも、そういう事情でございます。

○児玉委員　こういった仕事をやるためには、やはり目標年次というのを示さないと取り組みが具体的になりませんね。今厚生省がおっしゃっているのは、皆さん方の看護婦の需給見通しの到達度の緩み、そして進みを述べていらっしゃるにすぎないんで、私が聞いているのは、夜勤平均月八日以下、これをいつまでにやるのか目途を示せとお尋ねしているので、その点でお答えいただきたい。

○古市政府委員　先生御存じのように、結局看護婦さんの絶対数がふえていかないと、それは論理的にこうこうと言っても現実のものではございません。

そういうことで、御承知のように、私どもは看護婦の養成数の増大、そのための予算、さらにはナースバンクからの再就職の拡充ということを厚生省の予算の中ではもう最重要課題として、ここ二年引き続きまして約三〇％の対前年増の予算を組んでいるということでございます。そういう努力によりまして、夜勤回数というものがだんだん八日以内の中に近づいていくということに現実に努力をしているということで、御理解をいただき

たいと思います。

○児玉委員　その点は理解できないので、この後の基本指針の中で、皆さんの作業計画としても、かくかくしかじかと目途を示すような努力を強く求めたいと思います。

関連しての問題なんですが、参議院で参考人として意見をお述べになった看護協会の有田さんが、夜勤月八日以下とするためには、各施設で看護婦さんを一二・五％ぐらい増員しなければそれは不可能だという点を強調されています。どのような数字になるかという点では若干の幅はあるかもしれないけれども、こういった観点は非常に重要な観点だと思います。今の平均月八日以下、それを実現するためにも、看護婦の配置基準の改善、そこのところをいつまでにこのようにやるというふうにしないと言葉だけの問題になってしまうんじゃないか。配置基準の改善について皆さんはどういうお考えか、お聞きしたいと思います。

○古市政府委員　ちょうどこの看護婦の人材確保の促進に関する法案と同時に医療法が今国会で審議されまして、その中でも医療法で決める職員配置基準、非常に大きな議論がございました。私どもはそれにつきましても、全体の配置基準を見直すためには、その専門職種それぞれの絶対数がふえているということがないと、単に文章だけを直すということは実効が上がらないということで、今回お願いしております看護婦人材確保法案をぜひ通しまして、これに基づきまして実効力のある養成計画、そういうものに従って財政、金融、税制、あらゆる面で努力をしたいと言っているわけでございます。

そういうことから、先ほど申しましたこの需給見通しは平成十二年に向かっての数を示しておりますが、これが解決できた暁には、百床当たりの病院の看護婦さんの数が現在の三十五名から約五十名になるということが見通されますので、その暁にはもう配置基準というものを十分見直せるということになるわけでございます。しかし、十二年まで何もしないかというとそうでございませんで、医療法の第三次、四次の改正のときには配置基準も含めまして見直しをしたい、このように述べてきたわけでございます。

○児玉委員　医療法のとき、確かに皆さんとこの問題でかなり突っ込んだ議論をしましたが、こう思いますね。数がふえて十分配置基準を変えても大丈夫な状態になってから、看護婦さんの需給がふえたことの後追いとして定数を、配置基準を改善するというスタンスで皆さんいらっしゃるんだけれども、それでは数自体がふえていかないだろうと思いますね。国民の医療に対する求めにこたえるためには、これだけの配置基準が必要だということについて一定の方向性をきちんと出して、そして、それに追いつくように看護婦さんもふやしていくという態度も必要だと思うのです。前者だけでは余りにも消極的だと言わなければならない。その点どうでしょう。

○古市政府委員　おっしゃる線、当然あり得ることかと思います。事例は悪うございますが、オリンピックの標準目標というのは、高く上げてそれに挑戦するということでございますが、結局出場できなかったということにもなりかねないということも一方でございます。

ちなみに、昭和六十一年の医療法の四対一という基準ですら守れていたというのは六九・五％でございました。その後いろいろ地域医療計画、看護婦の増員等が図られまして、七一、七四とずっと上がってきまして、平成元年度では七六・四まで来た。これがいずれ八〇を超してくるわけでございますから、そういう時点には先生のおっしゃった目標を出しても、それは到達可能な目標としてみんなに受け入れられ、みんながそれに向かって努力をする。今はこういう状況でございますから、突然数字を出してもちょっと責任を持ちかねるという状況でございます。早くおっしゃったような状況に増員が図られるように、引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

○児玉委員　今の点がこの法案の持っている二つ目の重要な問題点であり、そこがまだ十分責任を持って提起されていない、このことを述べておきます。

次に、関連してですが、社会福祉事業法の問題にちょっと移ります。

福祉施設職員の場合、厚生省が昨年八月にお出しになった保健医療・福祉マンパワー対策、その中で週の労働時間を四十三・五時間から四十二時間とする、その段階でとどまっている。なぜ週四十時間としないのか。昭和六十三年の閣議決定との関連からいっても、ここには大きな問題が含まれている。どうでしょうか。

○末次政府委員　御承知のとおり、社会福祉施設職員の勤務時間につきましては、施設運営費でございます措置費におきまして、その裏打ちをしておるところでございます。平成三年度及び四年度予算、この二年度でマンパワー対策の重点施策の一環といたしまして、百二十分の大幅な時間短縮を内容とする改善を行いまして、平成四年十月以降、週四十二時間という勤務体制が予算の裏づけとして確保されることになったわけでございます。

今後の取り組みにつきましては、これは国家公務員につきましても完全週休二日制移行という状況がございます。また、労働基準法に定めます本則週四十時間勤務体制への移行時期あるいは民間企業の週休二日制の実施状況、こういう状況も十分見きわめながら今後の課題として私ども取り組んでいきたい、こういうふうに考えております。

○児玉委員　今後の課題だ、この点でも私は看護婦さんの場合と同様に、一定の目途というのを皆さんはお考えになるべきだと思うのだけれども、この場合、閣議全体が一九九二年度末と言っているのですから、余りのんびりしたことは言えないだろう。

そのことを述べて、厚生省が昭和五十年の二月の二十六日に社会局関係主管課長会議において「社会福祉施設における職員の勤務体制の改善について」、こういう文書をお出しになっています。その中で「労働省が行っている監督指導の結果、労基法違反の指摘がきわめて多く」云々と述べていらっしゃる。この状態が今改善されているだろうか。

私の調査では、北海道のある特別養護老人ホーム、入所定員五十名、ここではある勤務番の場合に、勤務に入る時間が十四時です。そして準夜から深夜と勤めていって、勤務が明けるのが翌朝の九時三十分、拘束十九時間三十分という勤務割が公然と組まれている。これは北海道だけではありません。京都だとか浜松だとか秋田県だとか、各地でそういう事例があるようです。こういった事態について放置しておいていいのか、その点をお尋ねします。

○末次政府委員　現在、特別養護老人ホームあるいは身体障害者療護施設等の重度の施設につきましては、勤務体制として三直三交代あるいは二直二交代で実施するように指導を行っておるところでございます。御指摘のように、一部長時間労働というケースもございます。

こういう著しく連続した勤務時間につきましては、職員の健康管理の面からも決して好ましいと言えないわけでございまして、こういう施設につきましては、私どもの方で行っております指導監査あるいは都道府県におきます指導監査で、十七時間を超える長時間労働につきましては、これは是正を行うように厳重に指導をしておるところでございます。

今後とも、御指摘のような点につきましては、解消について十分指導を行ってまいりたいと考えております。

○児玉委員　十七時間まではよしとするという点は、私は非常に不十分だと思いますね。この分野で考えてみても、先ほどの看護婦さんの場合と同様に、現在の職員配置基準を改善しなければ法律が言っている処遇の改善はなされない、そのことを強く指摘しておきたいと思います。

次の問題として、この法案をいろいろ拝見していて非常に私が強い関心を持つのは、看護婦法案の第三条三項で言う看護業務のあり方、その部分

です。そこに絞って質問したいと思います。

例えば看護と介護の区別ということがよく言われる。そして、看護補助者の活用だとか病棟クラークだとか病棟薬剤師と看護婦の業務の区別と関連とか、さまざまな議論がされているようです。この点で、参議院に参考人として出席された日本医師会の坂上さんの御意見に私は強い感銘を受けました。

坂上さんはこうおっしゃっている。ある日、小児科医である私のところに白血病で亡くなった方のお母さんが来られて、私に話をなさった。それは、実は自分の娘が白血病で寝ておりますときに、なかなか眠れない、そこへナースが来て本を読んでくださった。子供は本を読んでくれるのを聞きながら眠りに入った。痛みに耐えかねてふとまた目が覚めてみると、ナースがわきに座っていてくれた。そのナースは絵本を読むためだけに座っていたのではないということがよくわかって、子供は非常に感激した。ナースには子供をみとるという心がありますから、ただ本を読んで寝かせるという営みではなかった、こういうことであったそうでありまして、一つのすばらしいエピソードですけれども、同様のことをこの法案審議の準備であちらこちらで聞きました。

看護のお仕事というのは文字どおり全人格的な営みだと思います。例えば、看護と介護というものを行政の方から截然と線を引くというようなことはできないと思うのですが、いかがですか。

○古市政府委員　私は、先生の御指摘のとおりだと思っております。しかし、行政といいますものは、ある程度法律あるいは規則にのっとって現場でいろいろ仕事をするものでございますから、一応医療的色彩が強い方を看護といい、日常生活のサポートが強い方を介護といい、おおむね保健医療分野では看護という言葉を使い、社会福祉では介護と使ってきた。しかし、それはにじのようなものでございまして、どこからが赤で、どこからが青かということは私はないと思います。その基本には福祉の心、看護の心というものが共通して必要であろうということで、それはもう看護も介護も同じだと思っております。

○児玉委員　ただいまのお答え、私もそう思いますね。

それで、看護業務のあり方の検討に際しては、現場の看護婦さんたちの強い願い、すなわち、患者のためによりよい看護をしたい、この願いを土台に据えるべきだと私は思います。勤務形態の問題だとか他の職種との業務の関連の問題など、あくまでそれは医療現場における看護婦さんや医師、さまざまな医療に携わる職員の意見、創意工夫、そういったものを尊重して進めなければならない。行政が細々とこの分野に介入するというようなことがあったら、看護婦さんのやる気を損ねてしまいはしないか。あくまでこれは現場の判断、現場の選択が主になるべきだ。いかがでしょうか。

○古市政府委員　それもまた先生のお説のとおりだと思いますが、ただ残念ながら、現場というのは非常に忙しいということで、業務自身をゆっくり検討して、見直すという時間すらないということもあろうかと思います。そういうことから、私どもは看護業務の見直しということで、昨年から検討会を設けておりますが、それは現場第一線の看護婦さんにも入っていただいて、問題点を洗いざらい出しているわけでございます。

例えば、今病棟の中で看護婦さんが静脈注射のセットをやります。その中にいろいろな薬品を混注する。そういうものは病棟薬剤師という人にやっていただいて、看護婦さんはどんな薬がだれに行っている、どういう作用があるかと知っておればいいので、物理的にそれは薬剤師の方が本当に安全であるし、また看護業務を省力化できるのではないか。

そういうことも含めまして、最終的に行為を全部分け与えてしまったら何が残るんだといったときに、最後に看護の心が残るのかという話もありますが、あらゆることに看護というのはついて回るわけでございますけれども、記録の問題とかそれから検体の搬送とかあるいは注射の用意とか、できるものはみんなで応援して、看護らしい業務にひとつ集中しよう。そういうものも標準マニュアルということではなくて、各病院の規模別、現場別にいろいろな事例を集めたマニュアルをひとつつくろう、それを全国の参考にしていただければどうであろうか、このような作業をしている段階でございます。

○児玉委員　私が言いたいのは、今局長がおっしゃったさまざまな医療行為、そのことについても現場でさまざまな創意工夫が凝らされています。それらが主になるべきであって、そして、厚生省が何らかの検討をなさるというのはあるでしょう。医療現場で実際にどういうふうに事態を好ましい方向に持っていくか、これも現場の声を中心にしていくという以外にないだろうと思うのですね。その点を言いたいのです。行政が細々と介入することがあってはならない。どうですか。

○古市政府委員　先生御承知のように、行政の方も非常に忙しゅうございますので、そう細々までなかなかできない。ただ、現場でできかねることを多くの専門家の意見を聞いて、参考になる資料をつくりたいというわけでございます。よき病院によき医師が集まり、よき医師のもとによき看護婦が集まるということで、医師のあり方も看護業務に影響することが非常に大きいと思っております。そういう意味から、現場ごとに創意工夫を凝らしていい医療環境をつくっていただきたい、このように思っておるわけでございます。

○児玉委員　時間が来ましたから最後に、今厚生省がおっしゃった、あくまで現場の創意を中心にしてという点を私は大切にしていただきたいので、大臣に伺いたいのです。

看護婦さんが働き続けるためのポイントとして幾つかのものがあると思うのですが、一つは給与の改善です。とりわけ三十代、四十代に入ってなかなか給与が上がっていかない。当面せめて高校教員並みの昇給率といいますか、年間の昇給間差を保障しなければならないだろう。それを先行的に国家公務員の部分で、医療職(三)表の部分で盛り込んでいく、これが必要だと思います。厚生省としては人事院に意見を述べるべきではないだろうか。

もう一つのポイントは、看護婦養成に対する公的助成の抜本的強化についてです。この法第四条で言う財政上及び金融上の措置を国が講ずる、看護婦養成の分野で最も発揮されるべきではないか。この二点について大臣の考えを伺って、終わりたいと思います。

○山下国務大臣　基本的には先生のおっしゃるとおりだと思っております。私は、予算の時期だけではなくて、現段階におきましても、大蔵大臣を初め財政当局者と会うごとに、これらの必要性を説いておるわけでございます。今のお話のとおり、処遇の改善あるいはこれに伴う予算とか融資、税制の問題等につきまして今後ともなお一層の努力を払って、目的を達成するようにいたしたいと思っております。

○児玉委員　終わります。

○牧野委員長　柳田稔君。

○柳田委員　今までの御質問が看護婦さんの方が中心でございましたので、私の方は社会福祉事業法の方についてできるだけ質問をさせていただきたいと思います。

平成元年の十二月に高齢者の保健福祉分野における公共サービスの基盤整備を進めるためということで、平成二年度を初年度としますゴールドプラン、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」なるものを策定をいたしました。この中身についてはいろいろと御意見もあるかと思いますが、政府が内容、量、そして目標年度を定めたということで、それなりの評価はしたいと思っております。一方、これをまた策定した以上は、ぜひとも実現をしていただきたいというふうに思うのです。

今回のこの法の改正も、ゴールドプランを達成するためにいかに人材を集めようかということで改正をされたというふうに思っておるのですけれども、このゴールドプランの現在の進捗状況はど

うなっておるのか、また、このゴールドプランの達成によって我が国の高齢者を十分に介護できる水準になるのかどうなのか、まずお伺いしたいと思います。

○岡光政府委員　「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の進捗状況でございますが、予算的な面でまず申し上げますと、平成三年度、国費ベースで一千四百四十一億でございましたが、平成四年度は一千九百八十八億円、約五百五十億円の増を考えておるわけでございます。

それで、先生も御指摘のとおりの在宅福祉対策の緊急整備、それから寝たきり老人をなくするゼロ作戦、それから施設の緊急整備、それから生きがい対策、長寿科学研究の推進、それからゴールドプランの推進についての方策、こんなことで構成をされているわけでございますが、主な項目につきまして実績が出ております平成二年度の状況を御報告をいたしたいと存じます。

まず、ホームヘルパーにつきましては、予算上の三万五千九百五人に対しまして実績は三万八千九百四十五人、それから、いわゆるデイサービスでございますが、予算上の千七百八十カ所に対しまして実績は千六百十五カ所、それから一週間から二週間程度短期滞在をいたしますショートステイにつきましては、予算上の七千六百七十四床に対しまして実績は九千六百七十六床、それから特別養護老人ホームの施設整備の関係でございますが、予算上は十七万二千十九床に対しまして実績は約十七万五千床、老人保健施設は予算上の四万七千八百十一床に対しまして約四万五千床、こういう状況でございまして、おおむね順調に推移をしているのではないかというふうに考えております。

○柳田委員　約二年経過したわけでありますが、今のお答えを聞いておりますと、それなりの進捗状況にはなっているというお答えでございました。あと十年後、平成十二年ですか十三年ですか、その状況を考えたときに、今の二年間を延長していけばほぼ達成できるというお見込みをお持ちなのか、達成をした場合には将来の需給関係はほぼうまくいくというふうに思っていらっしゃるのか、将来の予想をちょっとお聞かせください。

○岡光政府委員　居宅対策それから施設整備ということで、今の調子でいきますと、その両対策は大体思うようにいくのではないだろうかと思っております。そして、ねらいといたしましては、そういう在宅サービスと施設サービスとを適切に組み合わせて、高齢者が介護を要する状態になっても、安心してできる限り自立した生活が送れるような条件が整うというふうに考えております。

具体的には、例えば在宅の寝たきり老人のケースで申し上げますと、ホームヘルパーは週四回から六回、それからデイサービスは週一、二回程度、それからショートステイにつきましては二月に一回は利用できるのではないか。

それから、あわせまして、本年四月から老人訪問看護サービスを始めておりますが、これも週一、二回程度は利用できるということで、こういった福祉面それから保健面からのサービスを組み合わせることによって、今申し上げましたようなできる限り自立した生活を支援できるというふうに考えております。

○柳田委員　今お答えがあったので、ある程度は安心ができるかと思うのですが、人の確保の問題については、やはり若干不安が残るのではないかなという気が私はいたしております。

と申しますのは、これから若年労働人口がだんだん減っていく。一方、世の中は時短が進むと同時に、それなりの賃金も保障されてくるということを考えますと、人材の確保、人手不足は徐々に深刻になるのではないかな。今いろいろと条件がありますけれども、その労働にふさわしい待遇が果たして確保されておるのだろうかという問題が出てくるのではないかと思っております。

今回の改正でいろいろと措置はされているというふうに聞いておりますけれども、それ以外にいろいろと進めなければならないこともあるのではないかな。予算もそのとおりでありましょうし、さらには融資等、そして労働条件等総合的に実施されなければ、ゴールドプランの目標とする人材の確保はだんだん難しくなるのではないかというふうに考えるのですけれども、現状の職員、人材の確保、これについて今後の対策、現状も含めてお答えを願えればというふうに思います。

○山下国務大臣　ただいまお話がございましたように、若年労働者はもとより、今後の労働力全体が非常に厳しい状態になっていくのではないかと私どもは憂慮をいたしておる次第でございます。

それに対して社会福祉施設の職員、例えば保育所の保母にいたしましても、数年前までは十分充足できたんでございますが、全国的に非常にこれまた不足してきている。しかも、先ほどいろいろ御議論がございました看護婦対策につきましても、医療施設にも院内保育をそれぞれつくるということになりますと、それにもまた保母が必要になってくるということになりますと、これ一つとってもこれは容易な問題ではない。ましてや社会福祉施設全体をずっと丹念に見てみますると、相当の決意をもって臨まなければ十分確保できないということを私どもは非常に心配をいたしておる次第でございます。私どもは、今回のこの法律を含めて、これはやはり息の長い取り組みをやっていかなきゃならぬなということで、今後やってまいりたいと思っております。

○柳田委員　労働時間短縮というものは今世の中の流れでありますけれども、もう公務員は既に五月から完全週休二日制ですし、この辺も考慮をして、早急に社会福祉施設の方においても完全週休二日制、週四十時間勤務を達成した方がいいのではないかというふうに思うのですが、いかがでございましょうか。

○末次政府委員　平成二年度の実態を申し上げますと、民間の社会福祉施設におきます労働時間は週四十三・四時間というふうになっておりまして、これは民間企業の同程度の規模の場合の四十三・七時間とほぼ同水準ということになっていたわけでございます。

そこで、平成三年度におきまして週三十分の短縮、さらに平成四年度につきましては週九十分ということで、平成四年十月以降は週四十二時間の勤務体制、隔週二日制の体制が確保されるようになったわけでございまして、この裏打ちをもちまして、民間の社会福祉施設につきまして週休二日制への取り組みが一層促進されていくというふうに考えております。

御指摘のございましたように、国家公務員も完全週休二日制に移行をいたしました。また、労働基準法に定めます本則週四十時間勤務体制への移行ということもスケジュールに上っておりますし、また、民間企業の週休二日制の実施状況、こういうものも十分見ながら、社会福祉施設におきます勤務時間短縮につきましてさらに努力を重ねていきたいと考えております。

○柳田委員　今の若い人たちは、就職する際にいろいろと考えるかと思うのですが、まず完全週休二日制というのが一つの大きなポイントになるのではないか、そして、その次に賃金が来るのではないかというふうに思うのです。いい人材をたくさん集めるためには時短を進めなきゃならない、そして賃金もできるだけいいものを出してあげたい。しかし一方では、人が集まらなければ労働時間短縮もできない。しかし、どっちを先にやればいいのかということもあるわけでありますが、これからいい人材をたくさん集めるためには、先に労働時間短縮に踏み切った方がより集まりやすいのではないかなと思うのです。

今、努力をしたいというよりは、もう二年後には完全週休二日制、週四十時間制になりますという表明をされた方がよりたくさんの若い人材が集まるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○末次政府委員　先ほど申し上げましたように、平成三年度、四年度と大幅な短縮をしてきたという実績を踏まえまして、ひとつ私どもの努力を見

ていただきたいというふうに考えております。

○柳田委員　では、しっかりと努力を見させていただきたいと思います。

それから、あと今度はホームヘルパーの確保についてお尋ねをしたいと思うのですけれども、ゴールドプランの中では十万人を目標としておる。何としても実現をしなければならないというふうに私どもは考えるわけであります。このホームヘルパーの確保についても、やはり同じような議論になるかと思うのですけれども、今回手当額の引き上げを行ったほか、退職手当共済制度の対象ということで措置が講じられておるわけでありますけれども、これ以外にもいろいろときめ細かい配慮をしていかなければ、この十万人の目標も非常に難しくなるのではないかというふうに思うのです。

今回このホームヘルパー確保について、この法案や四年度の予算も含めまして全体像としてどのように描いておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○岡光政府委員　まず、ヘルパー関係の予算について申し上げますと、平成三年度予算が二百五十一億二千六百万余でございましたが、一四％増の二百八十六億四千万、こういうぐあいにまず伸ばしたところでございます。

それから、この平成四年度予算におきましては、特にヘルパーの手当の引き上げを最重点課題として考えました。先生から御指摘ございましたが、従来は介護型と家事中心型ということで二つに分けて、年額二百五十二万余り、それから家事型については百六十八万余りでございましたが、これを一本にいたしまして、約百万円増の三百十八万二千円余りということにしたわけでございます。しかも、これは単価でございまして、それぞれの人の就業実績等を考えまして傾斜配分ができる、実情に応じて幅を持って対応できる、こういう仕組みにしたわけでございます。

それから非常勤につきましても、それぞれ時間給がセットしてございますが、その引き上げを図りました。

そのほかの対応でございますが、活動費を年間六万円から六万六千円に引き上げましたのと、御指摘ございましたが、御審議をお願いしておりますこの法案におきまして、民間の常勤ヘルパーの人につきまして退職手当共済の対象にしたいということを考えております。

それから、できるだけ働きやすい体制を整えるということで、チームで対応できるようにということで、チーム編成をより進めることにしております。要するに、基幹的な主になるヘルパーとパートヘルパー等が組み合わせをしまして、十分な経験を有するリーダーのもとで対応ができるようにしていこう、このリーダーにつきましてはリーダーたる対応が必要になりますので、手当額につきましては加算をしよう、こういうことにしております。

それから、できるだけヘルパーを確保するということで、マンパワーのすそ野を拡大したいということで、段階的な研修システムも推進をしたい。それから、市町村で掘り起こしを必要としますので、そのための事業費も計上する。あるいは福祉人材バンク事業も推進しまして、マンパワーの育成なり就労促進を図りたい。こういうことを特に重点を置いて対応したいと考えておるわけでございます。

こういったことを今後積み重ねまして、御指摘がございましたが、十万人体制をぜひとも確保したいというふうに考えておるわけでございます。

○柳田委員　政府が示したゴールドプランでありますので、ぜひともこの達成ができるように、するように努力していただきたいと思いますし、私どももやはりゴールドプラン、それ以上のものを望みたいと思うのですが、できるだけバックアップをしていきたいと存じております。ただ、若い人の立場から再度申し上げますと、休みがどれだけあるのか、給料が幾らなのか、その次が自分のしたい職種をしたいという感じだと私は思っておりますので、いろいろと待遇面の改善を含めて、今後も努力をしていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○牧野委員長　以上で両案に対する質疑は終局いたしました。

○牧野委員長　これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、内閣提出、看護婦等の人材確保の促進に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○牧野委員長　起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○牧野委員長　起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○牧野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○牧野委員長　次に、請願の審査を行います。

本日公報に掲載いたしました請願日程千七百九十六件を一括して議題といたします。

まず、審査の方法についてお諮りいたします。

各請願の趣旨につきましては、既に文書表等によって御承知のところでありますし、また、理事会等において慎重に御協議いただきましたので、その結果に基づき、直ちに採否の決定に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○牧野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

これより採決いたします。

本日の請願日程中

保育所制度の充実に関する請願十二件

公的骨髄バンクの早期実現に関する請願一件

重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願四十五件

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願一件

国立腎センター設立に関する請願十二件

腎疾患総合対策早期確立に関する請願百九十五件

国民健康カードシステムの開発・普及事業に関する請願一件

肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願四十二件

重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願十一件

在宅障害者の介護体制確立に関する請願三十四件

脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願三十四件

介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願三十四件

電動車椅子の支給基準緩和に関する請願三十四件

老人医療・福祉施設の充実、介護要員確保などの関連予算の増額に関する請願十二件

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願六十九件

残留孤児・婦人等の帰国に関する請願一件

保育行政の充実に関する請願六件

以上の各請願は、いずれも採択の上、内閣に送付

すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○牧野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○牧野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○牧野委員長　この際、御報告いたします。

本日まで本委員会に参考送付されました陳情書は、お手元に配付いたしておりますとおり、子供を生み育てる環境づくりに関する陳情書外四十一件であります。

○牧野委員長　次に、閉会中審査申し出の件についてお諮りいたします。

厚生関係の基本施策に関する件

社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

以上の両件について、議長に対し、閉会中審査の申し出をするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○牧野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、閉会中審査案件が付託になりました場合の諸件についてお諮りいたします。

まず、閉会中委員派遣を行う必要が生じました場合には、議長に対し、委員派遣の承認申請を行うこととし、派遣委員の人選、期間、派遣地等その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○牧野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、閉会中審査におきまして、参考人より意見を聴取する必要が生じました場合には、参考人の出席を求めることとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○牧野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十一分散会

看護婦等の人材確保の促進に関する法律案

看護婦等の人材確保の促進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　看護婦等の人材確保の促進（第三条―第十三条）
第三章　ナースセンター
第一節　都道府県ナースセンター（第十四条―第十九条）
第二節　中央ナースセンター（第二十条―第二十二条）
第四章　雑則（第二十三条―第二十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、看護婦等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本方針を定めるとともに、看護婦等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等を、看護に対する国民の関心と理解を深めることに配慮しつつ図るための措置を講ずることにより、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護婦等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「看護婦等」とは、保健婦、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士をいう。

2　この法律において「病院等」とは、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。次項において同じ。）、助産所（同法第二条第一項に規定する助産所をいう。次項において同じ。）、老人保健施設（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六条第四項に規定する老人保健施設をいう。次項において同じ。）及び指定老人訪問看護事業（同法第四十六条の五の二第一項の指定に係る同法第六条第五項に規定する老人訪問看護事業をいう。）を行う事業所をいう。

3　この法律において「病院等の開設者等」とは、病院、診療所、助産所及び老人保健施設の開設者並びに老人保健法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者をいう。

第二章　看護婦等の人材確保の促進

（基本指針）

第三条　厚生大臣、労働大臣及び文部大臣（労働大臣にあっては次項第三号に掲げる事項のうち病院等に勤務する看護婦等の雇用管理に関する事項並びに同項第五号及び第六号に掲げる事項に限る。）は、看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2　基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一　看護婦等の就業の動向に関する事項

二　看護婦等の養成に関する事項

三　病院等に勤務する看護婦等の処遇の改善に係るものを除く。次条第一項及び第五条第一項において同じ。）に関する事項

四　看護婦等の資質の向上に関する事項

五　看護婦等の就業の促進に関する事項

六　その他看護婦等の確保の促進に関する重要事項

3　基本指針は、看護が国民の保健医療に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護婦等を確保し、あわせて当該看護婦等が適切な処遇の下で、自信と誇りを持って心の通う看護を提供することができるように、看護業務の専門性に配慮した適切な看護業務の在り方を考慮しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応した均衡ある看護婦等の確保対策を適切に講ずることを基本理念として定めるものとする。

4　厚生大臣、労働大臣及び文部大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、厚生大臣及び文部大臣にあっては医療関係者審議会の意見を、労働大臣にあっては中央職業安定審議会の意見をそれぞれ聴き、及び都道府県の意見を求めるほか、自治大臣に協議しなければならない。

5　厚生大臣、労働大臣及び文部大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国は、看護婦等の養成、資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護婦等の処遇の改善その他看護婦等の確保を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2　国は、看護婦等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。

3　国は、広報活動、啓発活動等を通じて、看護の重要性に対する国民の関心と理解を深め、看

護業務に対する社会的評価の向上を図るとともに、看護に親しむ活動（傷病者等に対しその日常生活において必要な援助を行うこと等を通じて、看護に親しむ活動をいう。以下同じ。）への国民の参加を促進することに努めなければならない。

4　地方公共団体は、看護に対する住民の関心と理解を深めるとともに、看護婦等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（病院等の開設者等の責務）

第五条　病院等の開設者等は、病院等に勤務する看護婦等が適切な処遇の下で、その専門知識と技能を向上させ、かつ、これを看護業務に十分に発揮できるよう、病院等に勤務する看護婦等の処遇の改善その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2　病院等の開設者等は、看護に親しむ活動への国民の参加を促進するために必要な協力を行うよう努めなければならない。

（看護婦等の責務）

第六条　看護婦等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に発揮するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第七条　国民は、看護の重要性に対する関心と理解を深め、看護に従事する者への感謝の念を持つよう心がけるとともに、看護に親しむ活動に参加するよう努めなければならない。

（指導及び助言）

第八条　国及び都道府県は、看護婦等の確保を図るため必要があると認めるときは、病院等の開設者等に対し、基本指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うものとする。

（雇用福祉事業としての助成）

第九条　政府は、病院等に勤務する看護婦等の福祉の増進を図るため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十四条の雇用福祉事業として、病院等の開設者等に対して、雇用管理に関する必要な知識の習得のために必要な助成を行うものとする。

（公共職業安定所の職業紹介等）

第十条　公共職業安定所は、就業を希望する看護婦等の速やかな就職を促進するため、雇用情報の提供、職業指導及び就職のあっせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

（看護婦等就業協力員）

第十一条　都道府県は、社会的信望があり、かつ、看護婦等の業務について識見を有する者のうちから、看護婦等就業協力員を委嘱することができる。

2　看護婦等就業協力員は、都道府県の看護婦等の就業の促進その他看護婦等の確保に関する施設及び看護に対する住民の関心と理解の増進に関する施策への協力その他の活動を行う。

（看護婦等確保推進者の設置等）

第十二条　次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護婦等確保推進者を置かなければならない。

一　その有する看護婦等の員数が、医療法第二十一条第一項第一号の規定に基づく省令の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生省令で定めるもの

二　その他看護婦等の確保が著しく困難な状況にあると認められる病院として厚生省令で定めるもの

2　看護婦等確保推進者は、病院の管理者を補佐し、看護婦等の配置及び業務の改善に関する計画の策定その他看護婦等の確保に関する事項を処理しなければならない。

3　医師、歯科医師、保健婦、助産婦、看護婦、看護士その他看護婦等の確保に関し必要な知識経験を有する者として厚生省令で定めるものでなければ、看護婦等確保推進者となることができない。

4　第一項に規定する病院の開設者は、看護婦等確保推進者を置いたときは、その日から三十日以内に、当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に、その看護婦等確保推進者の氏名その他厚生省令で定める事項を届け出なければならない。看護婦等確保推進者を変更したときも、同様とする。

5　都道府県知事は、看護婦等確保推進者が第二項に規定する職務を怠った場合であって、当該看護婦等確保推進者に引き続きその職務を行わせることが適切でないと認めるときは、第一項に規定する病院の開設者に対し、期限を定めて、その変更を命ずることができる。

6　都道府県知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、第一項に規定する病院の開設者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（国の開設する病院についての特例）

第十三条　国の開設する病院については、政令で、この章の規定の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

第三章　ナースセンター

第一節　都道府県ナースセンター

（指定等）

第十四条　都道府県知事は、看護婦等の就業の促進その他の看護婦等の確保を図るための活動を行うことにより保健医療の向上に資することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県ナースセンター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

2　都道府県知事は、前項の申請をした者が職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条第一項の許可を受けて看護婦等につき無料の職業紹介事業を行う者でないときは、前項の規定による指定をしてはならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、当該都道府県センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4　都道府県センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5　都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第十五条　都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一　病院等における看護婦等の確保の動向及び就業を希望する看護婦等の状況に関する調査を行うこと。

二　訪問看護（傷病者等に対し、その者の居宅において看護婦等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。）その他の看護についての知識及び技能に関し、看護婦等に対して研修を行うこと。

三　前号に掲げるもののほか、看護婦等に対し、看護についての知識及び技能に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

四　第十二条第一項に規定する病院その他の病院等の開設者、管理者、看護婦等確保推進者等に対し、看護婦等の確保に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

五　看護婦等について、無料の職業紹介事業を行うこと。

六　看護に関する啓発活動を行うこと。

七　前各号に掲げるもののほか、看護婦等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

（公共職業安定所との連携）

第十六条　都道府県センターは、公共職業安定所との密接な連携の下に前条第五号に掲げる業務

を行わなければならない。

（事業計画等）

第十七条　都道府県センターは、毎事業年度、厚生省令・労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　都道府県センターは、厚生省令・労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（監督命令）

第十八条　都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、都道府県センターに対し、監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第十九条　都道府県知事は、都道府県センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十四条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消さなければならない。

一　第十五条第五号に掲げる業務に係る無料の職業紹介事業につき、職業安定法第三十三条第一項の許可を取り消されたとき。

二　職業安定法第三十三条第三項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間について、同条第四項の規定による更新を受けたときにあっては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後、同条第四項に規定する許可の有効期間の更新を受けていないとき。

2　都道府県知事は、都道府県センターが次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

一　第十五条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があったとき。

三　この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

3　都道府県知事は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

4　都道府県知事は、第二項又は第三項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、都道府県センターにその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第二節　中央ナースセンター

（指定）

第二十条　厚生大臣及び労働大臣は、都道府県センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、看護婦等の確保を図り、もって保健医療の向上に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、中央ナースセンター（以下「中央センター」という。）として指定することができる。

（業務）

第二十一条　中央センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一　都道府県センターの業務に関する啓発活動を行うこと。

二　都道府県センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。

三　都道府県センターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県センターその他の関係者に対し提供すること。

四　二以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動を行うこと。

五　前各号に掲げるもののほか、都道府県センターの健全な発展及び看護婦等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

（準用）

第二十二条　第十四条第三項から第五項まで、第十七条、第十八条及び第十九条第二項から第四項までの規定は、中央センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣及び労働大臣」と、第十四条第三項中「第一項」とあるのは「第二十条」と、第十八条中「この節」とあるのは「次節」と、「監督上」とあるのは「厚生大臣にあっては第二十一条各号に掲げる業務に関し、労働大臣にあっては第二十一条第二号に掲げる業務（都道府県センターの行う第十五条第一号、第四号及び第五号に掲げる業務に係るものに限る。）に関し監督上」と、第十九条第二項中「指定を」とあるのは「第二十条の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を」と、「第十五条各号」とあるのは「第二十一条各号」と、「この節」とあるのは「次節」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第二項」と読み替えるものとする。

第四章　雑則

（経過措置）

第二十三条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（罰則）

第二十四条　次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十二条第一項の規定に違反して看護婦等確保推進者を置かなかった者

二　第十二条第五項の規定による命令に違反した者

第二十五条　第十二条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（職業安定法の一部改正）

第二条　職業安定法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第　号）」を「、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第　号）及び看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第　号）」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第三条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二　看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第　号）を施行すること。

第六条第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の二　看護婦等の人材確保の促進に関する法律の定めるところにより、基本指針を定め、並びに同法の規定に基づき中央ナースセンターを指定し、及びこれに対し、監督を行うこと。

第七条第四項中「指定に関する重要事項」の下に「を調査審議し、及び看護婦等の人材確保の促進に関する法律によりその権限に属させられた事項」を加える。

（労働省設置法の一部改正）

第四条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十三号の五の次に次の二号を加える。

四十三の六　看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針の策定に関すること。

四十三の七　中央ナースセンターの監督に関

すること。

第四条第五十一号中「及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第　号)」を「、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第　号)及び看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第　号)」に改める。

第五条第五十三号の三の次に次の二号を加える。

五十三の四　看護婦等の人材確保の促進に関する法律に基づいて、基本指針を策定すること。

五十三の五　看護婦等の人材確保の促進に関する法律に基づいて、中央ナースセンターを指定し、及びこれに対し監督を行うこと。

(文部省設置法の一部改正)

第五条　文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二　看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第　号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

理　由

我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、看護婦等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、看護婦等の確保の促進を図るため、看護婦等の確保の促進に関する基本指針を策定するとともに、雇用管理研修に対する助成、看護婦等就業協力員の委嘱、看護婦等確保推進者の設置、ナースセンターの指定等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律

(社会福祉事業法の一部改正)

第一条　社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　社会福祉事業(第五十七条―第七十条」を

「第七章　社会福祉事業(第五十
第七章の二　社会福祉事業に従
第一節　基本指針等(第七十
第二節　福祉人材センター
第一款　都道府県福祉人材
第二款　中央福祉人材セン
第三節　福利厚生センター

に

七条―第七十条)
事する者の確保の促進
条の二―第七十条の五)
センター(第七十条の六―第七十条の十二)
ター(第七十条の十三―第七十条の十五)
(第七十条の十六―第七十条の二十)　」

改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二　社会福祉事業に従事する者の確保の促進

第一節　基本指針等

(基本指針)

第七十条の二　厚生大臣は、社会福祉事業が適正に行われることを確保するため、社会福祉事業に従事する者(以下この章において「社会福祉事業従事者」という。)の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2　基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一　社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

二　社会福祉事業を経営する者が行う、社会福祉事業従事者に係る処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るものを除く。)及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

三　前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

四　国民の社会福祉事業に対する理解を深め、国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置の内容に関する事項

3　厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、労働大臣及び自治大臣に協議するとともに、中央社会福祉審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。

4　厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(社会福祉事業を経営する者の講ずべき措置)

第七十条の三　社会福祉事業を経営する者は、前条第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置を講ずるように努めなければならない。

2　社会福祉事業を経営する者は、前条第二項第四号に規定する措置の内容に即した措置を講ずる者に対し、必要な協力を行うように努めなければならない。

(指導及び助言)

第七十条の四　国及び都道府県は、社会福祉事業を経営する者に対し、第七十条の二第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第七十条の五　国は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2　地方公共団体は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節　福祉人材センター

第一款　都道府県福祉人材センター

(指定等)

第七十条の六　都道府県知事は、社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該都道府県センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　都道府県センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4　都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第七十条の七　都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一　社会福祉事業に関する啓発活動を行うこと。

二　社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。

三　社会福祉事業を経営する者に対し、第七十条の二第二項第二号に規定する措置の内

容に即した措置の実施に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。
四　社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。
五　社会福祉事業従事者の確保に関する連絡を行うこと。
六　社会福祉事業に従事しようとする者に対し、就業の援助を行うこと。
七　前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。

（他の社会福祉事業従事者の確保に関する業務を行う団体との連携）

第七十条の八　都道府県センターは、前条に規定する業務を行うに当たっては、他の社会福祉事業従事者の確保に関する業務を行う団体との連携に努めなければならない。

（事業計画等）

第七十条の九　都道府県センターは、毎事業年度、厚生省令の定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　都道府県センターは、厚生省令の定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（監督命令）

第七十条の十　都道府県知事は、この款の規定を施行するために必要な限度において、都道府県センターに対し、第七十条の七に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第七十条の十一　都道府県知事は、都道府県センターが、次の各号のいずれかに該当するときは、第七十条の六第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。
一　第七十条の七に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二　指定に関し不正の行為があったとき。
三　この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2　都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（聴聞）

第七十条の十二　都道府県知事は、前条第一項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第二款　中央福祉人材センター

（指定）

第七十条の十三　厚生大臣は、都道府県センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、中央福祉人材センター（以下「中央センター」という。）として指定することができる。

（業務）

第七十条の十四　中央センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
一　都道府県センターの業務に関する啓発活動を行うこと。
二　二以上の都道府県の区域における社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。
三　社会福祉事業の業務に関し、都道府県センターの業務に従事する者に対して研修を行うこと。
四　社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事業従事者に対して研修を行うこと。
五　都道府県センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。
六　都道府県センターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県センターその他の関係者に対し提供すること。
七　前各号に掲げるもののほか、都道府県センターの健全な発展及び社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。

（準用）

第七十条の十五　第七十条の六第二項から第四項まで及び第七十条の九から第七十条の十二までの規定は、中央センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第七十条の六第二項中「前項」とあるのは「第七十条の十三」と、第七十条の十中「この款」とあるのは「次款」と、「第七十条の七」とあるのは「第七十条の十四」と、第七十一条の十一第一項中「第七十条の六第一項」とあるのは「第七十条の十三」と、「第七十条の七」とあるのは「第七十条の十四」と、「この款」とあるのは「次款」と読み替えるものとする。

第三節　福祉厚生センター

（指定）

第七十条の十六　厚生大臣は、社会福祉事業に関する連絡及び助成を行うこと等により社会福祉事業従事者の福祉厚生の増進を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、福祉厚生センターとして指定することができる。

（業務）

第七十条の十七　福祉厚生センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
一　社会福祉事業を経営する者に対し、社会福祉事業従事者の福祉厚生に関する啓発活動を行うこと。
二　社会福祉事業従事者の福祉厚生に関する調査研究を行うこと。
三　福祉厚生契約（福祉厚生センターが社会福祉事業を経営する者に対してその者に使用される社会福祉事業従事者の福祉厚生の増進を図るための事業を行うことを約する契約をいう。以下同じ。）に基づき、社会福祉事業従事者の福祉厚生の増進を図るための事業を実施すること。
四　社会福祉事業従事者の福祉厚生に関し、社会福祉事業を経営する者との連絡を行い、及び社会福祉事業を経営する者に対し助成を行うこと。
五　前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の福祉厚生の増進を図るために必要な業務を行うこと。

（約款の認可等）

第七十条の十八　福祉厚生センターは、前条第三号に掲げる業務の開始前に、福祉厚生契約に基づき実施する事業に関する約款（以下この条において「約款」という。）を定め、厚生大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　厚生大臣は、前項の認可をした約款が前条第三号に掲げる業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その約款を変更すべきことを命ずることができる。

3　約款に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

（契約の締結及び解除）

第七十条の十九　福祉厚生センターは、福祉厚生契約の申込者が第五十七条第一項若しくは第二項、第六十二条第一項若しくは第二項又は第六十四条第一項の規定に違反して社会福

祉事業を経営する者であるとき、その他厚生省令で定める正当な理由があるときを除いては、福利厚生契約の締結を拒絶してはならない。

2　福利厚生センターは、社会福祉事業を経営する者がその事業を廃止したとき、その他厚生省令で定める正当な理由があるときを除いては、福利厚生契約を解除してはならない。

（準用）

第七十条の二十　第七十条の六第二項から第四項まで及び第七十条の九から第七十条の十二までの規定は、福利厚生センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第七十条の六第二項中「前項」とあるのは「第七十条の十六」と、第七十条の九第一項中「に提出しなければ」とあるのは「の認可を受けなければ」と、第七十条の十中「この款」とあるのは「次節」と、「第七十条の七」とあるのは「第七十条の十七」と、第七十条の十一第一項中「第七十条の六第一項」とあるのは「第七十条の十六」と、「第七十条の七」とあるのは「第七十条の十七」と、「この款」とあるのは「次節」と、「違反した」とあるのは「違反したとき、又は第七十条の十八第一項の認可を受けた同項に規定する約款によらないで第七十条の十七第三号に掲げる業務を行った」と読み替えるものとする。

第七十四条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

第七十四条第二項から第四項までの規定中「第五号まで」を「第六号まで」に改める。

（社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正）

第二条　社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

社会福祉施設職員等退職手当共済法

第一条中「を経営する」を「及び特定社会福祉事業を経営する」に改め、「職員」の下に「及び特定社会福祉事業に従事する職員」を加える。

第二条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に改め、同項第四号中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第四項第三号に規定する」を「社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十七条第一項の規定による届出がなされ、又は同条第二項の規定による許可を受けた身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）にいう」に改め、同項第五号中「精神神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号に規定する」を「社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出がなされ、又は同条第二項の規定による許可を受けた精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう」に改め、同条第七項中「社会福祉施設」を「社会福祉施設等」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「社会福祉施設」の下に「及び特定社会福祉事業（以下「社会福祉施設等」という。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「を経営する」を「及び特定社会福祉事業を経営する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一　児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童居宅生活支援事業のうち児童居宅介護等事業

二　老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた老人居宅生活支援事業のうち老人居宅介護等事業

三　身体障害者福祉法第二十六条第一項の規定による届出がなされた身体障害者居宅生活支援事業のうち身体障害者居宅介護等事業

四　精神薄弱者福祉法第十八条第一項の規定による届出がなされた精神薄弱者居宅生活支援事業のうち精神薄弱者居宅介護等事業及び社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出がなされた精神薄弱者福祉法にいう精神薄弱者地域生活援助事業

五　その他政令で定める社会福祉事業

第十一条第二項から第四項までの規定中「当該社会福祉施設」を「当該社会福祉施設等」に改め、同条第七項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　引き続き一年以上被共済職員である者が、その者に係る共済契約者の経営する社会福祉施設等以外の施設又は事業の業務を常時従事することを要するものとなったことにより退職した場合において、その者が、退職した日から起算して五年以内に、退職手当金を請求しないで再び当該共済契約者の経営する社会福祉施設等に係る職員となったときは、前後の各期間につき第一項から第五項までの規定によって計算した被共済職員期間を合算する。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第二十六条の二　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二十八条中「五千円」を「二十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中社会福祉事業法の目次の改正規定（「第七章　社会福祉事業（第五十七条－第七十条）」を「第七章　社会福祉事業（第五十七条－第七十条の十）
第七章の二　社会福祉事業に従事する者の確保の促進
第一節　基本指針等（第七十条の二－第七十条の五）
第二節　福祉人材センター
第一款　都道府県福祉人材センター（第七十条の六－第七十条の十二）」に改める部分に限る。）及び同法第七章の次に一章を加える改正規定（同法第七章の二第一節及び第二節第一款に係る部分に限る。）並びに附則第四条中厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）第六条第五十四号の改正規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第一条中社会福祉事業法の目次の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び同法第七章の次に一章を加える改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五条の規定　平成五年四月一日

（社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行前に第二条の規定による改正前の社会福祉施設職員退職手当共済法の規定によってした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によってしたものとみなす。

（社会福祉・医療事業団法の一部改正）

第三条　社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「社会福祉施設職員退職手当共済制度」を「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」

に改める。

第二十一条第一項第三号中「社会福祉施設職員退職手当共済法」を「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に、同項第四号中「第五項」を「第四項」に改める。

第三十六条第二項及び第三十七条第一項中「社会福祉施設職員退職手当共済法」を「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第四条　厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五条第六十五号中「社会福祉施設職員退職手当共済法」を「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に改める。

第六条第五十四号中「社会福祉法人」を「社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の定めるところにより、社会福祉法人」に改め、「及び」を削り、「指定する」を「指定し、及び基本指針を定める」に改める。

第五条　厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第六条第五十四号中「を定める」を「を定め、並びに同法の規定に基づき中央福祉人材センター及び福利厚生センターを指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行う」に改める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、福祉サービスへの需要が著しく増大していることにかんがみ、社会福祉事業従事者の確保を図るため、社会福祉事業従事者の確保等に関する基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用対象範囲の拡大等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生委員会議録第十号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一六	二	二三	だいう	だという
一六	三	二一	面績	面積
一八	三	二七	咽候科	咽喉科
三六	二	三〇	今年は	今度は

同　第十二号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三一	一	一九	団魂	団塊

平成四年六月二十五日印刷　平成四年六月二十六日発行　衆議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局　E